

滋賀県感染症発生動向調査 事業報告書

— 第 26 報 —
令和 3 年（2021 年）

滋賀県感染症情報センター

目 次

I 滋賀県感染症発生動向調査事業の概要.....	2
II 患者情報	
1. 調査結果概要.....	8
2. 全数把握疾患の調査結果	
(1) 結核の発生動向.....	17
(2) 腸管出血性大腸菌感染症の発生動向.....	21
(3) レジオネラ症の発生動向.....	24
(4) 侵襲性肺炎球菌感染症の発生動向.....	26
(5) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症の発生動向.....	29
(6) 梅毒の発生動向.....	31
(7) 百日咳の発生動向.....	33
(8) 後天性免疫不全症候群の発生動向.....	35
3. 定点把握疾患の調査結果	
(1) インフルエンザ.....	37
(2) 小児科定点把握疾患.....	39
(3) 眼科定点把握疾患.....	59
(4) 基幹定点把握疾患（週単位）.....	63
(5) 性感染症定点把握疾患.....	65
(6) 基幹定点把握疾患（月単位）.....	69
(7) 定点把握疾患（小児科、眼科、基幹定点）の保健所別および週別 定点当たり報告数...	71
(8) 定点把握疾患（性感染症、基幹定点）の月別 定点当たり報告数.....	90
(9) 定点把握疾患の性別・年齢階級別報告数.....	91
III 病原体検出情報	
1. 細菌検出状況.....	95
2. ウイルス検出状況.....	97
IV 資料	
1. 滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱.....	101
2. 感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領.....	118
3. 滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領.....	124
4. 滋賀県感染症発生動向調査企画検討会設置要綱.....	127
6. 滋賀県感染症発生動向調査の患者定点および病原体定点一覧.....	128
7. 感染症発生動向調査報告週対応表.....	131

I 滋賀県感染症発生動向調査事業の概要

滋賀県感染症発生動向調査事業の概要

1. 事業目的

滋賀県感染症発生動向調査事業は、平成 11 年（1999 年）4 月施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づいて、感染症の発生状況を把握、分析し、情報提供することにより、感染症の発生およびまん延を防止することを目的として、滋賀県によって実施している事業である。

2. 滋賀県感染症情報センター

感染症発生動向調査事業の中心的な役割を担うものとして衛生科学センターに感染症情報センターを設置している。感染症情報センターでは、感染症法の対象疾患に関する情報を迅速に収集、分析、提供・公開している。

3. 情報の収集

患者情報および病原体情報を収集している。

(1) 患者情報（表 1）

対象疾患は一～五類感染症に分類され、一～四類感染症は全数把握対象疾患、五類感染症には全数把握対象疾患および指定医療機関（小児科定点、内科定点、眼科定点、性感染症定点および基幹定点）から届出される定点把握対象疾患がある。指定医療機関（定点）は、インフルエンザ定点 60 カ所（内科および小児科）、小児科定点 36 カ所（インフルエンザ定点も兼ねる）、眼科定点 8 カ所、性感染症定点 11 カ所（産婦人科および皮膚科もしくは泌尿器科）、基幹定点 7 カ所（内科と小児科を有する 300 床以上の病院）が指定されている（図 1 および表 2）。

(2) 病原体情報

病原体情報は、病原体定点（患者定点から選定されたインフルエンザ定点 5、小児科定点 9、眼科定点 1、基幹定点 7 から提供されるインフルエンザ、咽頭結膜熱、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、急性脳炎等の五類感染症と診断された検体のウイルス検査および結核、腸管出血性大腸菌感染症等の二類・三類感染症から分離された菌株の検査を衛生科学センター微生物係において実施した（図 2）。

4. 報告

収集した患者情報および病原体情報は病原体情報オンラインシステム（NESID）により国立感染症研究所感染症疫学センターに報告している（図 2）。

5. 情報の分析・提供・公開

これら収集した県内の情報は、全国の情報（国立感染症研究所感染症疫学センターから還元）と合わせて解析し、滋賀県感染症情報（SIDR）の週報または月報として、県内の医療機関・市町・教育委員会等の関係機関に提供している。また、これらの情報は、ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/eiseikagaku/kansensyou/>）しらがメールおよび学校等欠席者感染症情報システムを用いて、情報

提供している。

6. 感染症法等改正による令和3年の対象感染症の変更・追加

令和3年2月に新型コロナウイルス感染症に対して、期限の定めなく必要な対策を講じられるよう、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に法的位置付けが変更された。なお、本症は本報告書患者情報の掲載対象外とする。

表 1. 感染症発生動向調査事業の概要

類型		届出機関(定点数)	対象疾患	届出時期	届出頻度	情報提供
一類	全数把握疾患	全ての医師	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	診断後 直ちに届出		
二類	全数把握疾患	全ての医師	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)			
三類	全数把握疾患	全ての医師	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス			
四類	全数把握疾患	全ての医師	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	診断時		週報
五類	全数把握疾患	全ての医師	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(入院例に限る。)、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症	診断後 7日以内に届出 (侵襲性髄膜炎菌感染症、風しんおよび麻しんは直ちに届出)		
	定点把握疾患	インフルエンザ定点(60)	インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)	翌週の月曜日に届出	1回/週	
		小児科定点(36)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎			
		眼科定点(8)	急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎			
		STD定点(11)	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症	翌月の初日に届出	1回/月	月報
基幹定点(7)入院患者のみ対象	細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、無菌性髄膜炎、マイコプラズマ肺炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、感染性胃腸炎(ロタウイルスによるものに限る。)	翌週の月曜日に届出	1回/週	週報		
		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症	翌月の初日に届出	1回/月	月報	
新型インフルエンザ等感染症	全数把握疾患	全ての医師	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	診断後 直ちに届出	診断時	週報
指定感染症	全数把握疾患	全ての医師	該当なし			

図 1. 保健所管轄地域

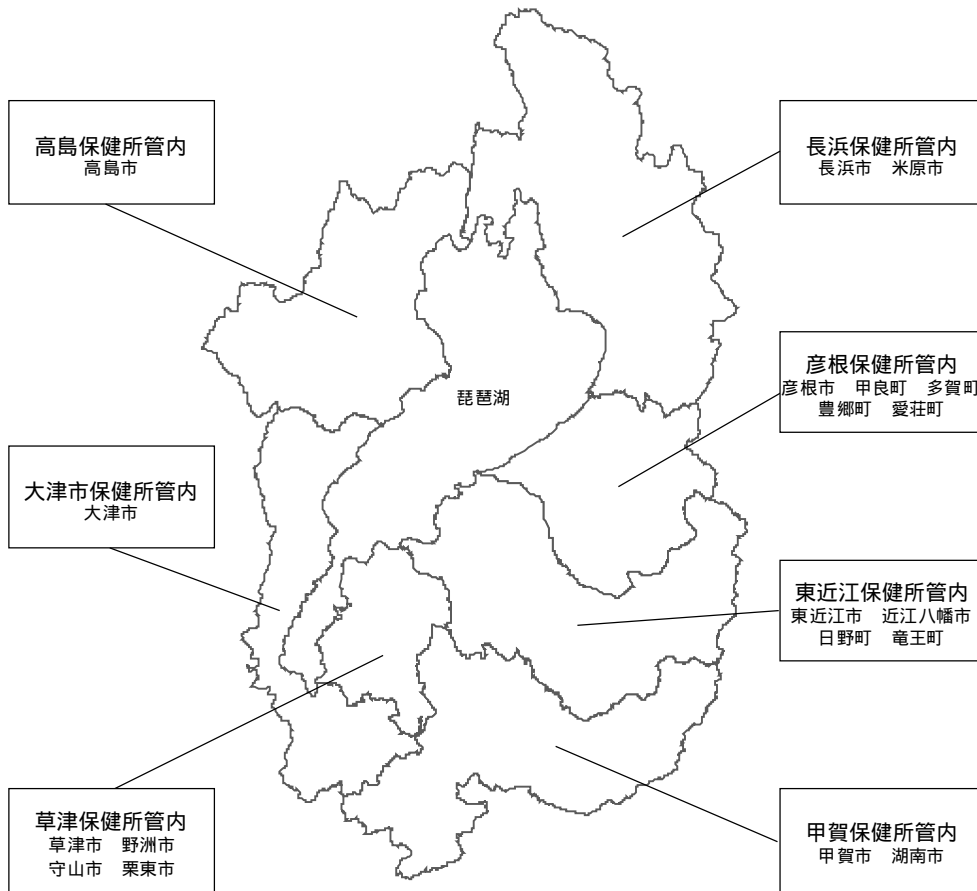
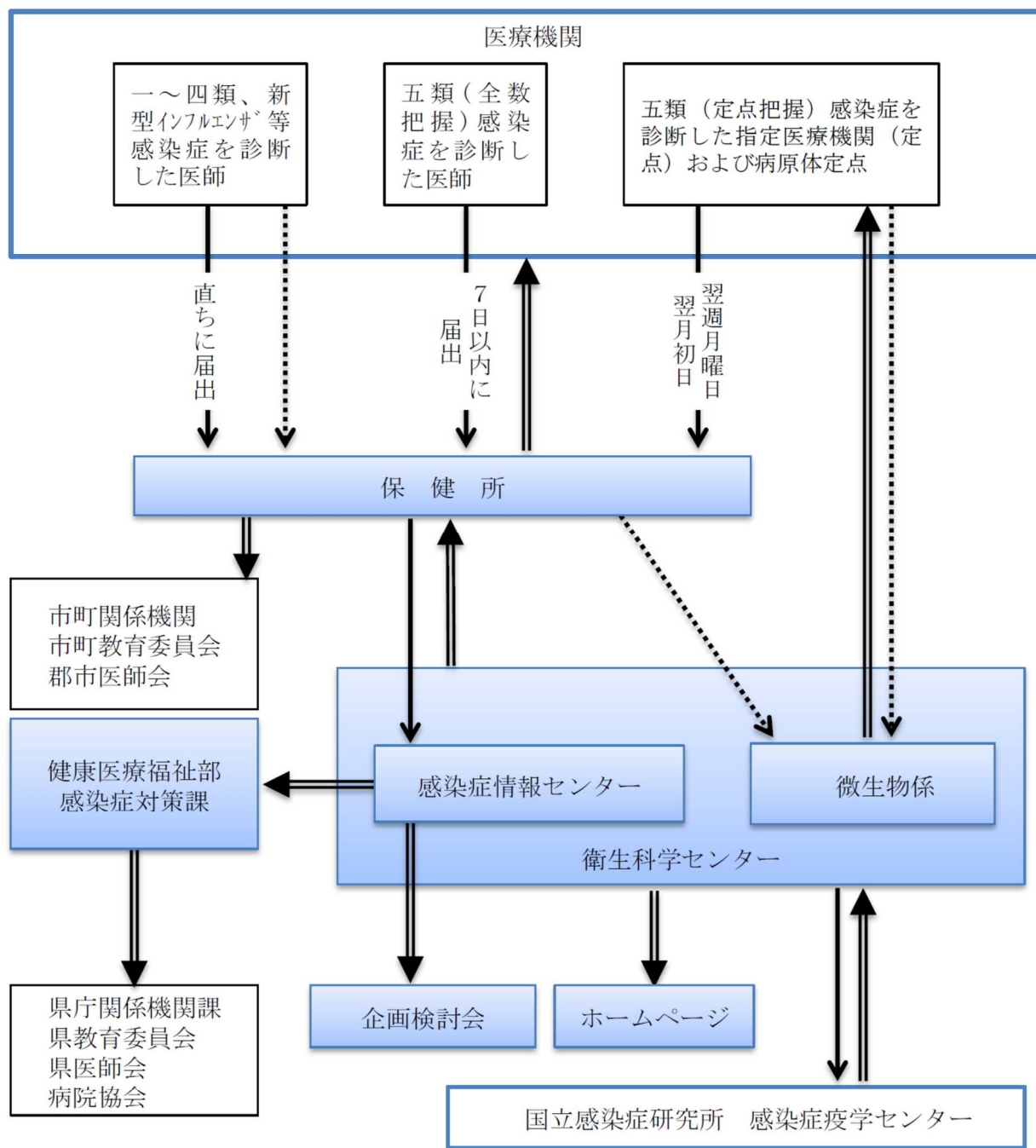


表 2. 保健所管轄の定点数

定点区分	インフルエンザ	小児科	眼科	性感染症	基幹定点
大津市保健所	13(1)	8(2)	2(1)	3(0)	1(1)
草津保健所	13(1)	8(2)	1(0)	2(0)	1(1)
甲賀保健所	7(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(1)
東近江保健所	10(1)	6(2)	1(0)	2(0)	1(1)
彦根保健所	7(0)	4(1)	1(0)	1(0)	1(1)
長浜保健所	7(1)	4(1)	1(0)	1(0)	1(1)
高島保健所	3(1)	2(1)	1(0)	1(0)	1(1)
合計	60(5)	36(9)	8(1)	11(0)	7(7)

() は病原体定点数

図2. 滋賀県感染症発生動向調査事業の情報の流れ



本図に併せて、しらがメールによる一般県民等および学校等欠席者感染症情報システムによる園・学校等関係者に対して、感染症情報センターから情報を提供しています。

II 患者情報

患者情報

1. 調査結果概要

(1) 全数把握対象疾患

令和 3 年の本調査において特記すべき疾患は、梅毒およびカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症（以下「CRE 感染症」という。）である（表 -1-1）。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが起こった 2020 年以降、全国では多くの感染症がそれより前と比べて減少した。このような状況の中、梅毒は全国的に大きく増加した。本県では、令和 3 年は 46 例が報告され、感染症法施行後の最も多い報告数であった令和 2 年を超過し、2 年連続で最多を更新した。人口 10 万人当たりの報告数の保健所管内別では、長浜が最も多く 6.69、次いで大津市が 4.06 であった（p11、表 -1-2）。例年同様、男女ともに 20-30 代に多かった（p32、図 3）。男女ともに異性間性的接触が推定感染経路であった患者が多かった（p32、表 1）。推定感染地域は、県内；15 例、県外；10 例、国内（都道府県不明）；6 例、国外；1 例、不明；14 例であった。

CRE 感染症は、平成 26 年の感染症法改正において五類全数把握疾患に追加され、令和元年以前は 10 例前後で推移していたが、令和 2 年に 19 例、令和 3 年は 25 例が報告され、2 年連続で最多を更新した。人口 10 万人当たりの報告数の保健所管内別では、東近江が最も多く 2.66、次いで草津が 2.58 であった。長浜および高島保健所管内からの報告はなかった（p11、表 -1-2）。令和 3 年に報告された症例で、当所に検体が搬入された 10 例については、カルバペネマーゼ耐性遺伝子は全例で不検出であった（p30、表 1）。

(2) 定点把握対象疾患

全数把握対象疾患と同様に、多くの感染症は 2020 年より前と比べて減少した。

インフルエンザは、本県における 2020 年より前の定点当たりの年間報告数は 300 前後であったが、2021 年は 0.58 と特に大きく減少した（p13、表 -1-3）。

RS ウイルス感染症は、大きく増加し、ピーク時の定点当たり報告数は過去 5 年の最大値よりも高い値となり、ピークは例年 9 月頃に見られるが 2021 年は 6 月から 7 月にかけて見られた（p13、表 -1-3）。

表 -1-1. 全数把握対象疾患 滋賀県および全国 平成28年 - 令和3年(1)

上段：報告数
下段：人口10万対

類型	疾病名	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県(昨年比)	全国
二類	結核	249	24,669	254	23,427	235	22,448	243	21,672	182	17,786	169	16,299
		17.59	19.43	17.98	18.49	16.63	17.75	17.19	17.18	12.89	14.10	11.98	12.99
三類	細菌性赤痢	0	121	0	141	2	268	0	140	0	87	0	7
		-	0.10	-	0.11	0.14	0.21	-	0.11	-	0.07	-	0.01
三類	腸管出血性大腸菌感染 症	56	3,647	41	3,904	30	3,854	70	3,744	54	3,094	80	3,243
		3.96	2.87	2.90	3.08	2.12	3.05	4.95	2.97	3.82	2.45	5.67	2.58
三類	パラチフス	0	20	0	14	0	23	1	21	1	7	0	0
		-	0.02	-	0.01	-	0.02	0.07	0.02	0.07	0.01	-	-
三類	E型肝炎	0	356	0	305	2	446	1	493	0	454	2	460
		-	0.28	-	0.24	0.14	0.35	0.07	0.39	-	0.36	0.14	0.37
三類	A型肝炎	7	272	5	285	1	926	2	425	1	120	0	71
		0.49	0.21	0.35	0.22	0.07	0.73	0.14	0.34	0.07	0.10	-	0.06
四類	オウム病	1	6	0	13	0	6	0	13	0	7	2	9
		0.07	0.00	-	0.01	-	0.00	-	0.01	-	0.01	0.14	0.01
四類	重症熱性血小板減少症 候群	0	60	0	90	0	77	0	101	0	78	1	110
		-	0.05	-	0.07	-	0.06	-	0.08	-	0.06	0.07	0.09
四類	つつが虫病	1	505	1	447	1	456	0	404	1	558	1	544
		0.07	0.40	0.07	0.35	0.07	0.36	-	0.32	0.07	0.43	0.07	0.43
四類	デング熱	4	342	3	245	0	201	1	461	0	45	0	8
		0.28	0.27	0.21	0.19	-	0.16	0.07	0.37	-	0.04	-	0.01
四類	日本紅斑熱	0	277	0	337	0	305	2	318	1	422	0	490
		-	0.22	-	0.27	-	0.24	0.14	0.25	0.07	0.33	-	0.39
四類	レジオネラ症	28	1,602	20	1,733	33	2,142	25	2,316	30	2,059	37	2,133
		1.98	1.26	1.42	1.37	2.34	1.69	1.77	1.84	2.12	1.63	2.62	1.70
五類	アメーバ赤痢	8	1,151	8	1,089	5	843	10	853	3	611	5	537
		0.57	0.91	0.57	0.86	0.35	0.67	0.71	0.68	0.21	0.48	0.35	0.43
五類	ウイルス性肝炎	4	280	4	294	1	277	2	331	1	246	3	203
		0.28	0.22	0.28	0.23	0.07	0.22	0.14	0.26	0.07	0.20	0.21	0.16
五類	カルバペネム耐性腸内 細菌感染症	11	1,573	13	1,660	11	2,289	9	2,333	19	1,956	25	2,066
		0.78	1.24	0.92	1.31	0.78	1.81	0.64	1.85	1.35	1.55	1.77	1.65
五類	急性弛緩性麻痺	1	141	1	141	1	141	1	78	0	34	0	25
		0.07	0.11	0.07	0.11	0.07	0.11	0.07	0.06	-	0.03	-	0.02

平成28年から令和3年に報告のあった疾病
滋賀県人口は統計課「滋賀県推計人口」、全国人口は総務省統計局「人口推計」各年10月1日人口
「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

表 -1-1. 全数把握対象疾患 滋賀県および全国 平成28年 - 令和3年(2)

上段：報告数
下段：人口10万対

類型	疾病名	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県(昨年比)	全国
五類	急性脳炎	3 0.21	763 0.60	4 0.28	702 0.55	4 0.28	679 0.54	3 0.21	959 0.76	9 0.64	491 0.39	1 0.07	338 0.27
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1 0.07	175 0.14	2 0.14	200 0.16	6 0.42	221 0.17	4 0.28	193 0.15	2 0.14	157 0.12	1 0.07	179 0.14
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5 0.35	494 0.39	15 1.06	587 0.46	10 0.71	694 0.55	8 0.57	894 0.71	9 0.64	718 0.57	10 0.71	622 0.50
	後天性免疫不全症候群	10 0.71	1,443 1.14	10 0.71	1,395 1.10	10 0.71	1,301 1.03	12 0.85	1,231 0.98	6 0.42	1,094 0.87	8 0.57	1,053 0.84
	ジアルジア症	4 0.28	71 0.06	1 0.07	60 0.05	0 -	68 0.05	0 -	53 0.04	0 -	28 0.02	0 -	32 0.03
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3 0.21	312 0.25	3 0.21	372 0.29	7 0.50	488 0.39	10 0.71	543 0.43	3 0.21	253 0.20	1 0.07	194 0.15
	侵襲性肺炎球菌感染症	40 2.83	2,735 2.15	47 3.33	3,205 2.53	41 2.90	3,328 2.63	29 2.05	3,344 2.65	18 1.27	1,655 1.31	16 1.13	1,405 1.12
	水痘(入院例)	1 0.07	318 0.25	4 0.28	312 0.25	5 0.35	466 0.37	2 0.14	492 0.39	4 0.28	362 0.29	11 0.78	301 0.24
	梅毒	30 2.12	4,575 3.60	28 1.98	5,826 4.60	24 1.70	7,007 5.54	32 2.26	6,642 5.26	33 2.34	5,867 4.65	46 3.26	7,978 6.36
	播種性クリプトコックス症	2 0.14	137 0.11	2 0.14	137 0.11	2 0.14	182 0.14	1 0.07	156 0.12	2 0.14	152 0.12	0 -	163 0.13
	破傷風	3 0.21	129 0.10	0 -	125 0.10	0 -	134 0.11	1 0.07	126 0.10	0 -	104 0.08	0 -	93 0.07
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0 -	61 0.05	0 -	83 0.07	2 0.14	80 0.06	1 0.07	80 0.06	0 -	136 0.11	0 -	124 0.10
	百日咳	0 -	126 0.10	0 -	91 0.07	12 0.85	2,941 2.33	7 0.50	2,298 1.82	1 0.07	101 0.08	0 -	12 0.01
	風しん	1 0.07	165 0.13	1 0.07	186 0.15	1 0.07	279 0.22	9 0.64	744 0.59	1 0.07	10 0.01	1 0.07	6 0.00
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0 -	33 0.03	0 -	28 0.02	0 -	24 0.02	0 -	24 0.02	0 -	10 0.01	1 0.07	6 0.00

平成28年から令和3年に報告のあった疾病
滋賀県人口は統計課「滋賀県推計人口」、全国人口は総務省統計局「人口推計」各年10月1日人口
「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

表 -1-2. 全数把握対象疾患 滋賀県保健所別 令和3年(1)

上段：報告数

下段：人口10万対

類型	疾病名	滋賀県(保健所)										備考							
		大津市(前年比)		草津(前年比)		甲賀(前年比)		東近江(前年比)		彦根(前年比)			長浜(前年比)		高島(前年比)				
		報告数	人口10万対	報告数	人口10万対	報告数	人口10万対	報告数	人口10万対	報告数	人口10万対		報告数	人口10万対	報告数	人口10万対			
二類	結核	50	38	23	19	26	11	2	11	4.38	0	0	0	0	0	0	0	別掲	
		14.49	10.91	16.23	8.41	16.83	7.36	4.38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	腸管出血性大腸菌感染症	21	15	4	18	13	5	4	13	8.42	3.35	8.76	0	0	0	0	0	0	別掲
		6.09	4.31	2.82	7.97	8.42	3.35	8.76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	バラチフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	E型肝炎	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0.29	0	0	0.44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	A型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
三類	オウム病	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0.89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	重症熱性血小板減少症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0.29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	つつが虫病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	デング熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	日本紅斑熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	レジオネラ症	9	13	2	5	4	4	0	4	2.59	2.68	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		2.61	3.73	1.41	2.21	2.59	2.68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
四類	アメーバ赤痢	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0.87	0.57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
五類	ウイルス性肝炎	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0.29	0.29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
五類	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	8	9	1	6	1	0	0	1	0.65	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		2.32	2.58	0.71	2.66	0.65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
五類	急性弛緩性麻痺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	別掲

平成28年から令和3年に報告のあった疾病

各保健所人口は統計課「滋賀県推計人口」各年10月1日人口

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

表 -1-2. 全数把握対象疾患 滋賀県保健所別 令和3年(2)

上段：報告数
下段：人口10万対

類型	疾病名	滋賀県(保健所)										備考				
		大津市(前年比)		草津(前年比)		甲賀(前年比)		東近江(前年比)		彦根(前年比)			長浜(前年比)		高島(前年比)	
		1	0.29	0	-	0	-	0	-	0	-		0	-	0	-
	急性脳炎	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	<年齢・性別>30歳代男性、<病型>不明、<推定感染地域>不明
	クローン病	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	<年齢・性別>50歳代男性、<病型>古典型、<推定感染地域>不明
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5	1.45	2	0.57	1	0.71	1	0.44	1	0.65	0	-	0	-	<年齢・性別>40歳代男性、50歳代女性、60歳代男性；2例、70歳代男性；2例、70歳代女性、80歳代女性；2例、90歳代女性、<推定感染地域>県内；9例、国内
	後天性免疫不全症候群	3	0.87	0	-	1	0.71	1	0.44	2	1.29	1	0.67	0	-	別掲
	ジアルジア症	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	-	0	-	0	-	1	0.44	0	-	0	-	0	-	<年齢・性別>50歳代女性、<推定感染地域>不明
	侵襲性肺炎球菌感染症	5	1.45	5	1.44	0	-	2	0.89	3	1.94	1	0.67	0	-	別掲
	水痘(入院例)	6	1.74	2	0.57	1	0.71	1	0.44	0	-	1	0.67	0	-	<年齢・性別>10歳代女性、30歳代男性；4例、30歳代女性、40歳代女性、70歳代男性；2例、70歳代女性、80歳代女性；ワクチン接種歴>2回接種、なし；2例、不明；8例<推定感染地域>県内；8例、県外、国内、不明
五類	梅毒	14	4.06	12	3.45	1	0.71	4	1.77	4	2.59	10	6.68	1	2.19	別掲
	播種性クリプトコックス症	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	破傷風	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	百日咳	5	1.45	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	別掲
	風しん	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	麻しん	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	<年齢・性別>10歳未満男性、<病型>臨床診断例、<推定感染地域>県内
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0.67	0	-	<年齢・性別>60歳代女性、<推定感染地域>県内

平成28年から令和3年に報告のあった疾病

各保健所人口は統計課「滋賀県推計人口」各年10月1日人口

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

表 -1-3. 定点把握対象疾患 滋賀県および全国 平成28年 - 令和3年(1)

定点種別	疾病名	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
		滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	
												滋賀県(昨年比)		全国
小児科	インフルエンザ	16,623 319.67	1,751,970 354.58	14,449 277.87	1,614,999 326.66	18,494 355.65	1,898,941 384.40	17,807 342.44	1,876,083 379.77	7,171 125.81	563,488 114.25	34 0.58	1,065 0.22	
	RSウイルス感染症	618 19.94	104,703 33.18	822 26.52	139,557 44.21	730 23.55	120,743 38.29	871 28.10	140,083 44.39	82 2.41	18,097 5.74	1,463 41.80	226,952 71.98	
	咽頭結膜熱	444 14.32	67,487 21.38	569 18.35	92,269 29.23	432 13.94	73,959 23.46	756 24.39	75,449 23.91	272 8.00	35,125 11.14	218 6.23	34,078 10.81	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2,207 71.19	367,815 116.54	1,808 58.32	367,325 116.35	1,944 62.71	358,371 113.66	2,073 66.87	355,082 112.51	1,411 41.50	200,223 63.52	960 27.43	94,073 29.84	
	感染性胃腸炎	11,044 356.26	1,116,800 353.87	8,803 283.97	871,927 276.19	7,170 231.29	850,138 269.63	6,766 218.26	809,153 256.39	3,580 105.29	420,039 133.26	3,929 112.26	509,754 161.67	
	水痘	757 24.42	65,383 20.72	715 23.06	60,162 19.06	532 17.16	55,480 17.60	429 13.84	56,799 18.00	235 6.91	31,768 10.08	195 5.57	17,782 5.64	
	手足口病	697 22.48	69,139 21.91	3,846 124.06	358,806 113.65	1,421 45.84	122,725 38.92	3,539 114.16	402,529 127.54	137 4.03	18,364 5.83	597 17.06	77,164 24.47	
	伝染性紅斑	230 7.42	51,419 16.29	26 0.84	12,436 3.94	86 2.77	49,174 15.60	1,297 41.84	108,223 34.29	156 4.59	18,247 5.79	20 0.57	2,209 0.70	
	突発性発しん	618 19.94	76,270 24.17	606 19.55	73,303 23.22	524 16.90	71,177 22.57	394 12.71	64,521 20.44	528 15.53	65,537 20.79	517 14.77	60,172 19.08	
	ヘルパンギーナ	1,572 50.71	129,371 40.99	1,005 32.42	86,045 27.26	1,077 34.74	99,304 31.50	1,160 37.42	97,069 30.76	255 7.50	25,292 8.02	931 26.60	37,417 11.87	
	流行性耳下腺炎	1,237 39.90	158,996 50.38	836 26.97	77,884 24.67	337 10.87	23,684 7.51	111 3.58	15,153 4.80	70 2.06	8,073 2.56	76 2.17	7,324 2.32	
	眼科	急性出血性結膜炎	-	401	1	441	1	560	-	343	1	185	-	141
		流行性角結膜炎	73 9.13	26,099 37.72	80 10.00	26,736 38.47	165 20.63	30,631 44.01	69 8.63	23,077 33.25	11 1.38	9,081 13.09	14 1.75	6,834 9.85

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「r」：増減なし、「r」：増加、「r」：減少

表 -1-3. 定点把握対象疾患 滋賀県および全国 平成28年 - 令和3年(2)

定点種別	疾病名	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
基幹	細菌性髄膜炎	10 1.43	493 1.03	7 1.00	483 1.01	6 0.86	506 1.05	11 1.57	455 0.95	16 2.29	389 0.81	12 1.71	367 0.77
	無菌性髄膜炎	16 2.29	1,379 2.89	22 3.14	955 2.00	16 2.29	806 1.68	12 1.71	815 1.70	6 0.86	464 0.97	6 0.86	461 0.96
	マイコプラズマ肺炎	105 15.00	19,721 41.34	44 6.29	8,366 17.54	16 2.29	5,598 11.66	34 4.86	6,080 12.69	41 5.86	3,534 7.39	4 0.57	680 1.42
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	354 0.74	2 0.29	263 0.55	-	144 0.30	1 0.14	94 0.20	-	54 0.11	-	23 0.05
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	100 14.29	5,266 11.04	16 2.29	4,991 10.46	15 2.14	3,234 6.74	44 6.29	4,703 9.82	2 0.29	251 0.53	1 0.14	91 0.19
	インフルエンザ(入院)	206 29.43	13,957 27.91	215 30.71	16,258 32.52	265 37.86	20,078 40.16	254 36.29	24,925 49.85	98 14.00	7,656 15.31	4 0.57	79 0.16
	性器クラミジア感染症	51 5.67	24,397 24.77	49 5.44	24,825 25.13	57 6.33	25,467 25.88	34 3.78	27,221 27.69	74 6.73	28,381 28.93	64 5.33	30,003 30.52
	性器ヘルペスウイルス感染症	42 4.67	9,175 9.31	17 1.89	9,308 9.42	34 3.78	9,129 9.28	40 4.44	9,413 9.58	37 3.36	9,000 9.17	26 2.17	8,981 9.14
	尖圭コンジローマ	37 4.11	5,734 5.82	25 2.78	5,437 5.50	55 6.11	5,609 5.70	34 3.78	6,263 6.37	31 2.82	5,685 5.80	36 3.00	5,602 5.70
	淋菌感染症	20 2.22	8,298 8.42	13 1.44	8,107 8.21	15 1.67	8,125 8.26	18 2.00	8,205 8.35	21 1.91	8,474 8.64	16 1.33	10,399 10.58
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	243 34.71	16,338 34.11	242 34.57	16,551 34.55	193 27.57	16,311 33.91	217 31.00	16,241 33.84	181 25.86	14,940 31.19	177 25.29	14,516 30.30	
ペニシリン耐性肺炎球菌	2 0.29	2,017 4.21	1 0.14	2,001 4.18	22 3.14	1,895 3.94	18 2.57	1,754 3.65	1 0.14	879 1.84	2 0.29	846 1.77	
薬剤耐性緑膿菌感染症	-	157 0.33	1 0.14	128 0.27	-	121 0.25	-	127 0.26	-	116 0.24	1 0.14	118 0.25	

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「↑」：増減なし、「↑」：増加、「↓」：減少

表 -1-4. 定点把握対象疾患 滋賀県保健所別 令和3年(1)

上段：報告数
下段：定点当たり報告数

定点種別	疾病名	保健所													
		大津市(昨年比)		草津(昨年比)		甲賀(昨年比)		東近江市(昨年比)		彦根(昨年比)		長浜(昨年比)		高島(昨年比)	
		9	8	9	8	1	5	5	1	1	6	4			
小児科	インフルエンザ	0.69	0.62	0.17	0.56	0.14	0.86	1.33	194	278	89	592	77	116	117
	RSウイルス感染症	24.25	34.75	29.67	118.40	19.25	29.00	58.50	13	79	5	71	23	24	3
	咽頭結膜熱	1.63	9.88	1.67	14.20	5.75	6.00	1.50	254	107	47	176	18	335	23
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	31.75	13.38	15.67	35.20	4.50	83.75	11.50	957	815	266	854	295	611	131
	感染性胃腸炎	119.63	101.88	88.67	170.80	73.75	152.75	65.50	66	43	22	38	9	11	6
	水痘	8.25	5.38	7.33	7.60	2.25	2.75	3.00	89	147	68	150	27	87	29
	手足口病	11.13	18.38	22.67	30.00	6.75	21.75	14.50	4	2	1	7	-	3	3
	伝染性紅斑	0.50	0.25	0.33	1.40	-	0.75	1.50	129	156	45	110	14	56	7
	突発性発しん	16.13	19.50	15.00	22.00	3.50	14.00	3.50	64	265	95	230	25	141	111
	ヘルパンギーナ	8.00	33.13	31.67	46.00	6.25	35.25	55.50	28	10	1	22	5	10	-
	流行性耳下腺炎	3.50	1.25	0.33	4.40	1.25	2.50	-	-	-	-	-	-	-	-
	急性出血性結膜炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼科	流行性角結膜炎	1	6	3	-	4	-	-	0.50	6.00	3.00	-	-	-	

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

表 -1-4. 定点把握対象疾患 滋賀県保健所別 令和3年(2)

上段：報告数
下段：定点当たり報告数

定点種別	疾病名	保健所									
		大津市(昨年比)	草津(昨年比)	甲賀(昨年比)	東近江市(昨年比)	彦根(昨年比)	長浜(昨年比)	高島(昨年比)			
基幹	細菌性髄膜炎	2 2.00	2 2.00	2 2.00	4 4.00	1 1.00	1 1.00	-	-	-	-
	無菌性髄膜炎	-	4 4.00	1 1.00	1 1.00	-	-	-	-	-	-
	マイコプラズマ肺炎	-	-	4 4.00	-	-	-	-	-	-	-
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1.00	-
	インフルエンザ(入院)	1 1.00	-	-	-	-	-	3 3.00	-	-	-
	性器クラミジア感染症	23 7.67	3 1.50	6 6.00	9 4.50	3 3.00	13 13.00	7 3.50	-	-	-
	性器ヘルペスウイルス感染症	20 6.67	2 1.00	-	4 2.00	-	-	-	-	-	-
	尖圭コンジローマ	11 3.67	5 2.50	2 2.00	11 5.50	3 3.00	2 2.00	2 1.00	2 1.00	-	-
	淋菌感染症	7 2.33	2 1.00	2 2.00	2 1.00	1 1.00	2 2.00	-	-	-	-
性感染症(月単位)	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	13 13.00	18 18.00	13 13.00	33 33.00	12 12.00	63 63.00	25 25.00	-	-	-
	ペニシリン耐性肺炎球菌	-	-	-	-	-	2 2.00	-	-	-	-
基幹(月単位)	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1.00

「-」：令和2年および令和3年ともに報告なし、「」：増減なし、「」：増加、「」：減少

2. 全数把握疾患の調査結果

(1)結核の発生動向

結核は公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター（<https://jata-ekigaku.jp>）のデータを用いて解析した。本解析は、主に活動性結核を対象としている。

ア 全国の新登録患者

結核研究所疫学情報センターの年報によると、令和3年の全国の新登録患者数は、令和2年(12,739例(人口10万人対の罹患率(以下、罹患率という。);10.1))と比べて減少し、11,519例(罹患率;9.2)であった(図1)。世界保健機関(WHO)による低まん延国の基準(人口10万人あたり10人未満)を満たし低まん延国となった。

新登録結核患者のうち70歳代(19.5%)および80歳代(29.9%)の割合が高く、70歳以上で全体の63.6%を占めており、高齢者における報告割合が上昇している。また、80歳代(罹患率;36.5)および90歳代(罹患率;64.6)の罹患率が高く、80歳代の罹患率は70歳代の罹患率と比較して約2.7倍、60歳代の罹患率と比較して約5.2倍であった。

イ 滋賀県の新登録患者

令和3年の新登録患者数(117例)および罹患率(8.3)は、令和2年(新規登録者数;122例、罹患率;8.6)と比べて減少した(図2)。

保健所管内別の罹患率は甲賀(新登録患者数;20例、罹患率;14.1)、彦根(新登録患者数;17例、罹患率;11.0)、高島(新登録患者数;5例、罹患率;10.9)の各保健所管内で10を上回った(図3、表1)。

年齢階級別の罹患率は、男性では70歳以上、女性では80歳以上で10を超過した(表2)。男性女性ともに80歳以上の罹患率は他の年齢階級と比べて高かった。0~19歳において、新登録患者は0例であった。

新登録患者数の117例のうち、肺結核活動性は69例(喀痰塗抹陽性者数は28例)、肺外結核活動性は48例であった(表3)。また、日本生まれ;89例、外国生まれ;26例、出生地不明;2例であった。

潜在性結核感染症(新登録患者数には含まれない)は52例であった。

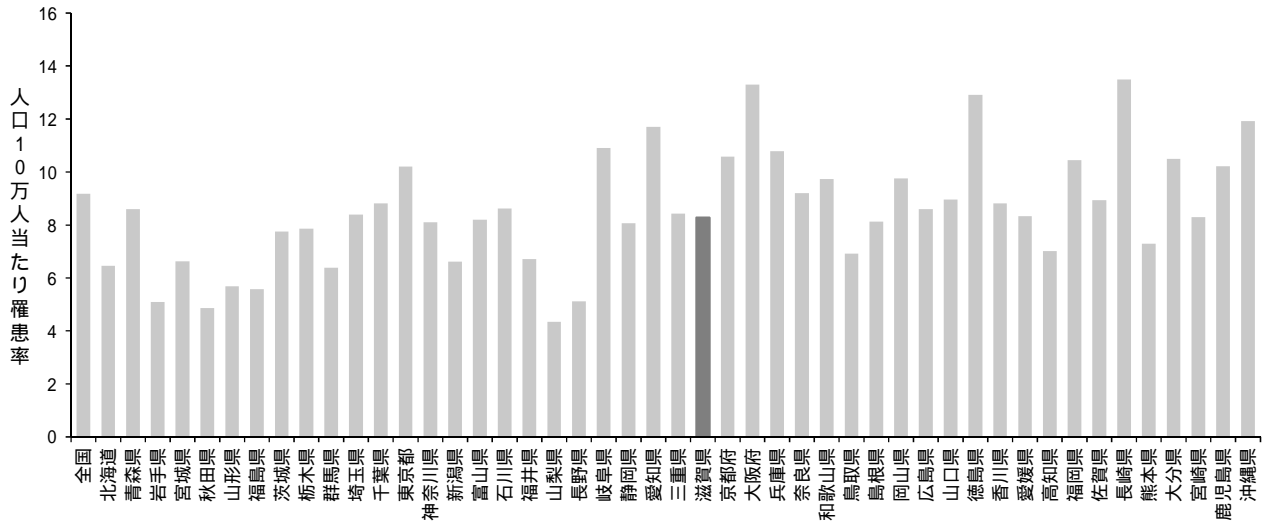


図1. 令和3年の結核の都道府県別罹患率（人口10万当たり）

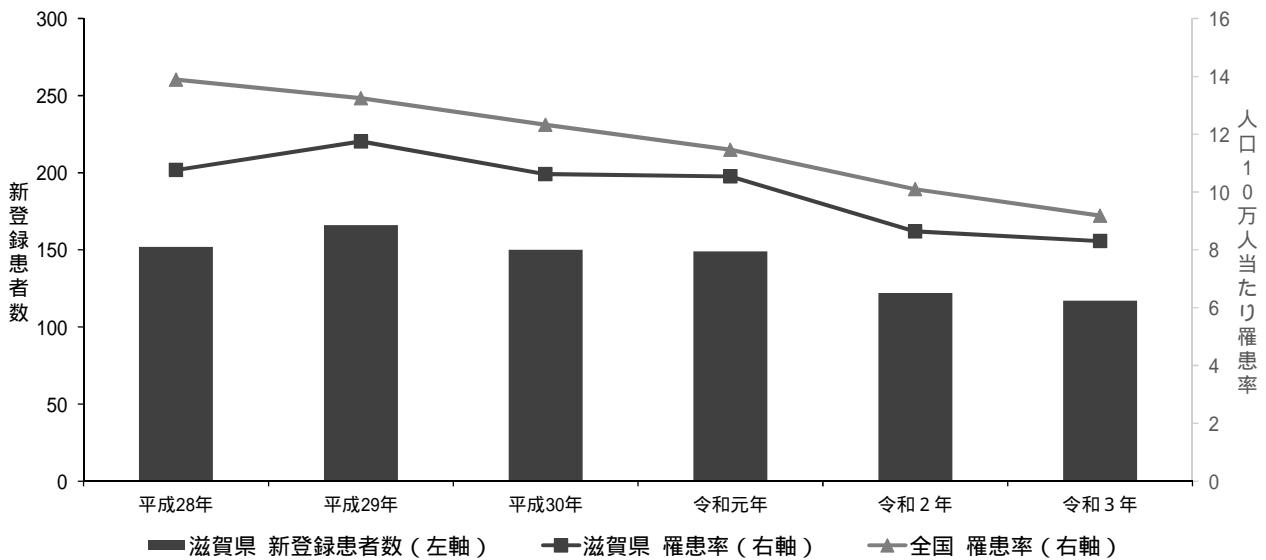


図2. 結核の新登録患者数（滋賀県）および罹患率（全国と滋賀県）の推移

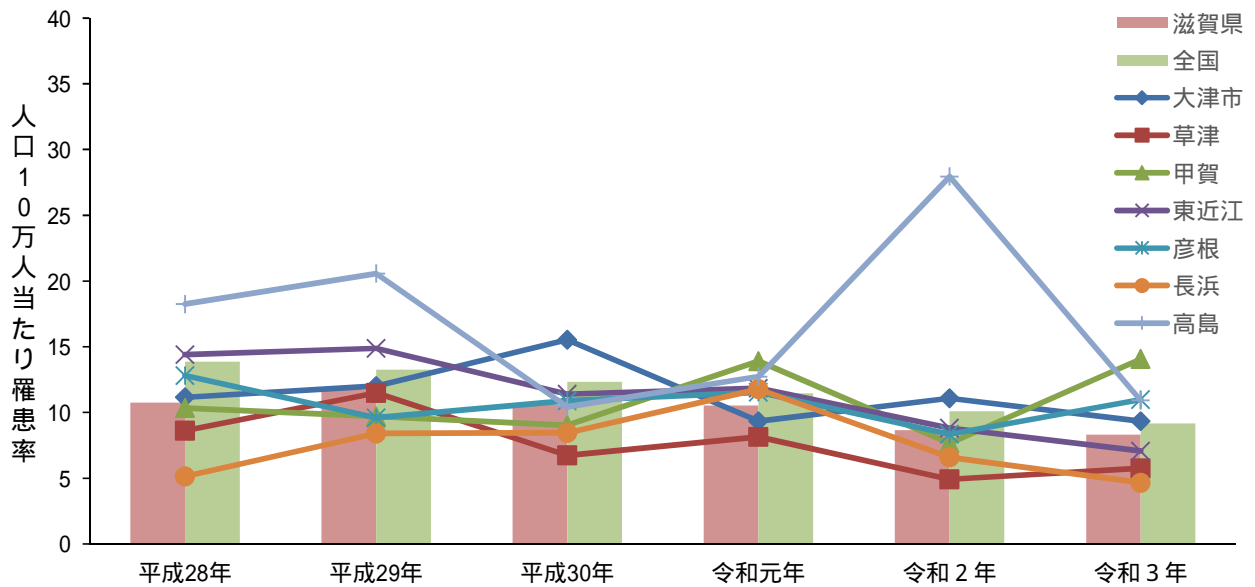


図3. 結核の全国、滋賀県および保健所別罹患率の推移 (平成28年～令和3年)

表1. 結核の保健所別新登録者数および人口10万人あたり罹患率 (平成28年～令和3年)

	上段：新登録患者数							下段：人口10万人あたり罹患率		
	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	滋賀県	全国	
平成28年	38	29	15	33	20	8	9	152	17,625	
	11.1	8.6	10.4	14.4	12.8	5.1	18.2	10.8	13.9	
平成29年	41	39	14	34	15	13	10	166	16,789	
	12.0	11.5	9.7	14.9	9.6	8.4	20.6	11.7	13.3	
平成30年	53	23	13	26	17	13	5	150	15,590	
	15.5	6.7	9.0	11.4	10.9	8.5	10.4	10.6	12.3	
令和元年	32	28	20	27	18	18	6	149	14,460	
	9.4	8.1	13.9	11.9	11.5	11.8	12.7	10.5	11.5	
令和2年	38	17	11	20	13	10	13	122	12,739	
	11.1	4.9	7.7	8.8	8.4	6.6	27.9	8.6	10.1	
令和3年	32	20	20	16	17	7	5	117	11,519	
	9.3	5.8	14.1	7.1	11.0	4.7	10.9	8.3	9.2	

滋賀県人口は統計課「滋賀県推計人口」、全国人口は総務省統計局「人口推計」各年10月1日人口

表 2. 年齢階級別新登録患者数および罹患率（令和 3 年、滋賀県）

年齢階級	新登録患者数（例）			罹患率		
	計	男性	女性	計	男性	女性
計	117	75	42	8.30	10.77	5.89
0～4歳	0	0	0	-	-	-
5～9歳	0	0	0	-	-	-
10～14歳	0	0	0	-	-	-
15～19歳	0	0	0	-	-	-
20～29歳	20	11	9	13.89	14.37	13.34
30～39歳	10	4	6	6.44	5.01	7.96
40～49歳	6	2	4	2.97	1.96	3.99
50～59歳	2	1	1	1.10	1.10	1.10
60～69歳	9	7	2	5.53	8.82	2.40
70～79歳	15	13	2	8.75	16.05	2.21
80～89歳	42	31	11	45.94	82.29	20.47
90歳以上	13	6	7	50.40	87.91	36.90

表 3. 新登録患者数の内訳（平成 28 年～令和 3 年、滋賀県）

	活動性結核								潜在性結核感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	治療中
		総数	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性その他			
		総数	初回治療	再治療					
平成28年	152	116	55	51	4	36	25	36	94
平成29年	166	112	57	51	6	35	20	54	80
平成30年	150	95	49	49	0	31	15	55	82
令和元年	149	113	47	41	6	41	25	36	82
令和 2 年	122	86	44	42	2	29	13	36	62
令和 3 年	117	69	28	25	3	27	14	48	52

(2) 腸管出血性大腸菌感染症の発生動向

滋賀県における令和3年および過去5年間（平成28年～令和2年）の推移は図1のとおりである。

令和3年は80例（患者；54例、無症状病原体保有者；26例）が報告され、令和2年に比べて増加した。人口10万人当たりの報告数は5.67であり、全国の2.58よりも高い値を示した（図2）。

人口10万人当たりの報告数の保健所管内別では、高島が最も多く8.76、次いで彦根が8.42であった（p11、表-1-2）。6月から7月にかけて同一系列の飲食店で食中毒事件が発生するなど、報告数のピークは例年と同様に夏季に認められたが、10月以降も継続的に報告があった（図3）。最も多い血清型・毒素型はO157VT1VT2であった（表1）。

平成28年から令和3年に報告された腸管出血性大腸菌感染症例のうち9例が溶血性尿毒症症候群を発症し、10歳未満；5例、10代；4例であった（表2）。推定感染地域は59例が滋賀県内であった。

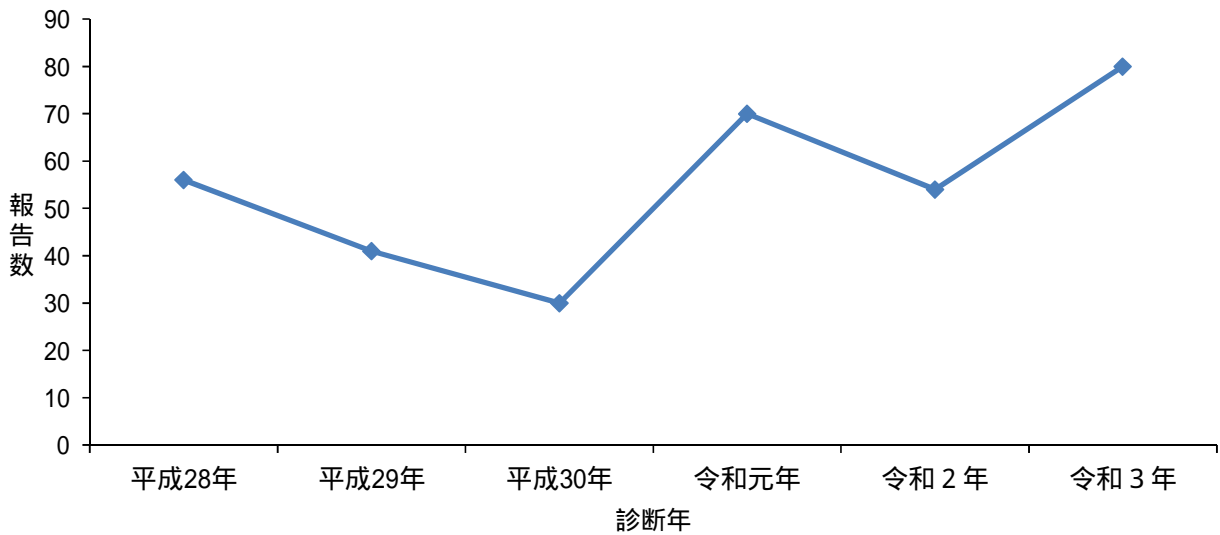


図1. 腸管出血性大腸菌感染症の報告数の推移（平成28年～令和3年、滋賀県）

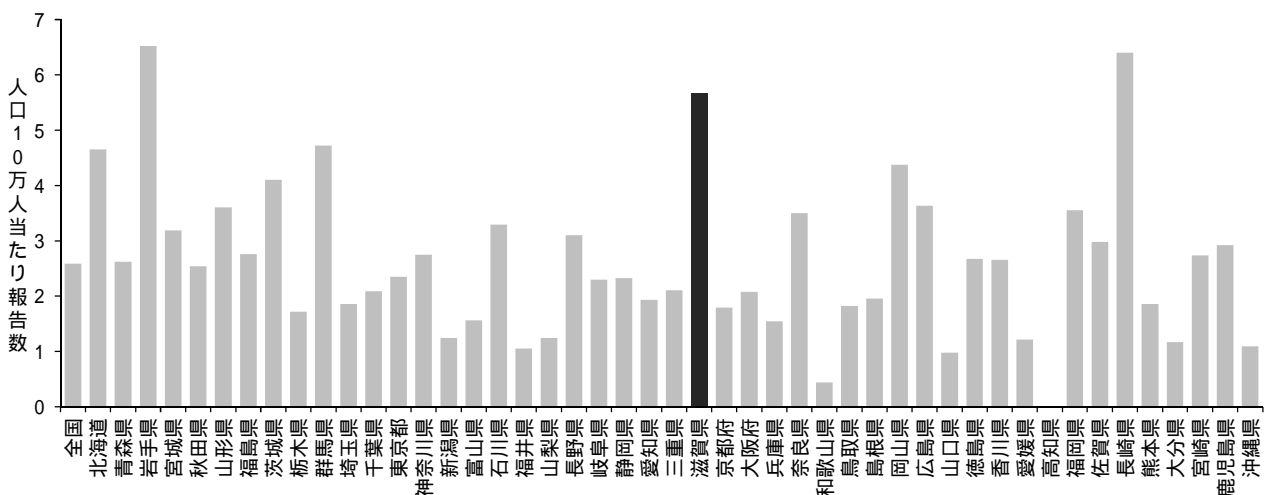


図2. 令和3年の腸管出血性大腸菌感染症の都道府県別報告数（人口10万当たり）

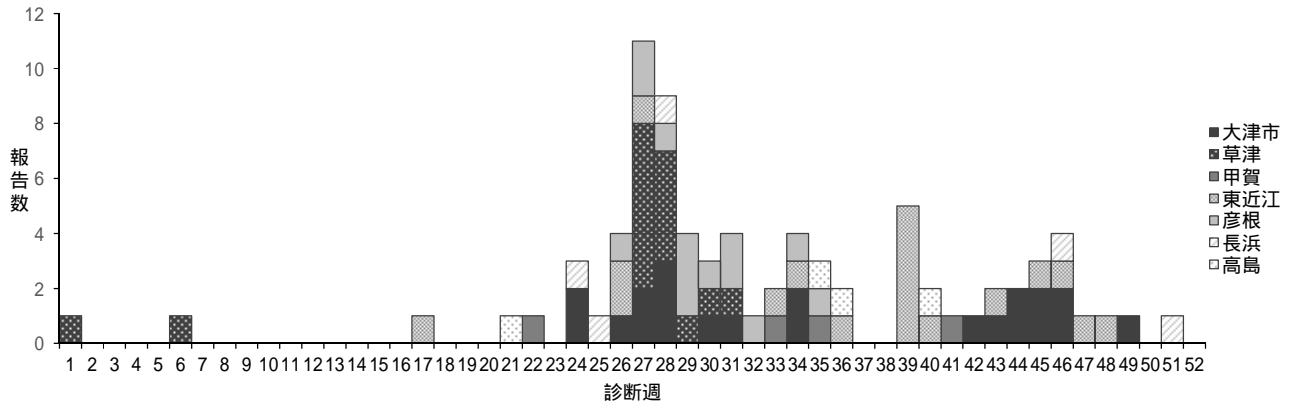


図 3. 令和 3 年の腸管出血性大腸菌感染症の流行曲線（滋賀県、n=80）

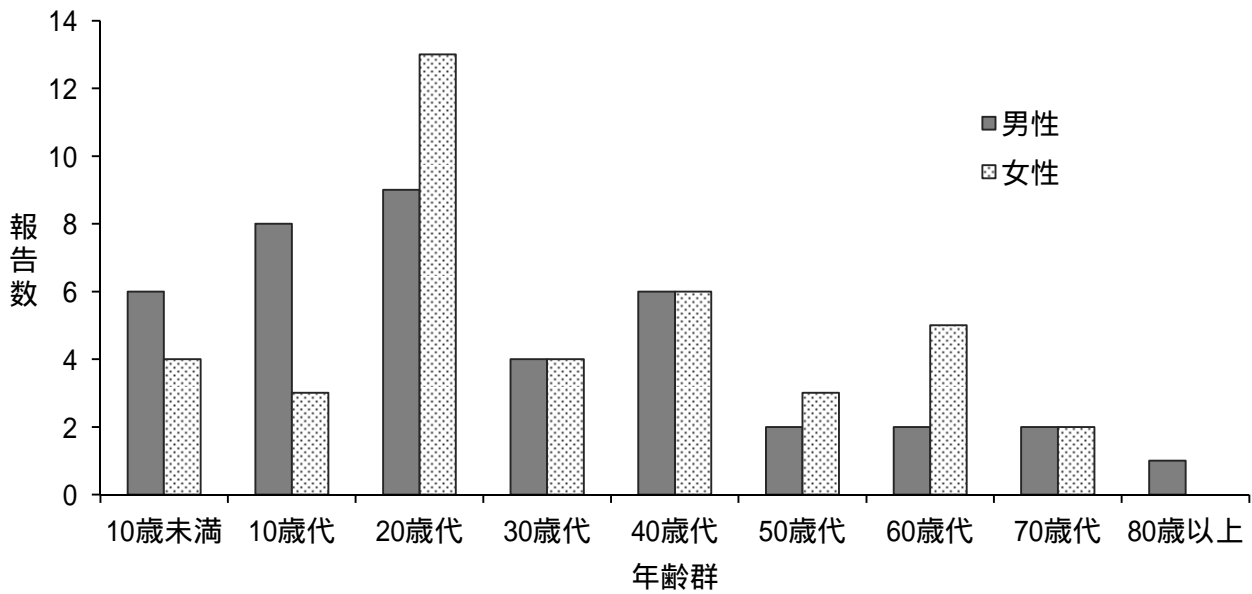


図 4. 令和 3 年の腸管出血性大腸菌感染症の性・年齢別報告数（滋賀県、n=80）

表 1. 腸管出血性大腸菌感染症の血清型・毒素型症例数（平成 28 年～令和 3 年、滋賀県）

	0157				0145			026				0121		0111			02 VT2	074 VT2	0100 VT2	0103 VT1	0112 VT2	0156 VT1	0165 VT2	0168 VT2	その他	不明	
	VT1	VT2	VT1VT2	VT型 不明	VT1	VT2	VT型 不明	VT1	VT2	VT1VT2	VT型 不明	VT1	VT2	VT1	VT2	VT1VT2											
平成28年 (n=56)		16	30	3				2																	1	2	
平成29年 (n=41)	1	13	10	2				8	1			2								1				1	1	1	
平成30年 (n=30)		15	6		1	2		2		1		1														2	
令和元年 (n=70)	4	3	46	4	1		1					1	2												1	7	
令和2年 (n=54)		5	20	1				1			1			11	1				1						1	12	
令和3年 (n=80)	3	19	40	7									1	1											1	3	5

表 2. 溶血性尿毒症症候群（平成 28 年～令和 3 年、滋賀県）

診断年	性別	年齢	血清型
平成28年	女性	10歳代	不明
平成29年	男性	10歳未満	0157 VT1VT2
平成29年	女性	10歳未満	0165 VT2
平成30年	女性	10歳未満	0145 VT2
令和元年	女性	10歳代	0157 VT型不明
令和元年	男性	10歳代	不明
令和2年	女性	10歳代	不明
令和2年	女性	10歳未満	0157 VT2
令和3年	男性	10歳未満	0157 VT1VT2

(3) レジオネラ症の発生動向

滋賀県における令和3年および過去5年間（平成28年～令和2年）の推移は図1のとおりである。

平成27年に20例を超過してから毎年20例以上の報告がある。令和3年は37例が報告され、令和2年に比べて増加した。人口10万人当たりの報告数は2.12であり、全国の1.63よりも高い値を示した（図2）。

人口10万人当たりの報告数の保健所管内別では、草津が最も多く3.73、次いで長浜が2.68であった。高島からの報告はなかった（p11、表 -1-2）。7月、9月および12月に報告数の増加を認めた（図3）。男性（89.2%）が多く、全例が40歳以上であった（図4）。

病型は、肺炎型が35例、ポンティアック熱型が2例であった。推定感染経路は水系感染；8例、水系感染・塵埃感染；3例および不明；26例であった。また、推定感染地域は滋賀県；23例、県外；2例、国内；4例、不明；8例であった。

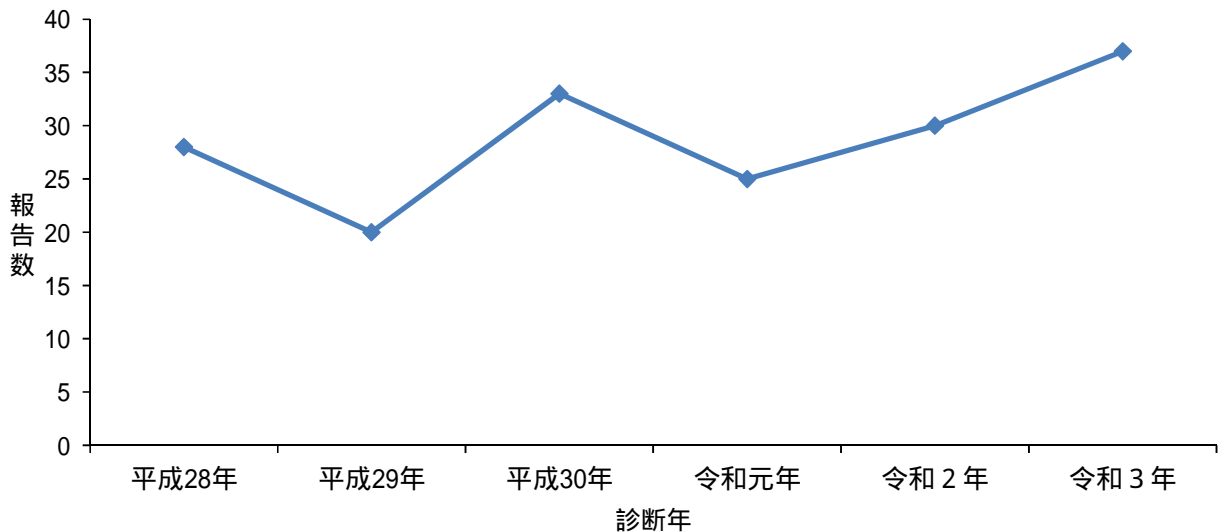


図1. レジオネラ症の報告数の推移（滋賀県）

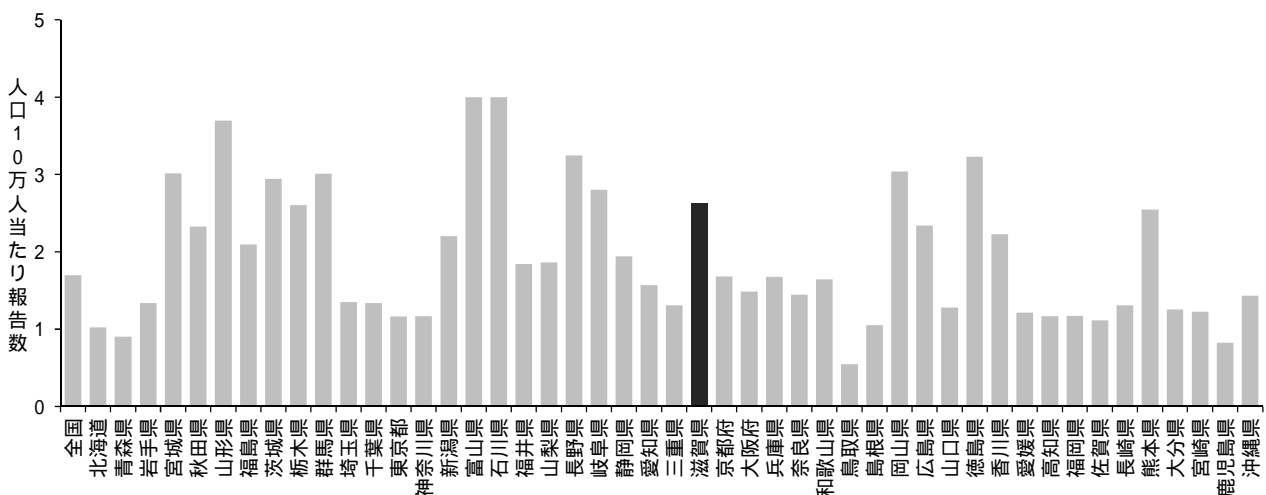


図2. 令和3年のレジオネラ症の都道府県別報告数（人口10万当たり）

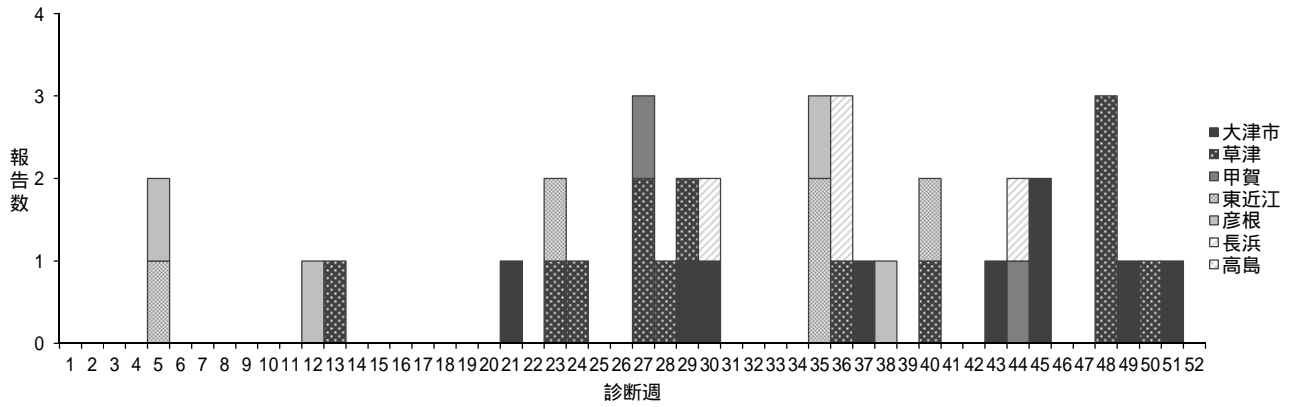


図 3. 令和 3 年のレジオネラ症例の流行曲線（滋賀県、n=37）

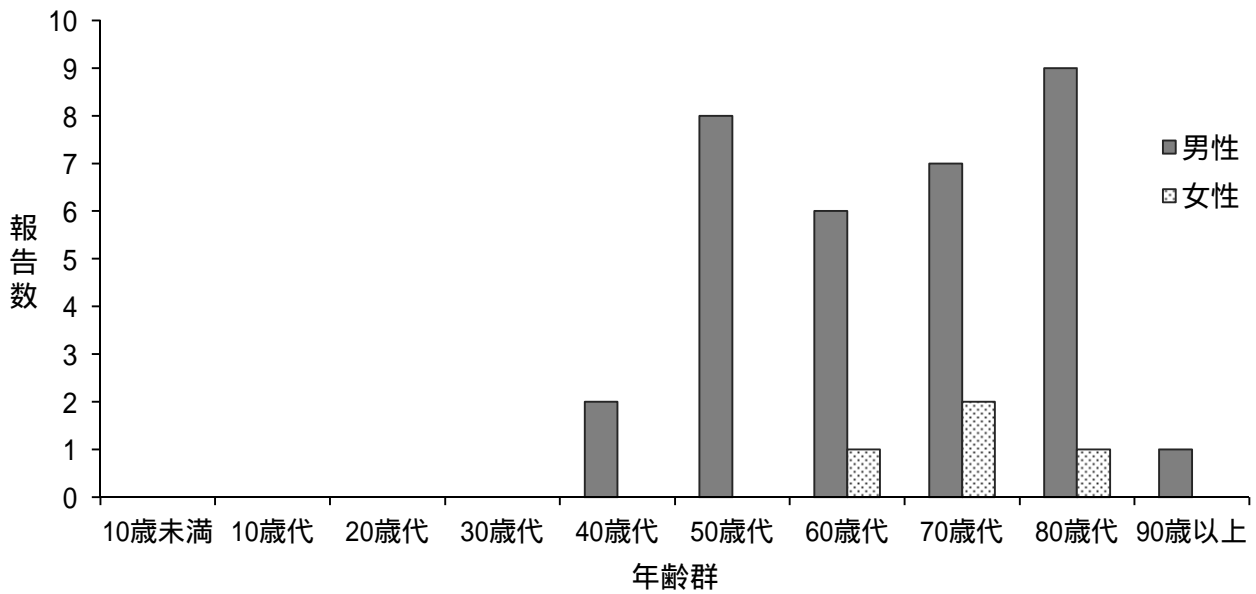


図 4. 令和 3 年のレジオネラ症例の性・年齢別報告数（滋賀県、n=37）

(4) 侵襲性肺炎球菌感染症の発生動向

侵襲性肺炎球菌感染症は平成 25 年 4 月 1 日の感染症法改正において五類全数把握疾患に追加された。医師は診断後 7 日以内の届出が義務付けられている。

滋賀県における令和 3 年および過去 5 年間（平成 28 年～令和 2 年）の推移は図 1 のとおりである。令和 3 年は 16 例が報告され、令和 2 年と比べて減少した。人口 10 万人当たりの報告数は 1.13 であり、全国の 1.12 と同水準の値を示した（図 2）。

人口 10 万人当たりの報告数の保健所管内別では、彦根が最も多く 1.94、次いで大津が 1.45 であった。甲賀および高島保健所管内からの報告はなかった（p12、表 -1-2）。令和 3 年に報告された症例のうち、菌血症を発症した症例は 8 例（50.0%）、髄膜炎を発症した症例はなかった（図 3、図 4）。

ワクチン接種を 1 回以上確認できた症例は 6 例であった（図 5）。

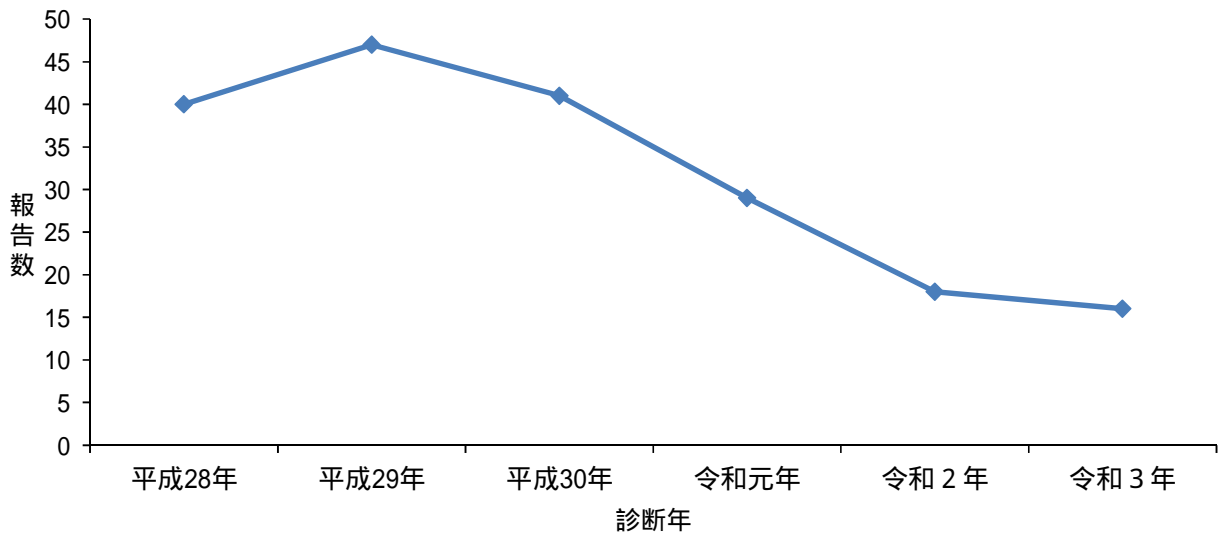


図 1. 侵襲性肺炎球菌感染症の報告数の推移（平成 28~令和 3 年、滋賀県）

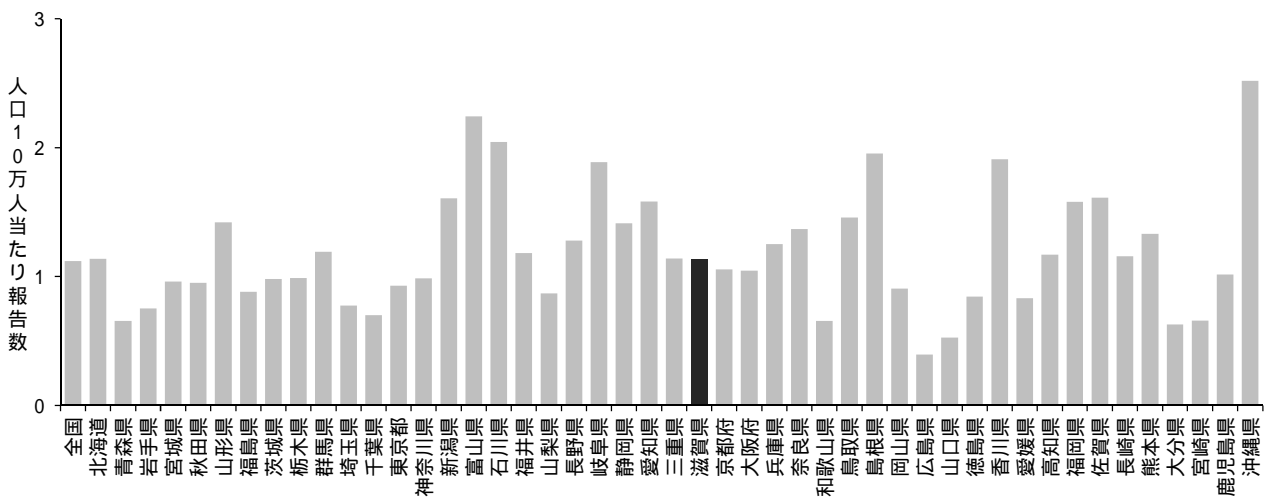


図 2. 令和 3 年の侵襲性肺炎球菌感染症の都道府県別報告数（人口 10 万当たり）

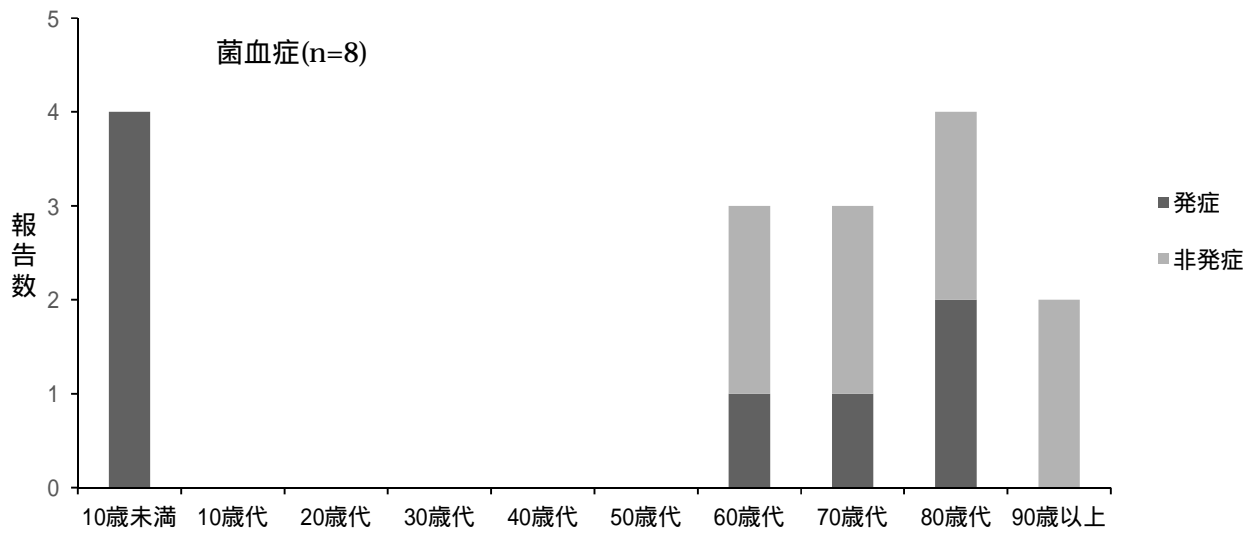


図 3. 令和 3 年の侵襲性肺炎球菌感染症の年齢別の敗血症発症数（滋賀県、n=16）

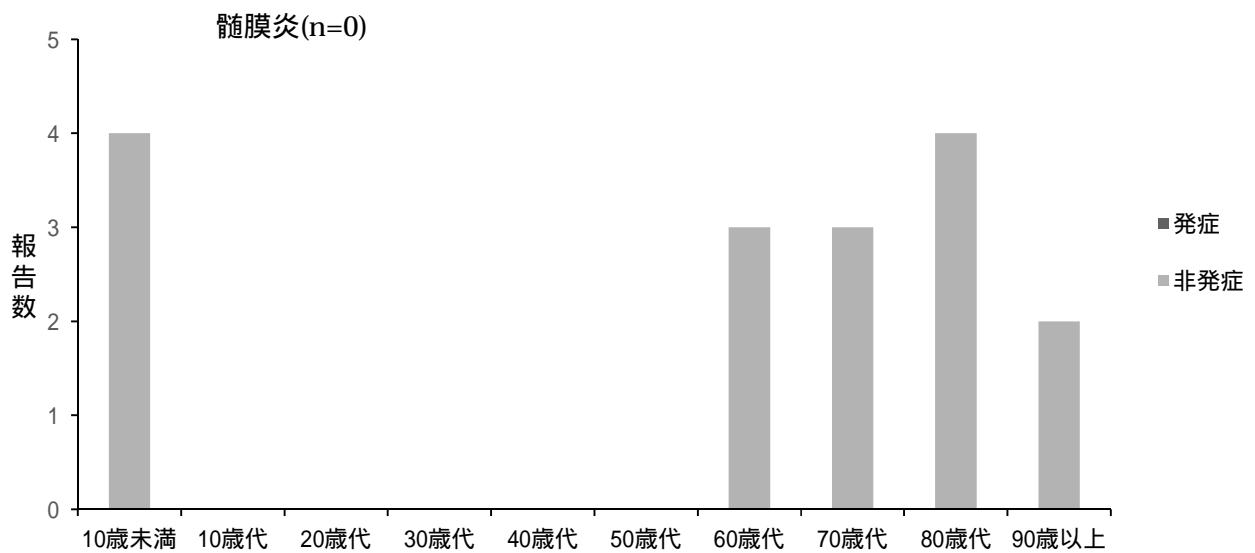


図 4. 令和 3 年の侵襲性肺炎球菌感染症の年齢別の髄膜炎発症数（滋賀県、n=16）

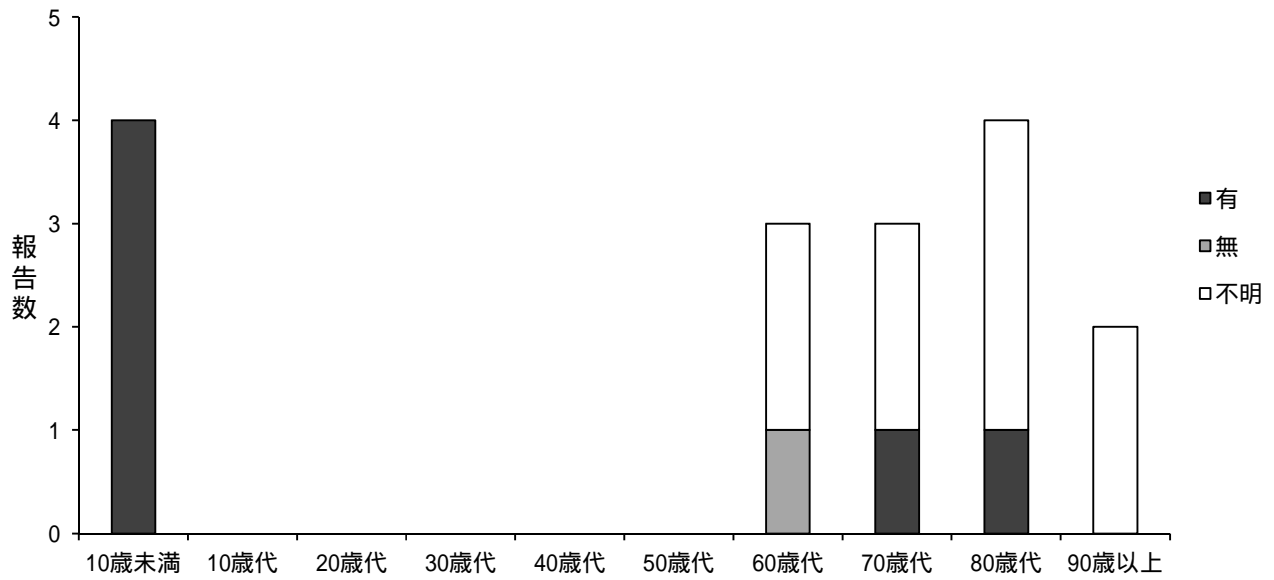


図 5. 令和 3 年の侵襲性肺炎球菌感染症の年齢別のワクチン接種歴（滋賀県、n=16）

(5) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症の発生動向

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(*Carbapenem-resistant Enterobacteriaceae*, CRE)感染症(以下、「CRE 感染症」という。)は、平成 26 年 9 月 19 日の感染症法改正において五類全数把握疾患に追加された。医師は診断後 7 日以内の届出が義務づけられている。

滋賀県における令和 3 年および過去 5 年間(平成 28 年～令和 2 年)の推移は図 1 のとおりである。令和 3 年は 25 例が報告され、年々報告数が増加している。人口 10 万人あたりの報告数は 1.77 であり、全国の 1.65 よりも高い値を示した(図 2)。

人口 10 万人あたりの報告数の保健所管内別では、東近江が最も多く 2.66、次いで草津が 2.58 であった。長浜および高島保健所管内からの報告はなかった(p11、表 -1-2)。

令和 3 年に報告された症例で、当所に検体が搬入された 10 例については、カルバペネマーゼ耐性遺伝子は全例で不検出であった(表 1)。

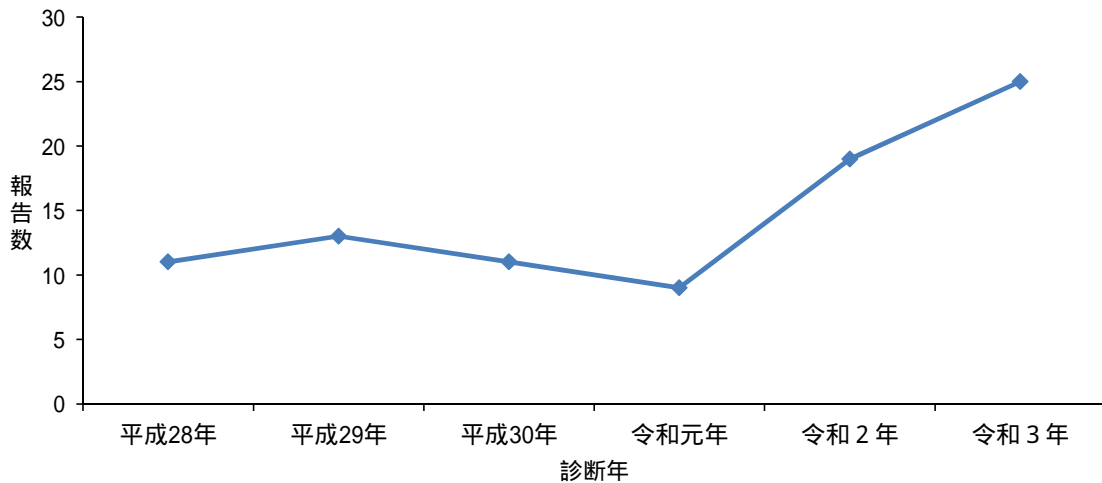


図 1. CRE 感染症の報告数の推移 (平成 28 年～令和 3 年)

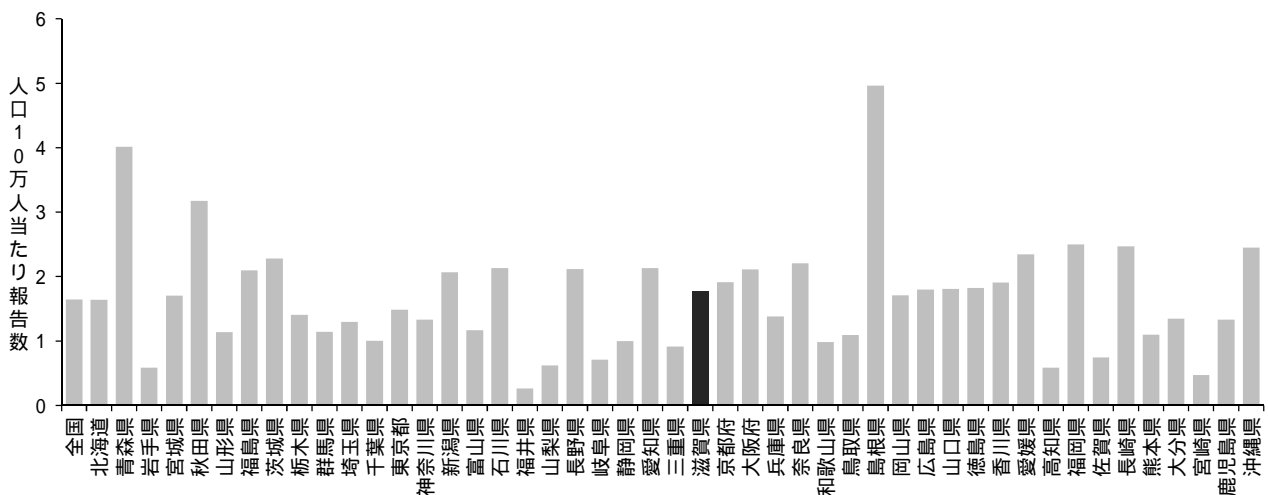


図 2. 令和 3 年の CRE 感染症の都道府県別報告数 (人口 10 万あたり報告数)

表 1. 令和 3 年の CRE の概要 (滋賀県、n=25)

保健所	診断した医療機関	性別	年齢	診断週	菌名	検体	カルバペネマーゼ遺伝子
大津市	A	男性	80歳代	7	<i>Enterobacter cloacae</i>	胆汁	-
大津市	A	男性	70歳代	11	<i>Klebsiella aerogenes</i>	血液	-
大津市	A	男性	30歳代	15	<i>Enterobacter cloacae</i>	血液	-
大津市	B	女性	20歳代	23	<i>Klebsiella oxytoca</i>	血液	-
大津市	A	男性	80歳代	25	<i>Klebsiella aerogenes</i>	潰瘍表面	-
大津市	B	女性	80歳代	43	<i>Enterobacter cloacae</i>	血液	-
大津市	A	女性	50歳代	46	<i>Klebsiella aerogenes</i>	血液	-
大津市	B	男性	80歳代	52	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	-
草津	C	男性	60歳代	14	<i>Klebsiella aerogenes</i>	血液	不検出
草津	C	男性	70歳代	14	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	不検出
草津	C	女性	80歳代	20	<i>Enterobacter cloacae</i>	尿	不検出
草津	C	男性	70歳代	24	<i>Klebsiella aerogenes</i>	血液	不検出
草津	C	男性	80歳代	26	<i>Enterobacter cloacae</i>	血液	不検出
草津	C	男性	80歳代	28	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	不検出
草津	C	女性	80歳代	35	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	不検出
草津	C	女性	80歳代	48	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	不検出
草津	C	男性	80歳代	51	<i>Klebsiella aerogenes</i>	尿	不検出
甲賀	D	男性	70歳代	5	<i>Klebsiella oxytoca</i>	血液	-
東近江	E	男性	70歳代	5	<i>Citrobacter freundii</i>	尿	-
東近江	F	男性	50歳代	19	<i>Enterobacter cloacae</i>	血液	-
東近江	F	男性	70歳代	24	<i>Enterobacter cloacae</i>	血液	-
東近江	F	女性	80歳代	32	<i>Enterobacter cloacae</i>	尿	-
東近江	F	男性	10歳未満	35	<i>Klebsiella aerogenes</i>	膿	-
東近江	G	女性	90歳以上	44	<i>Citrobacter freundii</i>	腹腔内留道チューブ	不検出
彦根	H	男性	60歳代	47	<i>Klebsiella pneumoniae</i>	喀痰	-

「-」：菌株の搬入なし

(6) 梅毒の発生動向

梅毒は、感染症法施行後の平成 11 年から平成 26 年までは 0～9 例で推移していたが、全国的な報告数の増加とともに、滋賀県でも平成 28 年以降は 20 例以上が報告されている。令和 3 年および過去 5 年間（平成 28 年～令和 3 年）の推移は図 1 のとおりである。令和 3 年は 46 例が報告され、令和元年以降 3 年連続で最多となった。人口 10 万人当たりの報告数は 3.26 であり、全国の 6.36 よりも低い値を示した（図 2）。

人口 10 万人当たりの報告数の保健所管内別では、長浜が最も多く 6.69、次いで大津市が 4.06 であった（p12、表 -1-2）。例年同様、男女ともに 20～30 歳代に多かった（図 3）。推定感染経路は、男女ともに異性間性的接触が多かった（表 1）。

病型は、無症候；17 例、早期顕性 期；16 例、早期顕性 期；13 例、晩期顕性；0 例、先天性；0 例であった。

推定感染地域は、県内；15 例、県外；10 例、国内（都道府県不明）；6 例、国外；1 例、不明；14 例であった。

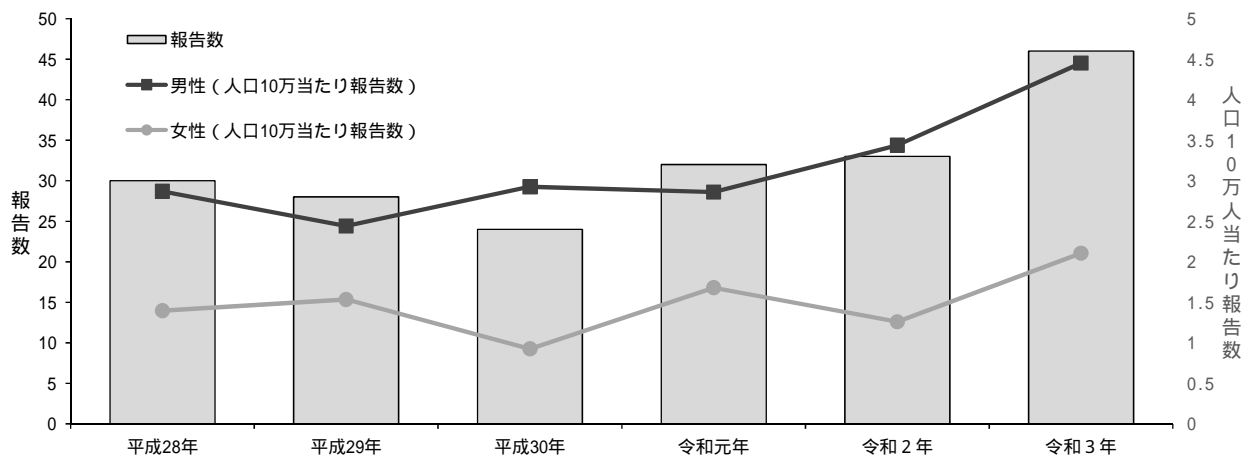


図 1.梅毒の報告数の推移（平成 28～令和 3 年、滋賀県）

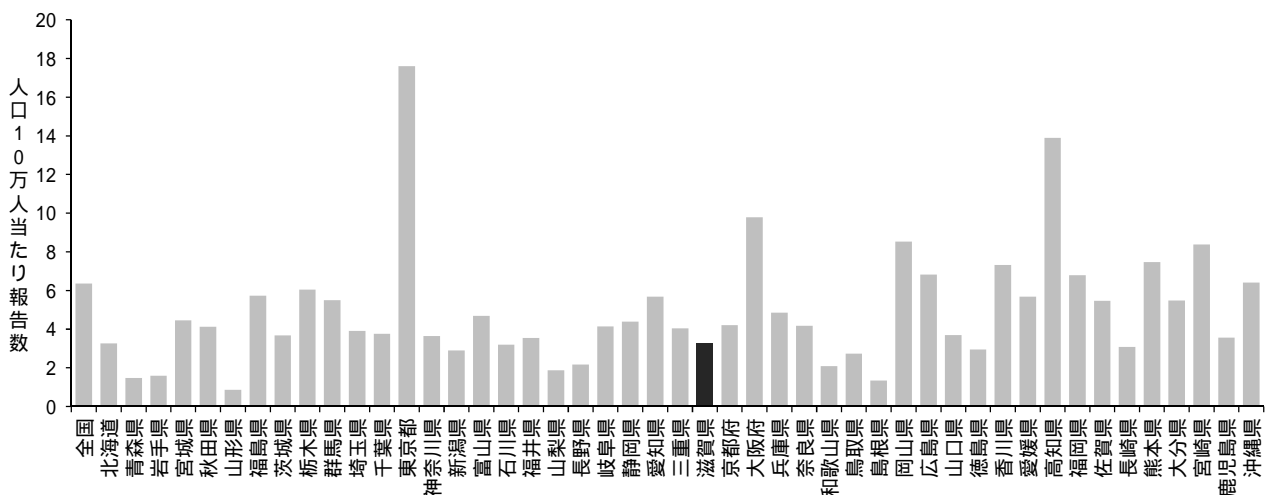


図 2.令和 3 年の梅毒の都道府県別報告数（人口 10 万当たり報告数）

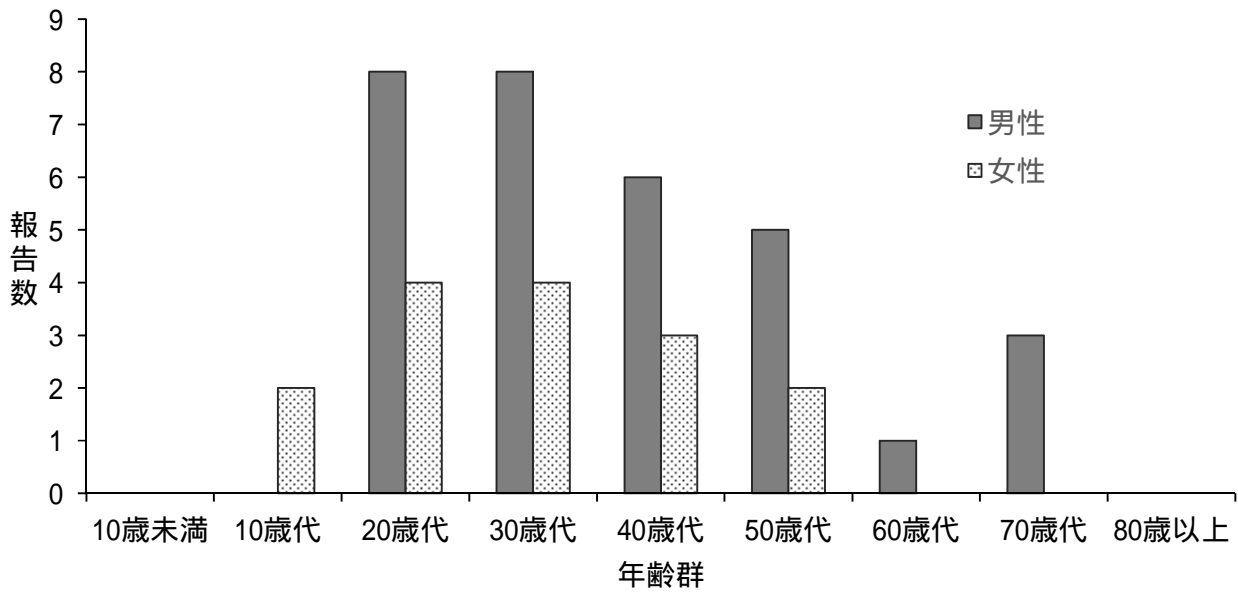


図3. 令和3年の梅毒の性・年齢分布 (滋賀県、n=46)

表1. 梅毒患者の推定感染経路 (平成28年～令和3年、滋賀県)

	男性						
	異性間 性的接触	同性間 性的接触	両性間 性的接触	性別不明 性的接触	針等の 刺入	母子感染	不明
平成28年	7	1	0	7	2	0	4
平成29年	11	0	1	4	1	0	0
平成30年	10	1	0	3	0	0	4
令和元年	13	2	0	1	0	1	3
令和2年	15	1	0	4	0	0	4
令和3年	21	1	0	4	0	0	5

	女性						
	異性間 性的接触	同性間 性的接触	両性間 性的接触	性別不明 性的接触	針等の 刺入	母子感染	不明
平成28年	8	0	0	1	1	0	1
平成29年	5	0	0	4	0	0	2
平成30年	3	0	0	0	0	1	2
令和元年	10	0	0	1	0	0	1
令和2年	5	0	0	1	0	0	3
令和3年	11	0	0	2	0	0	2

(7) 百日咳の発生動向

本疾患は感染症法において五類感染症小児科定点把握対象疾患であったが、平成 28 年に、百日咳菌に対する IgM と IgA 抗体を測定する血清学的検査とともに LAMP (loop-mediated isothermal amplification) 法が保険適用されたことを背景の一つとして、平成 30 年 1 月より全数把握対象疾患となった。

滋賀県では、平成 30 年と令和元年に 100 例以上の報告があったが、令和 2 年に大きく減少し、令和 3 年は 5 例となった(図 1)。人口 10 万人当たりの報告数は 0.35 であり、全国の 0.52 と同水準の値を示した(図 2)。

保健所管内別では、大津市保健所からの報告のみであった(表 1)。年齢別では 10 歳未満が 2 例、10 歳代が 1 例であり、3 例とも 4 回の百日咳含有ワクチン接種歴があった。20 歳代および 50 歳代はそれぞれ 1 例の報告があり、いずれも百日咳含有ワクチンの接種歴は不明であった(図 2)。

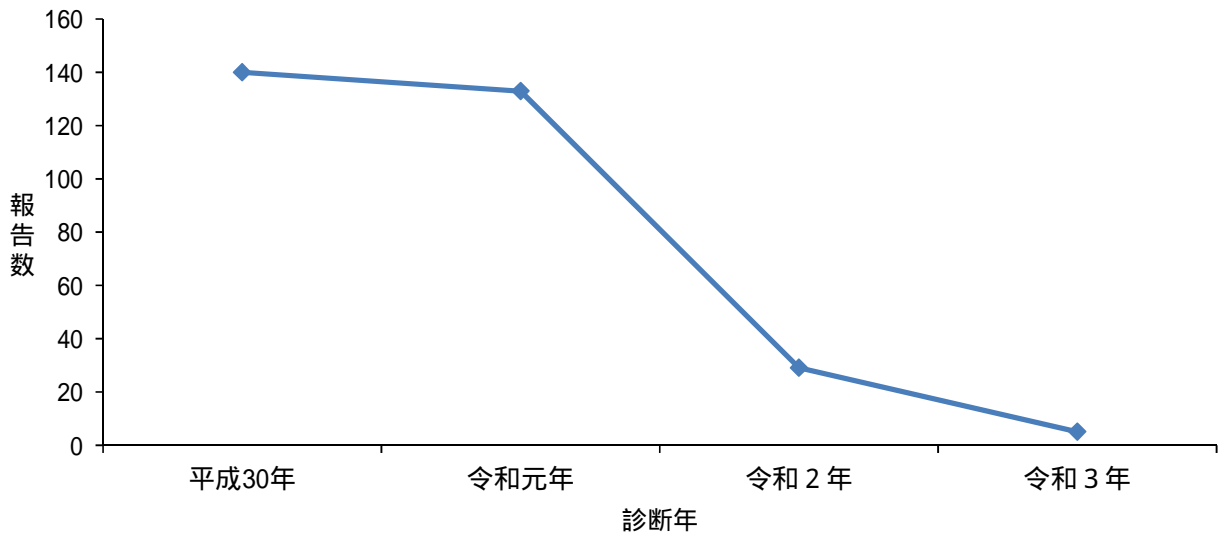


図 1. 百日咳の報告数の推移(平成 30 年～令和 3 年、滋賀県)

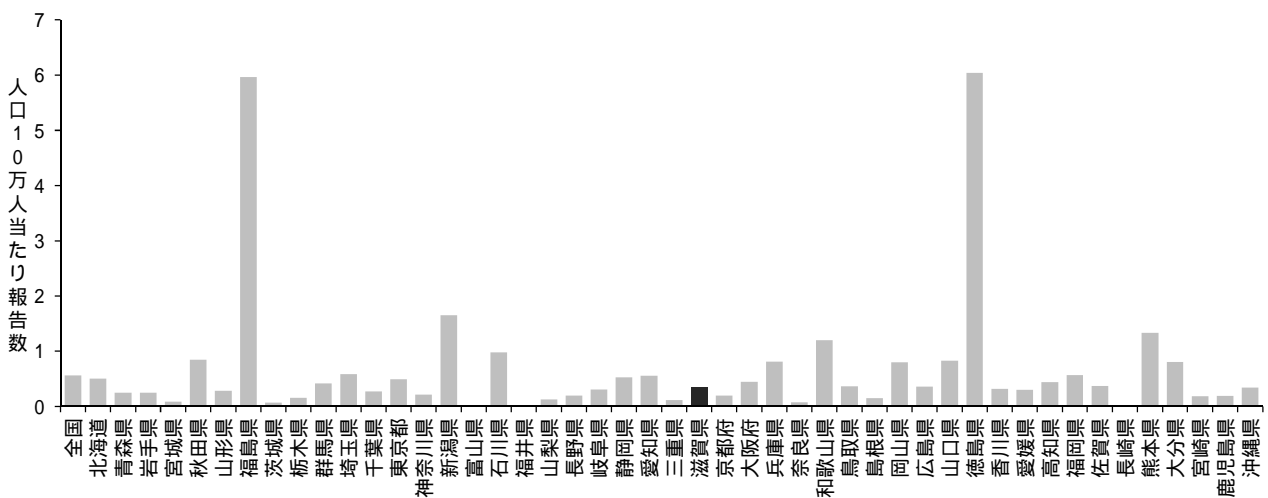


図 2. 令和 3 年の百日咳の都道府県別罹患率(人口 10 万当たり)

表 1. 保健所別の百日咳の届出数と人口当たりの届出数（令和3年、滋賀県）

	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	滋賀県
届出数（人）	5	0	0	0	0	0	0	5
人口10万人当たり 届出数	1.46	-	-	-	-	-	-	0.35

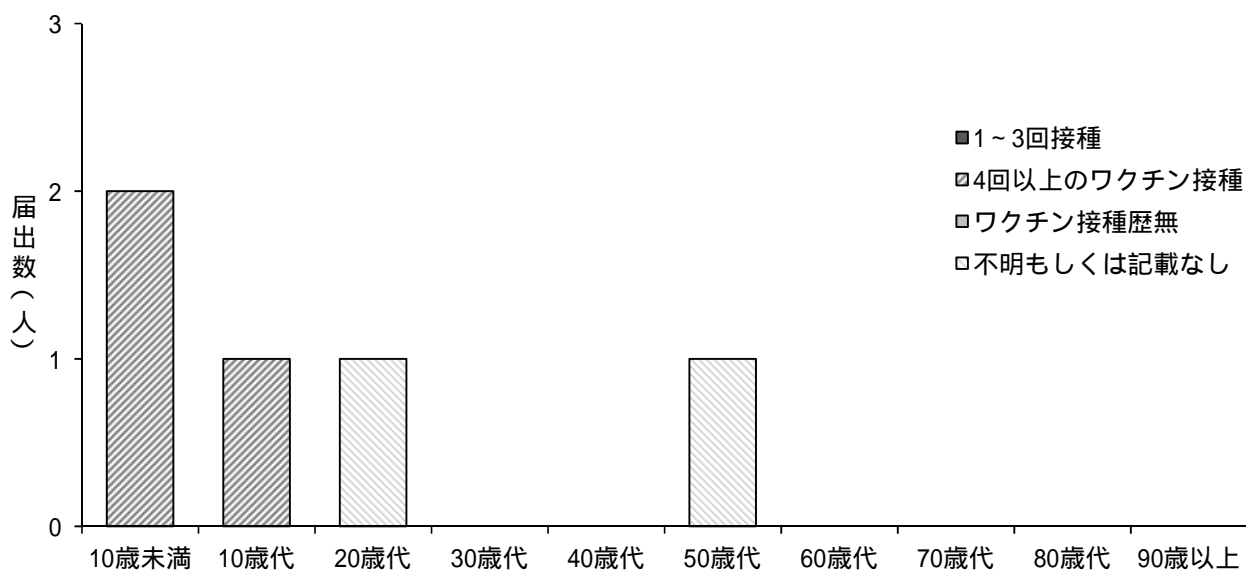


図 3. 百日咳患者の年齢別届出数とワクチン接種歴（令和3年、滋賀県）

(8) 後天性免疫不全症候群の発生動向

後天性免疫不全症候群は、令和3年の全国の新規感染者はHIV感染者およびAIDS患者を併せて1,053例であった。滋賀県における令和3年および過去5年間(平成28年～令和2年)の推移は図1のとおりである。令和3年は8例が報告され、人口10万人当たりの報告数は0.57であり、全国の0.84よりも低い値を示した(図2)。滋賀県における平成28年～令和3年の「いきなりエイズ」(診断時にAIDSを発症している)の割合は45.3%であり、全国の29.7%(令和3年)と比べて高い。

保健所管内別の報告数は、大津が最も多く3例、次いで彦根で2例、甲賀、東近江および長浜でそれぞれ1例の報告があった。草津および高島保健所管内からの報告はなかった(p12、表 -1-2)。

性別は男性7例、女性1例の報告であった(図3)。推定感染経路は、異性間性的接触が1例、同性間性的接触が2例、同性間・異性間性的接触が1例および不明が4例であった。平成28年～令和3年に報告されたHIV感染者およびAIDS患者の国籍は、56例中55例が日本であり、1例が外国籍であった。

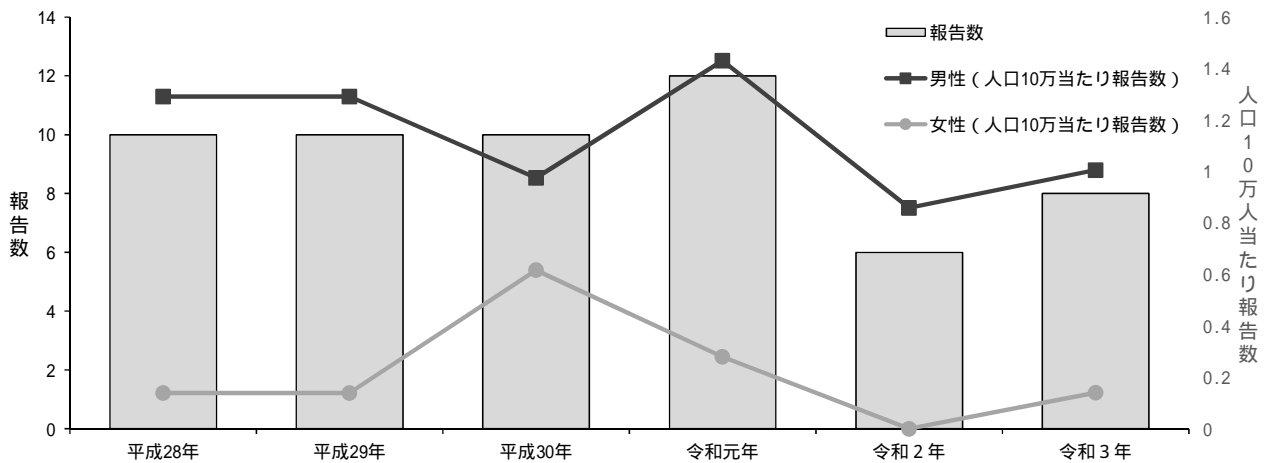


図1.後天性免疫不全症候群の報告数の推移(平成28年～令和3年、滋賀県)

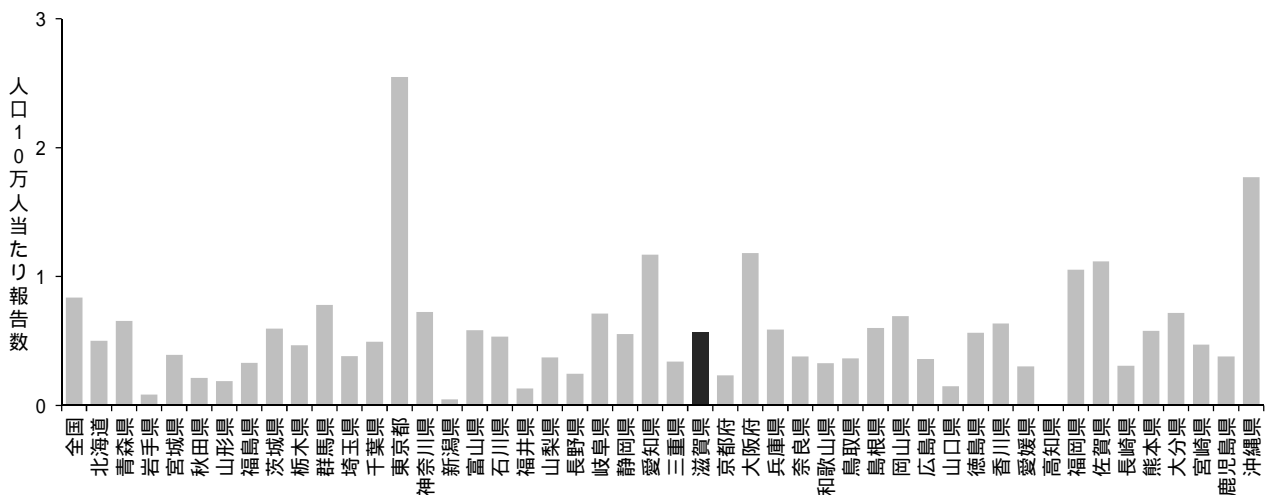


図2. 令和3年の後天性免疫不全症候群の都道府県別報告数(人口10万当たり報告数)

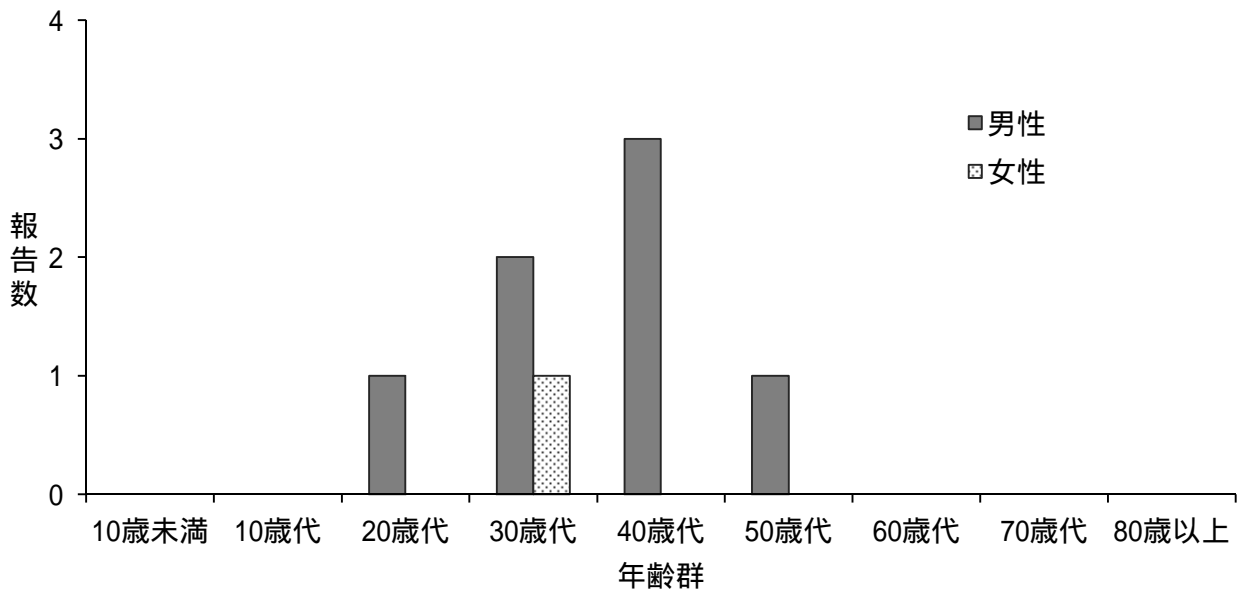


図 3. 令和 3 年の後天性免疫不全症候群の性・年齢分布 (滋賀県、n=8)

表 1. 後天性免疫不全症候群患者の推定感染経路 (平成 28 年～令和 3 年、滋賀県)

	男性			
	異性間性的接触	同性間性的接触	性別不明性的接触	不明
平成 28 年	2	5	1	1
平成 29 年	2	4	0	4
平成 30 年	0	3	0	3
令和 元年	0	6	0	4
令和 2 年	2	3	0	1
令和 3 年	2	3	0	3

令和 3 年は 1 例について複数の推定感染経路 (異性間および同性間性的接触) の報告があるため延べ数

	女性		
	異性間性的接触	輸血	不明
平成 28 年	0	0	1
平成 29 年	1	0	0
平成 30 年	3	1	0
令和 元年	1	0	1
令和 2 年	0	0	0
令和 3 年	0	0	1

3. 定点把握疾患の調査結果

(1) インフルエンザ

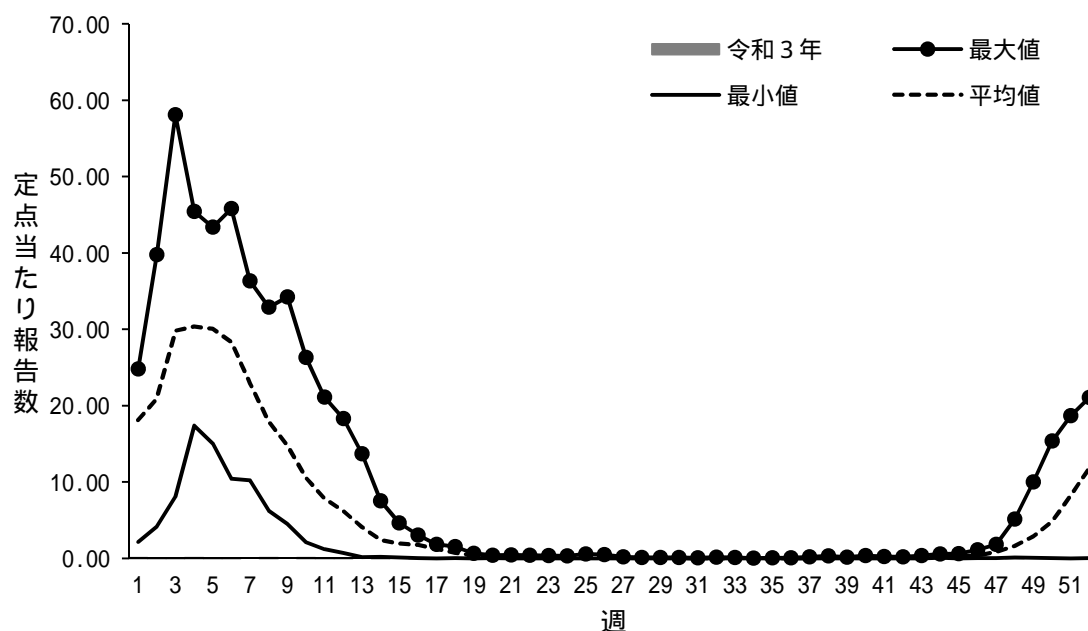


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

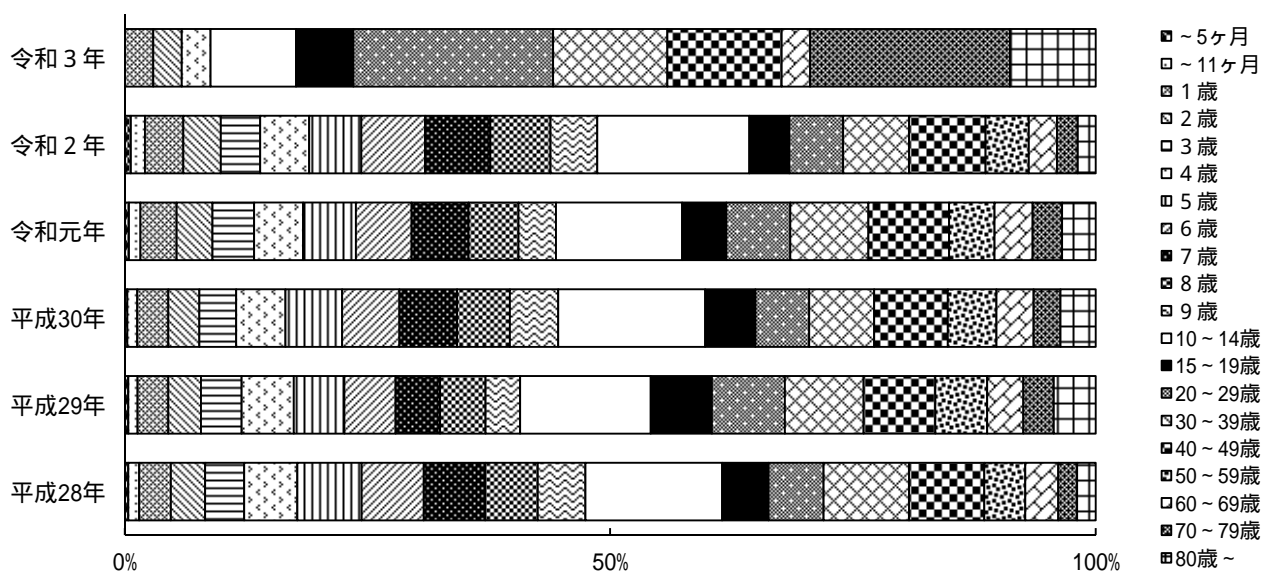


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

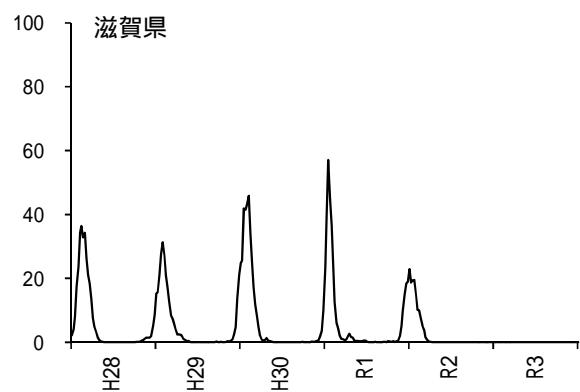
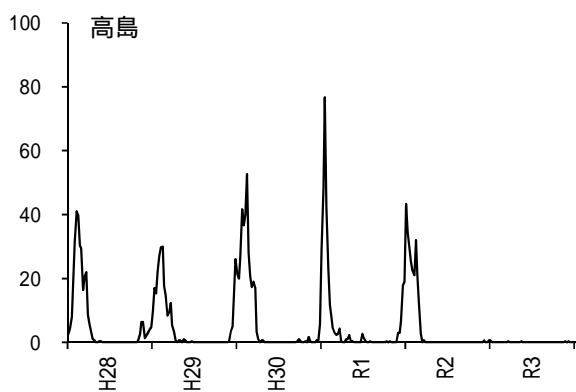
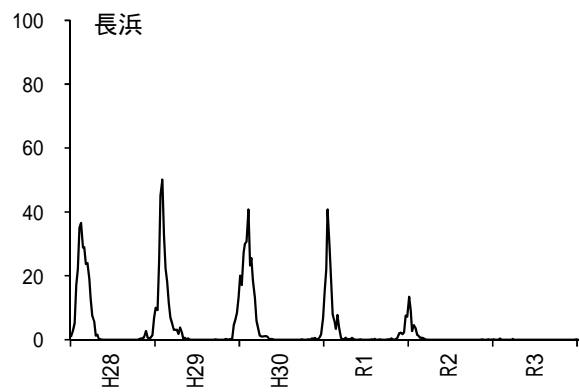
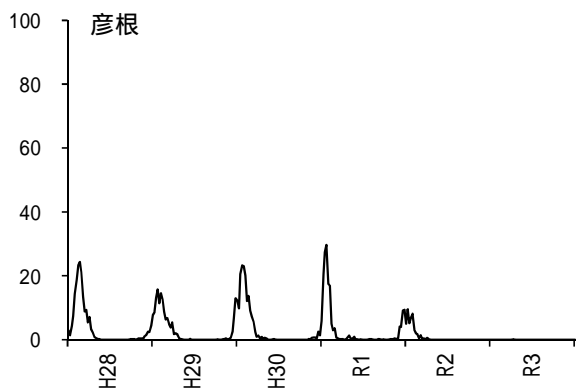
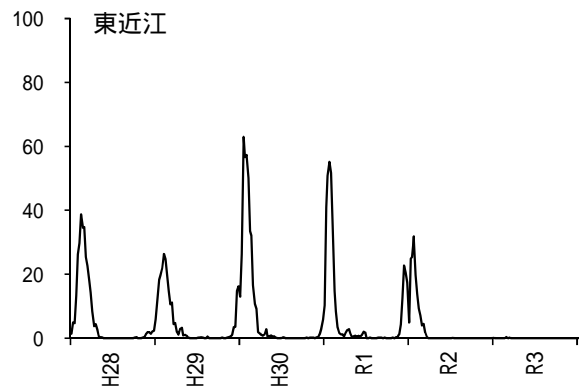
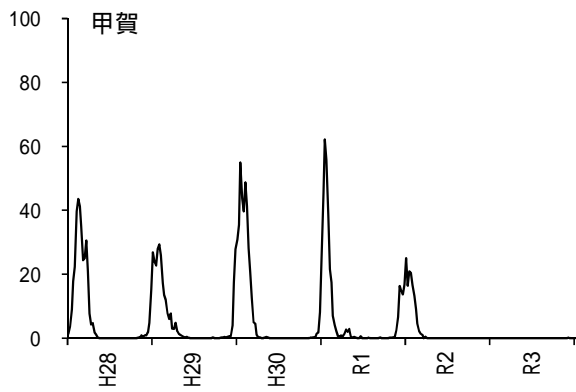
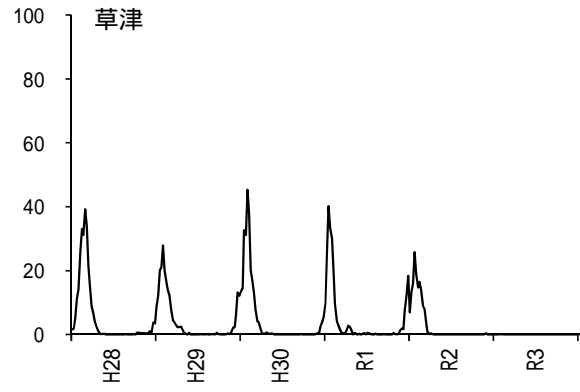
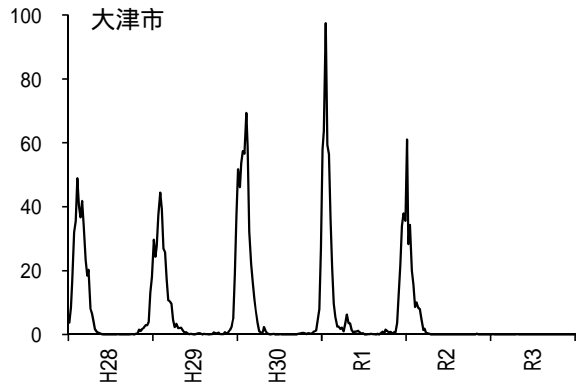


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

(2)小児科定点把握疾患

ア RS ウイルス感染症

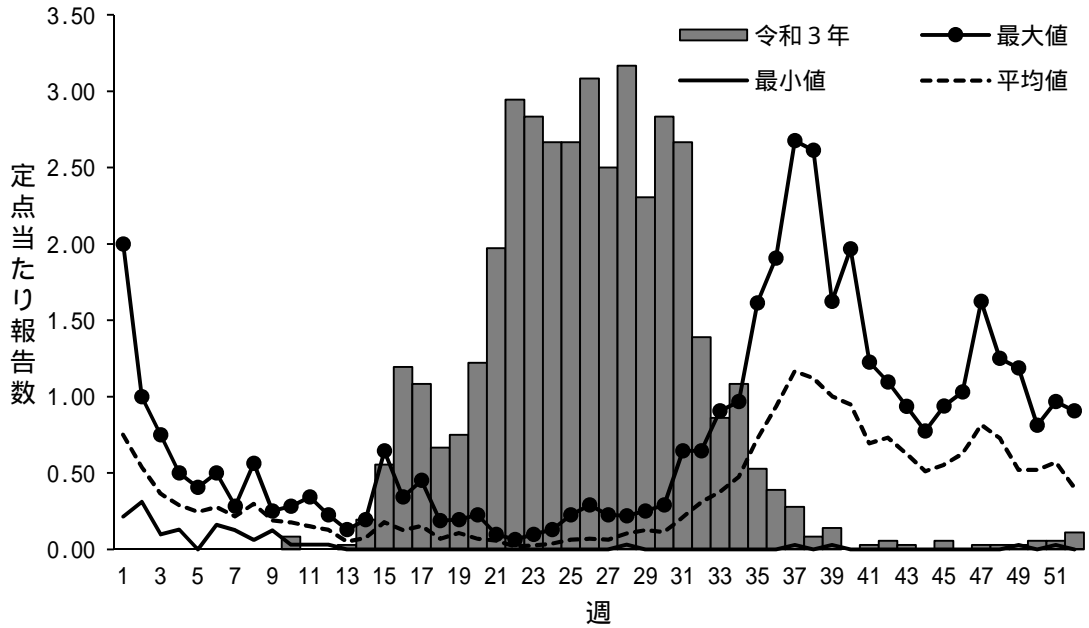


図 1 . 令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

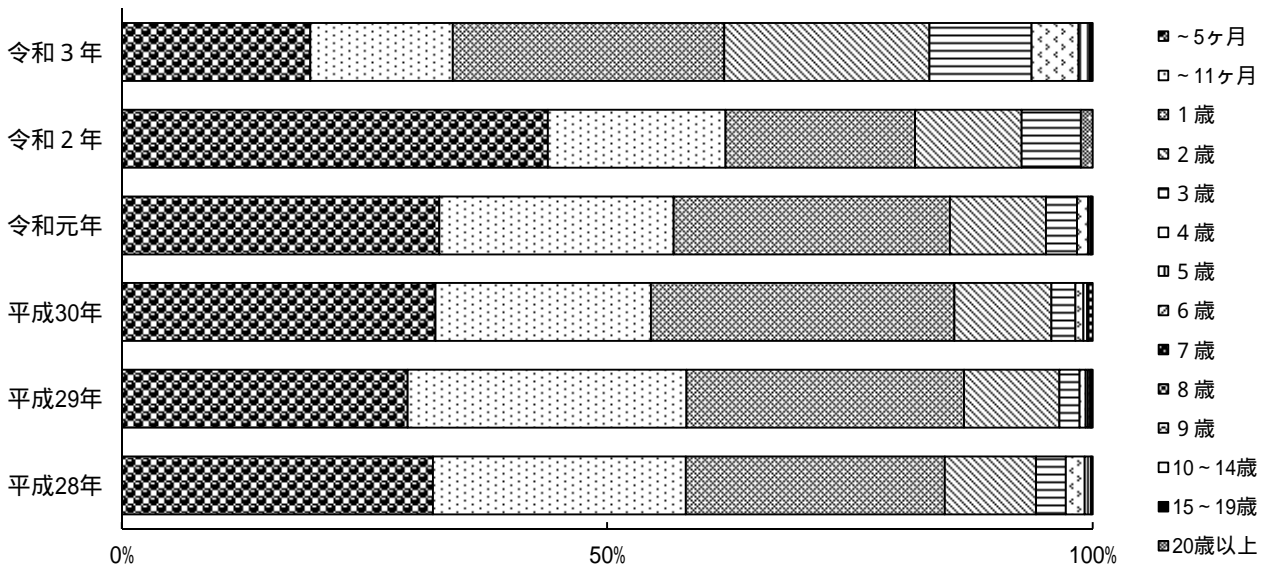


図 2 . 平成 28 年～令和 3 年の年齢別報告割合（滋賀県）

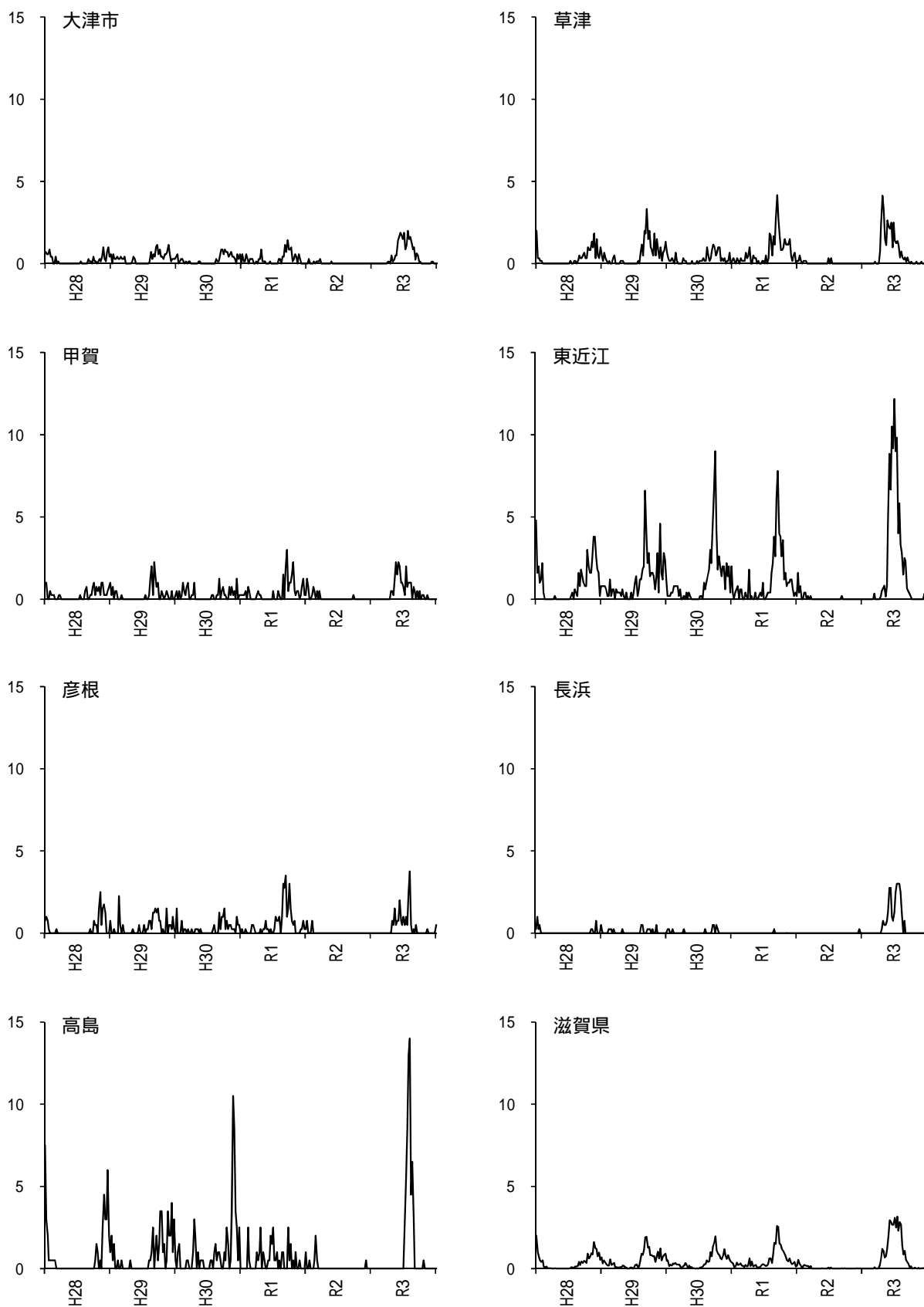


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

イ 咽頭結膜熱

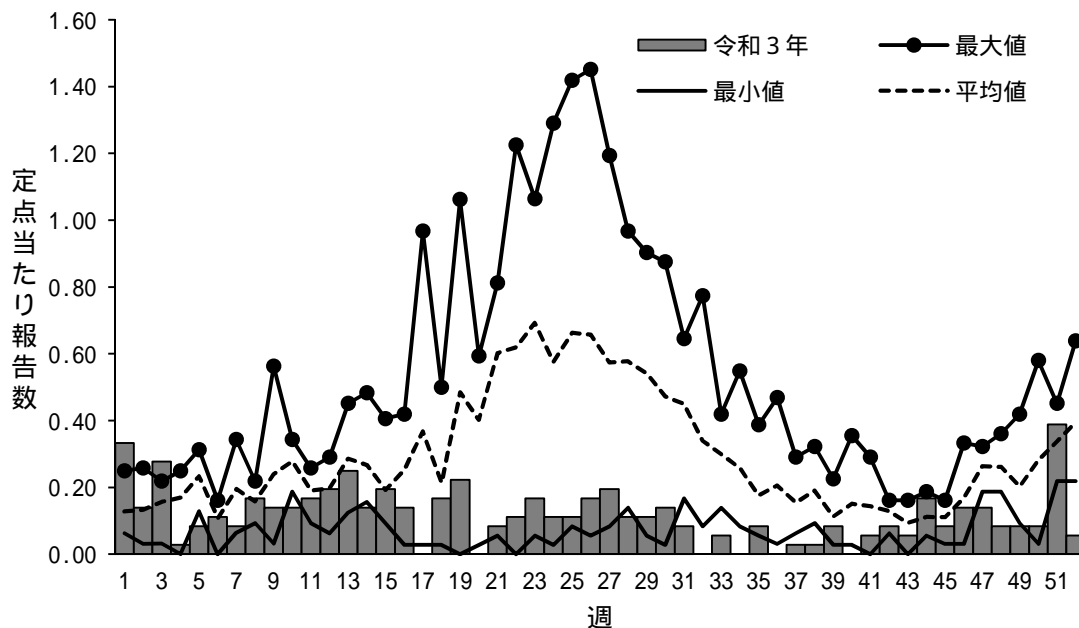


図 1. 令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

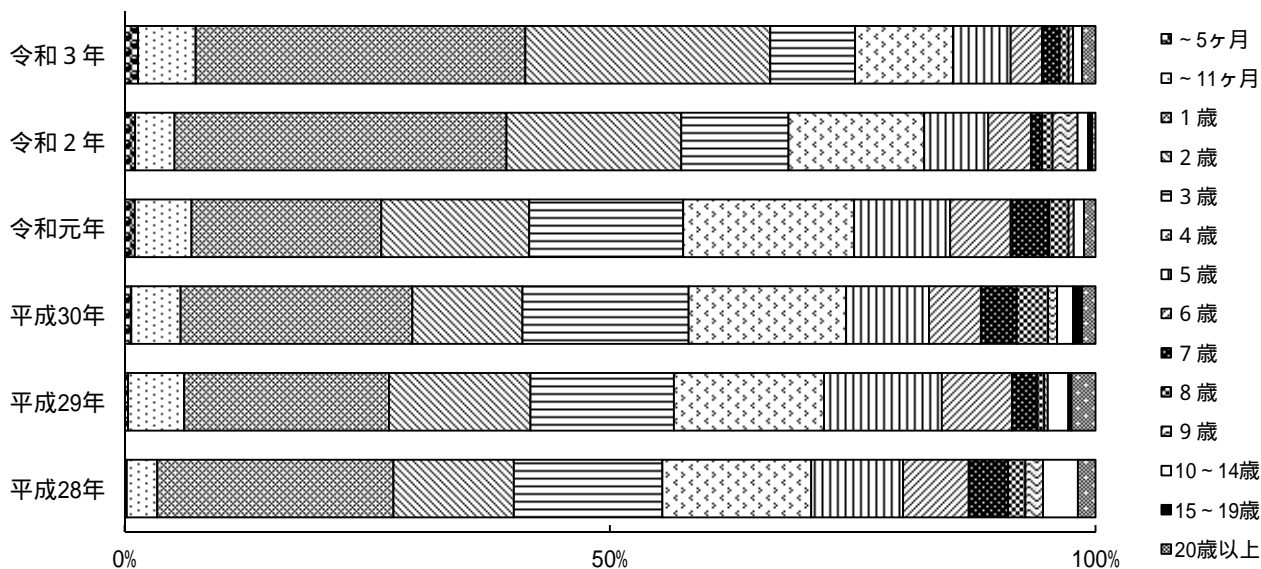


図 2. 平成 28 年～令和 3 年の年齢別報告割合（滋賀県）

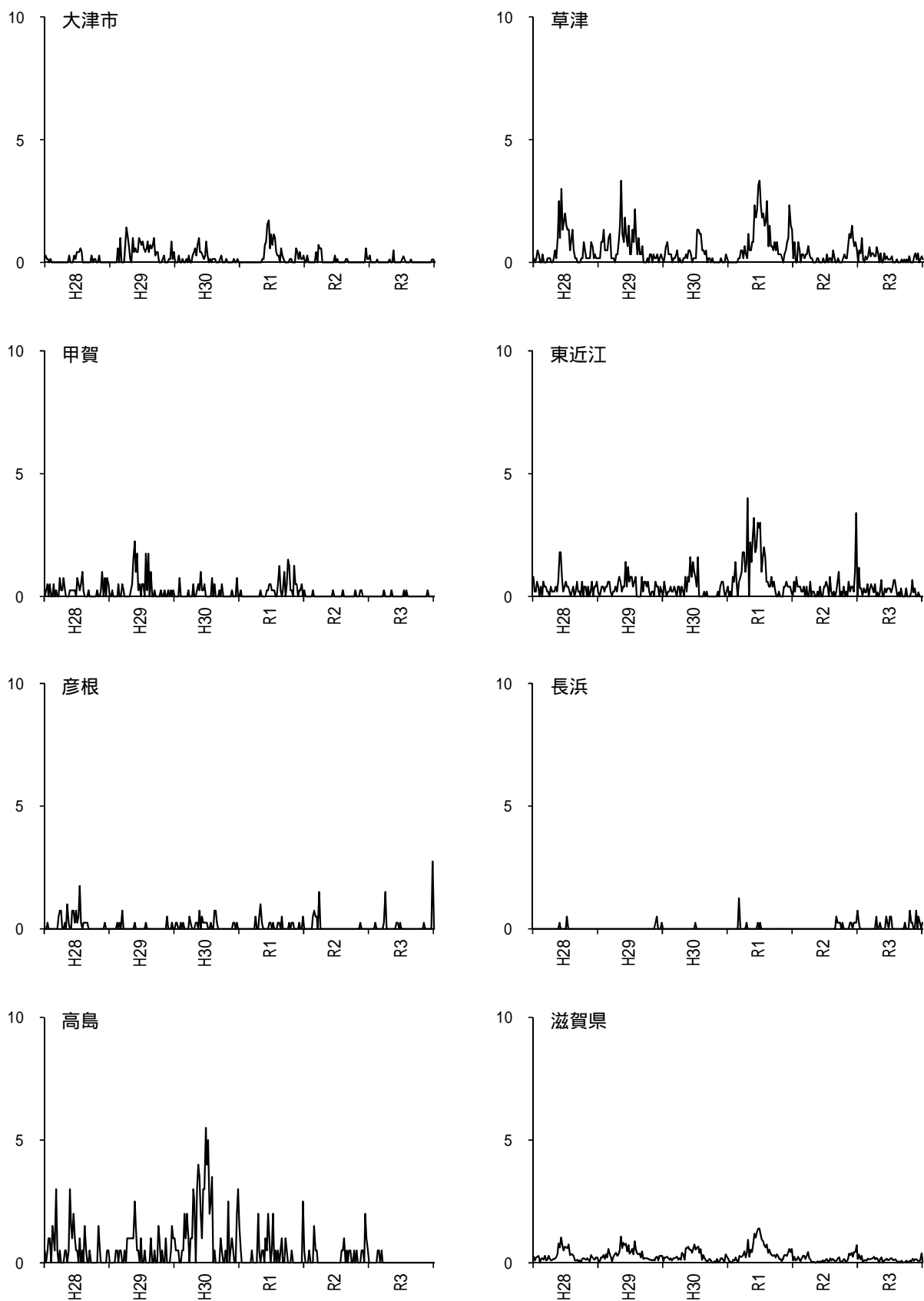


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

ウ A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎

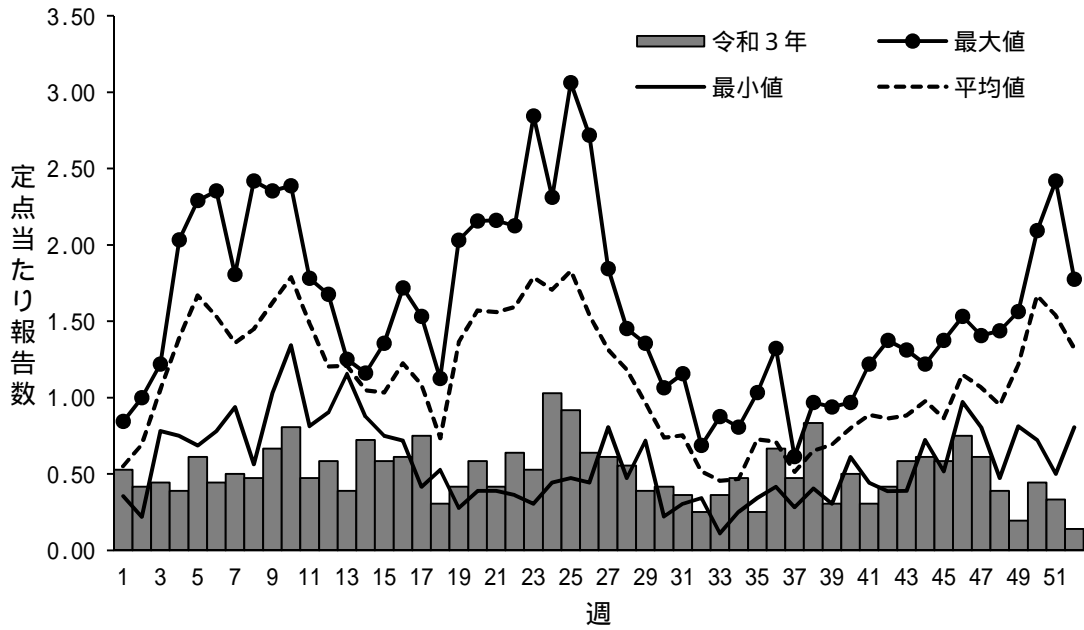


図 1. 令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

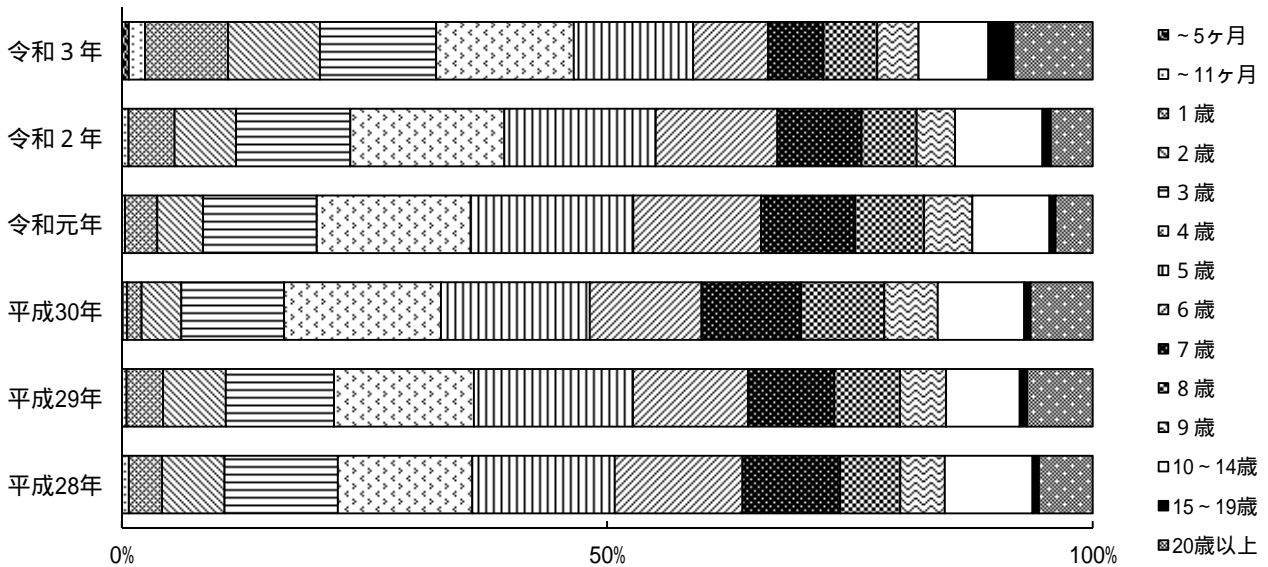


図 2. 平成 28 年～令和 3 年の年齢別報告割合（滋賀県）

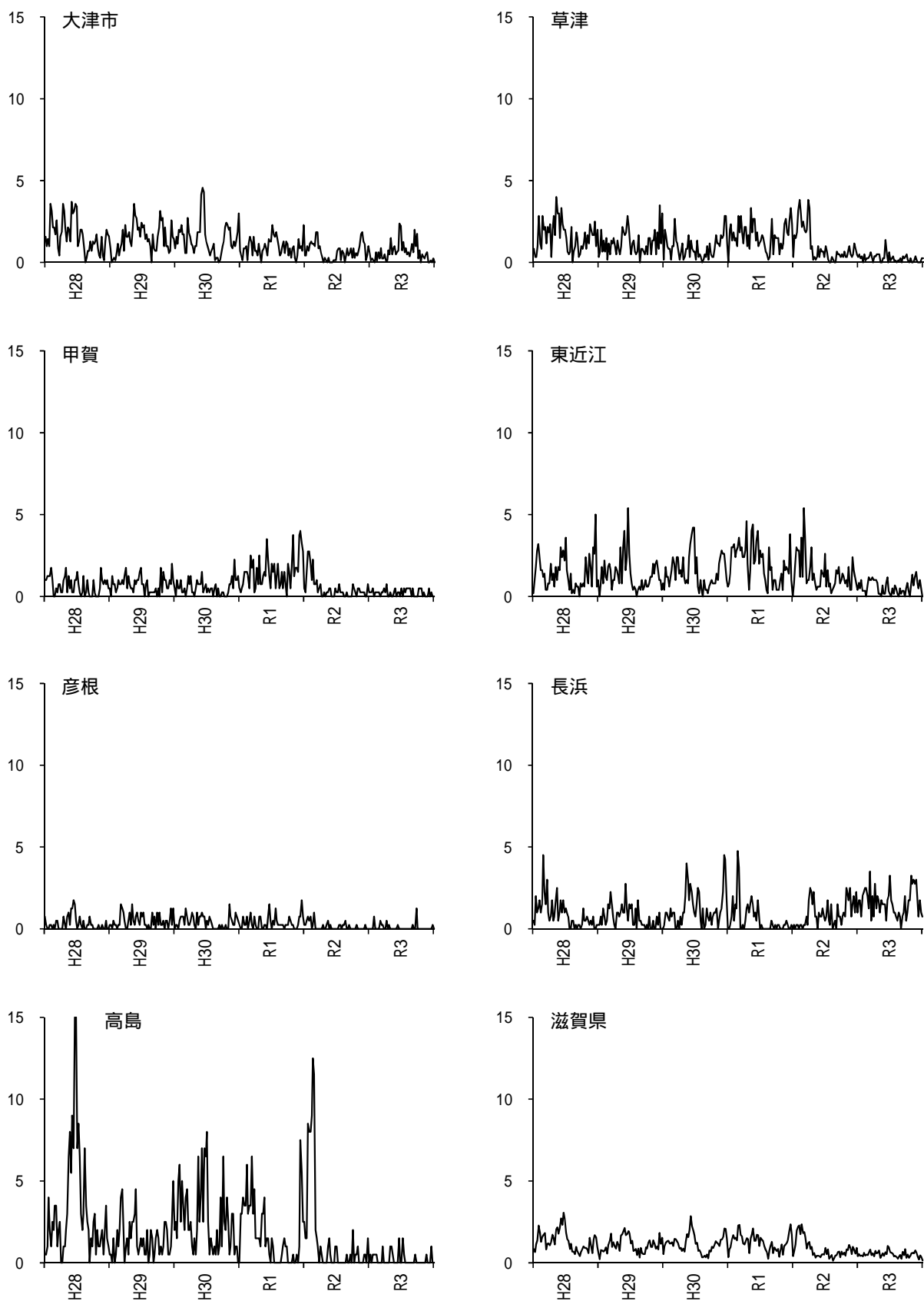


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

I 感染性胃腸炎

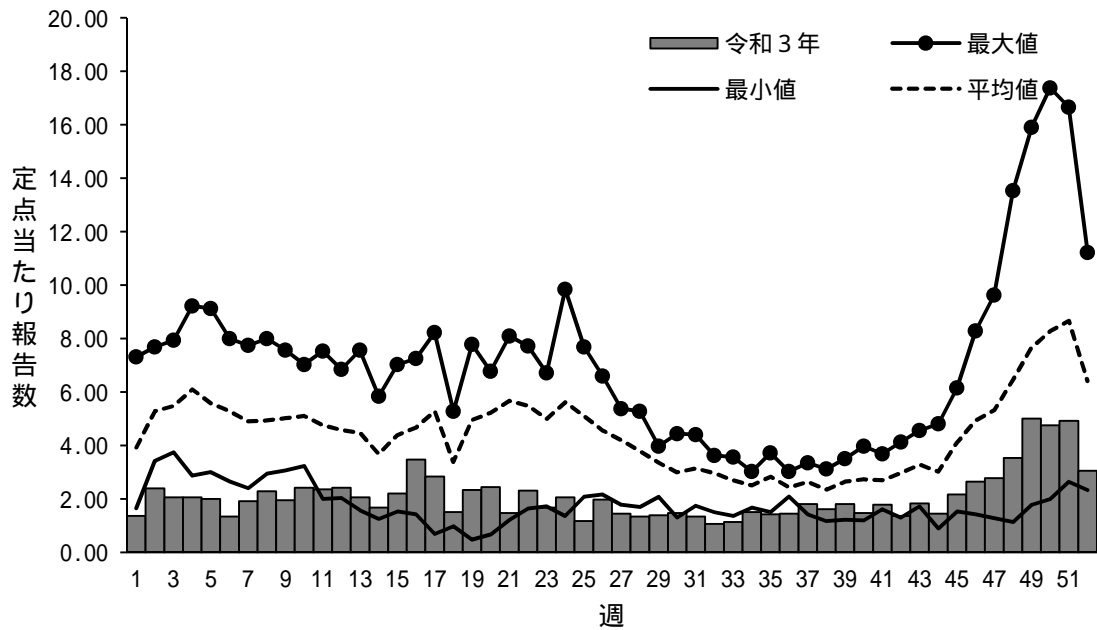


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

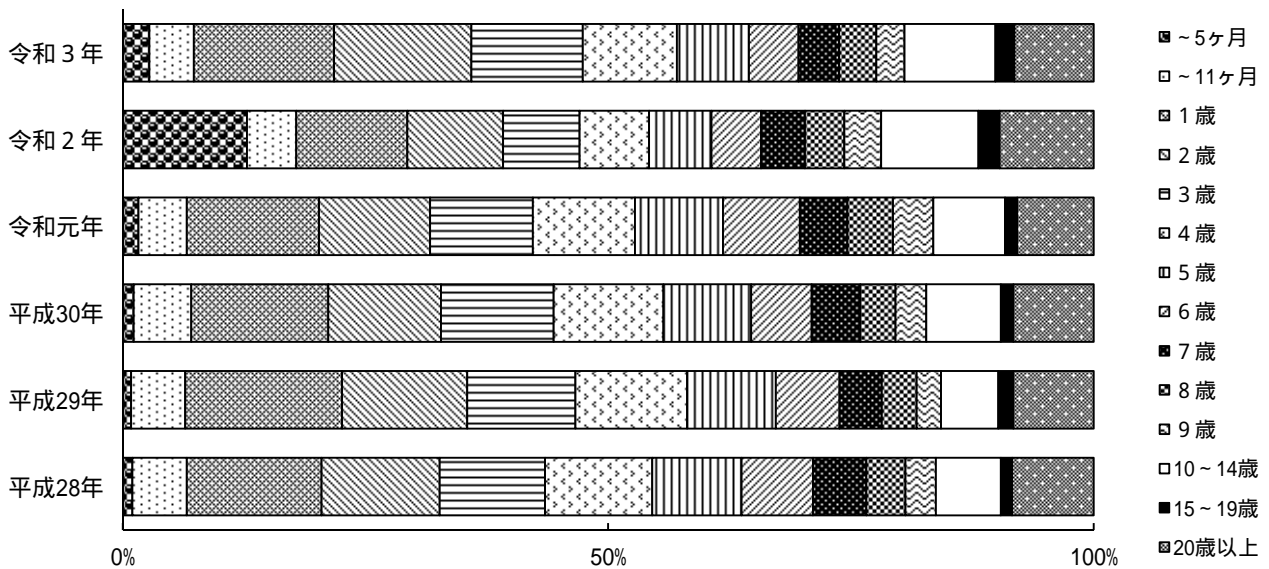


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

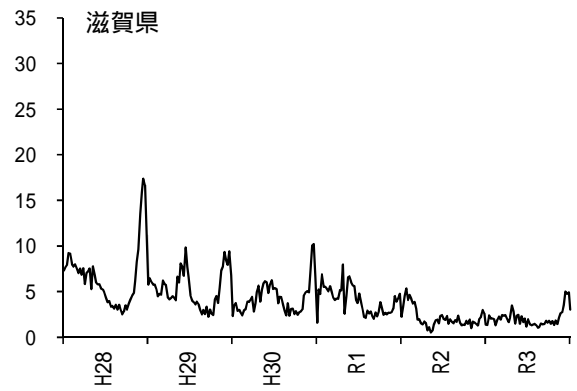
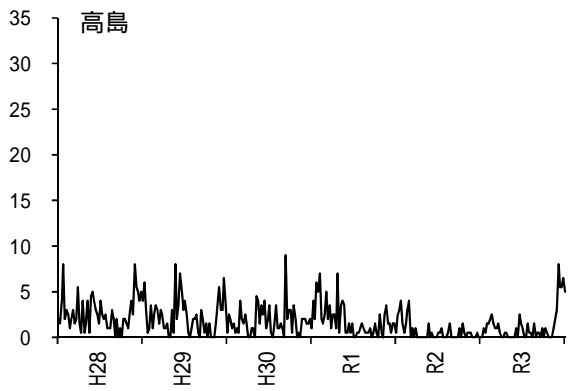
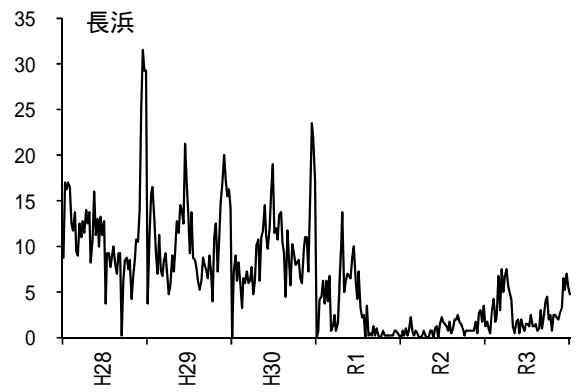
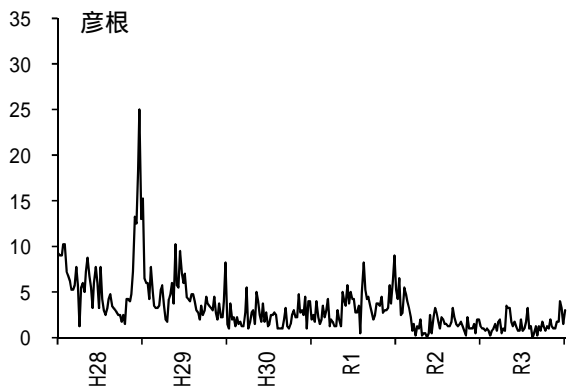
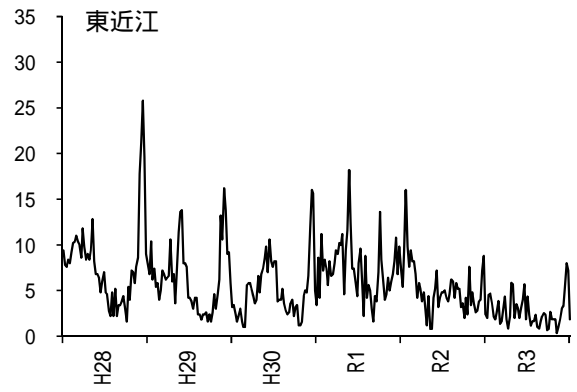
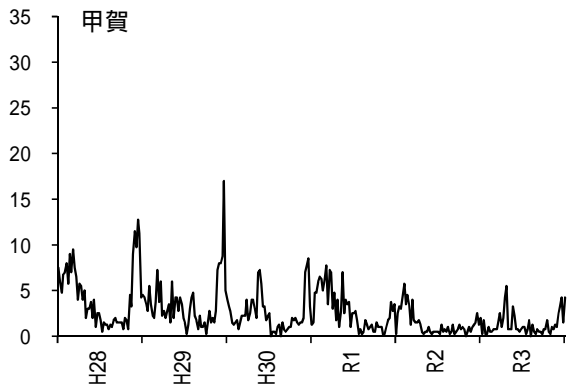
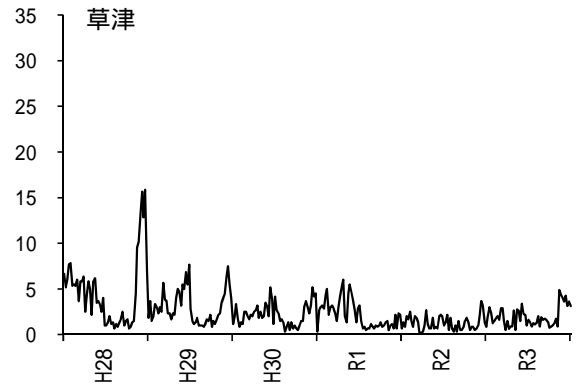
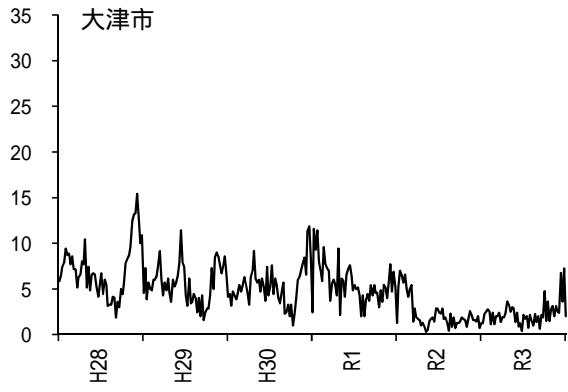


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

オ 水痘

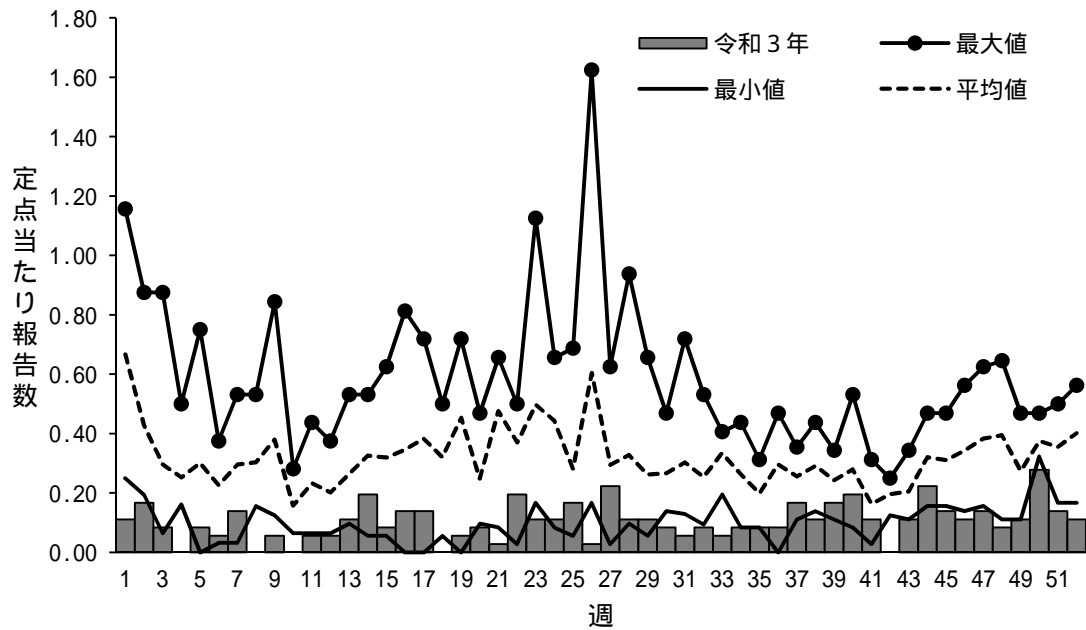


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

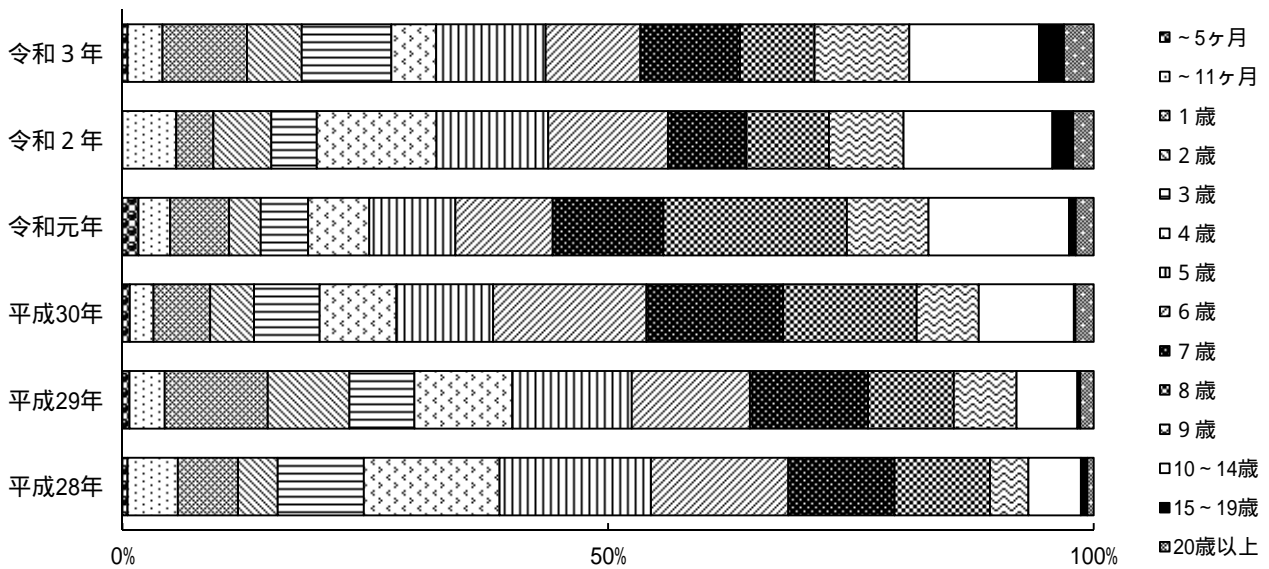


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

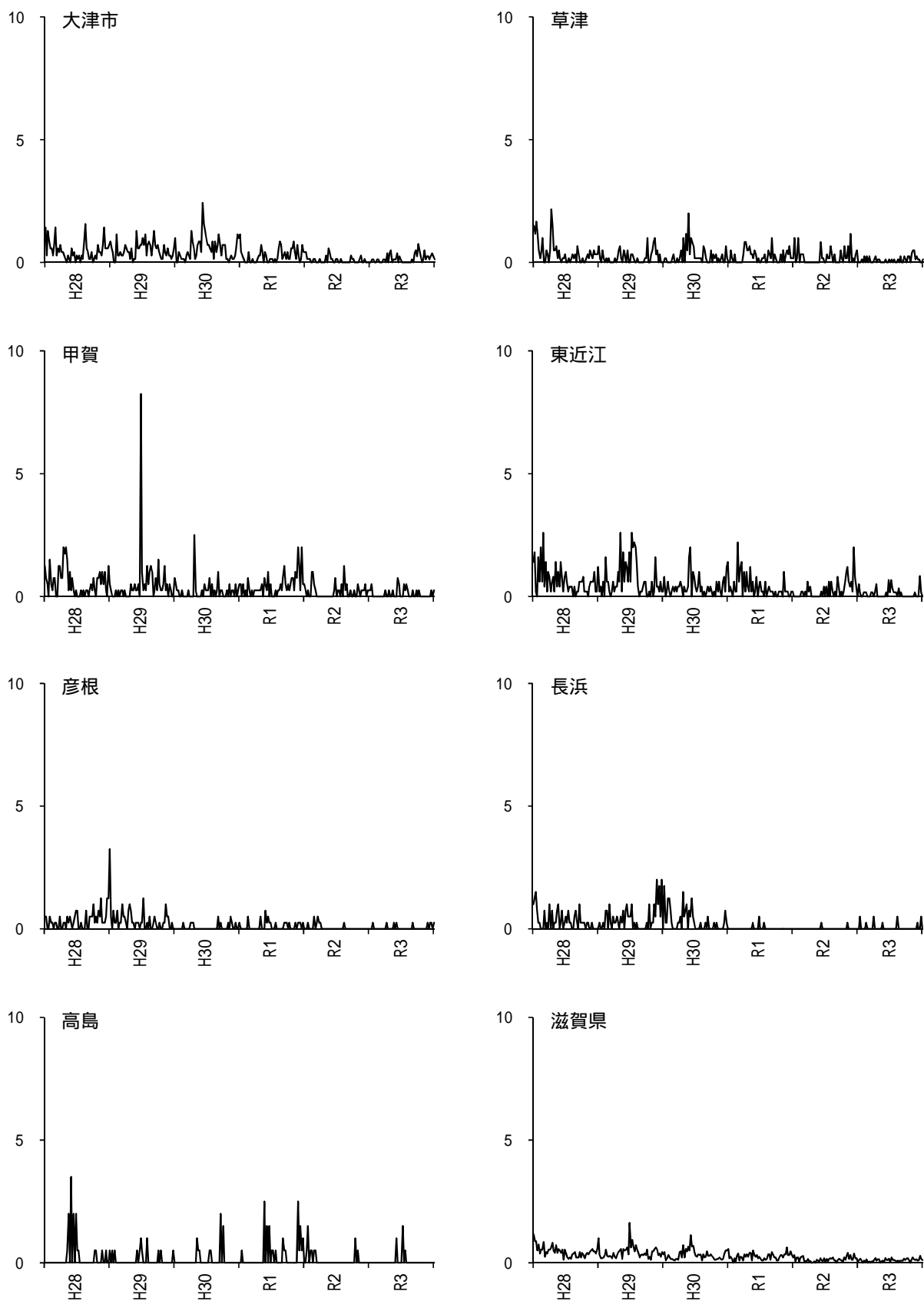


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

カ 手足口病

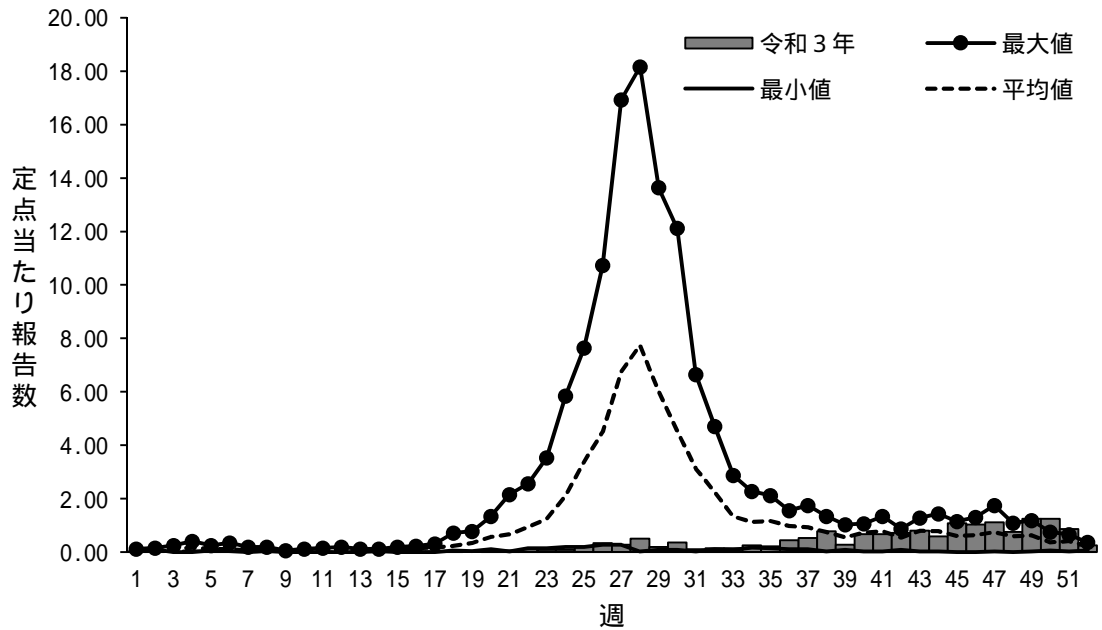


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

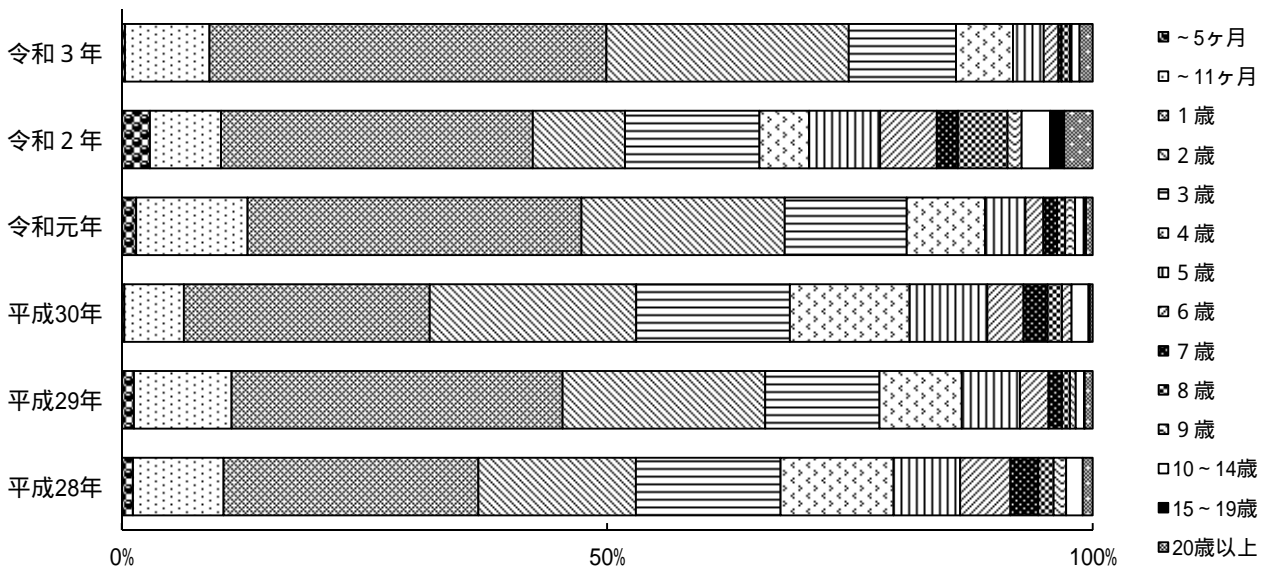


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

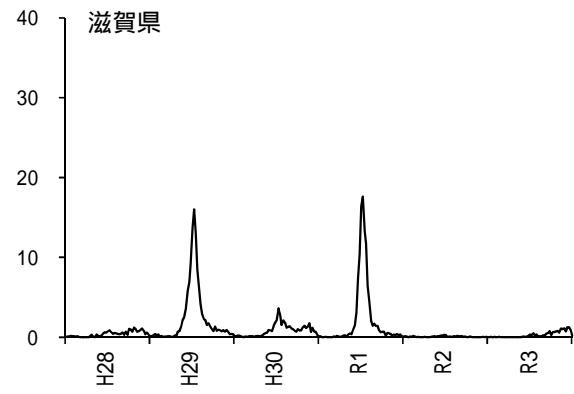
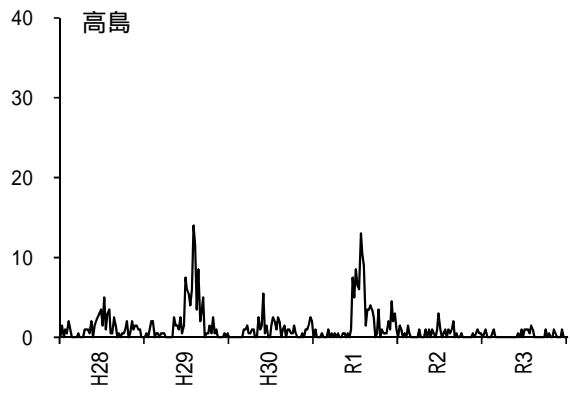
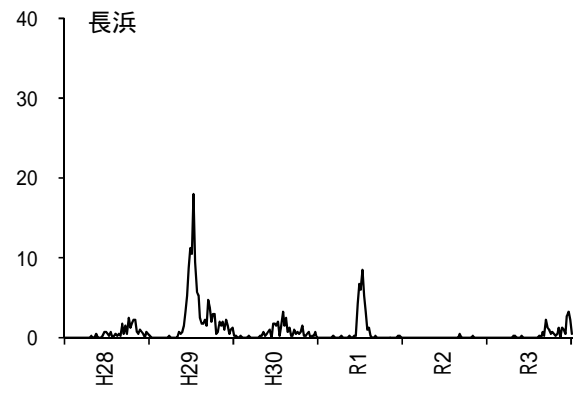
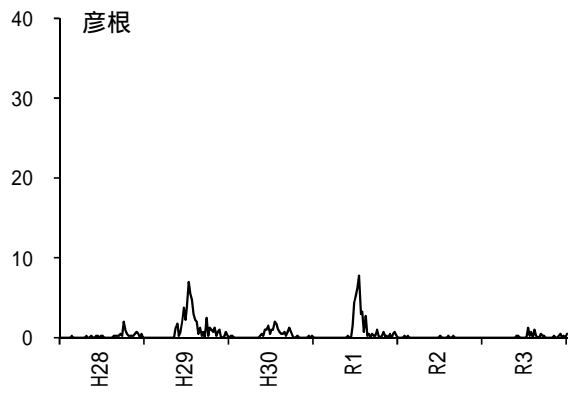
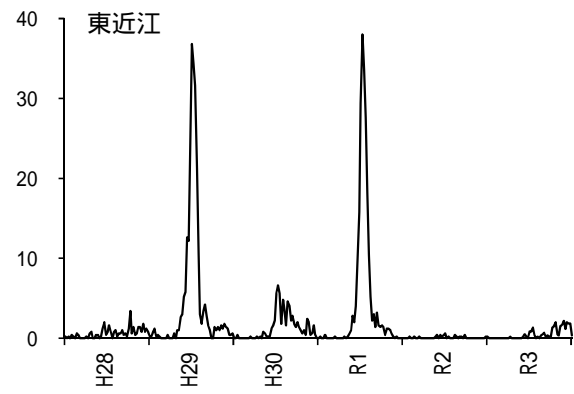
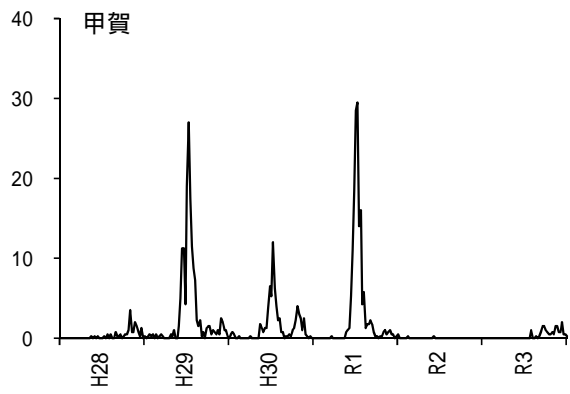
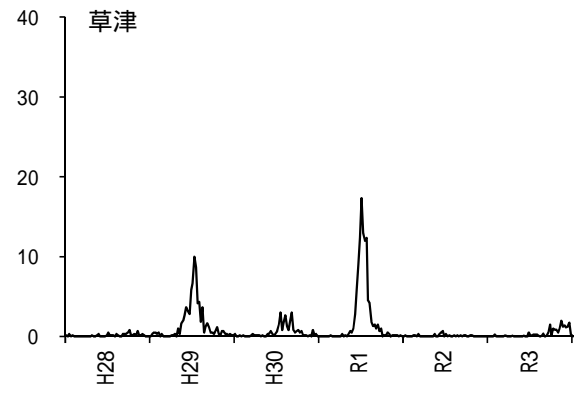
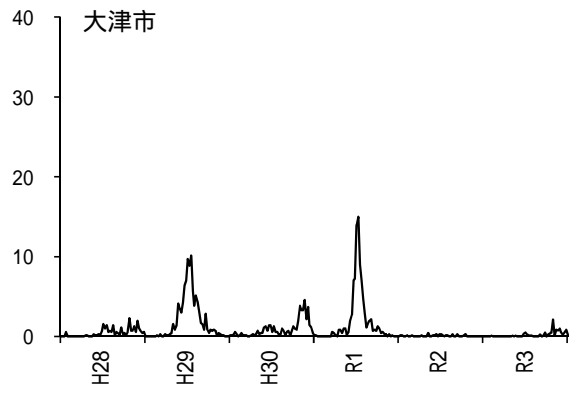


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

キ 伝染性紅斑

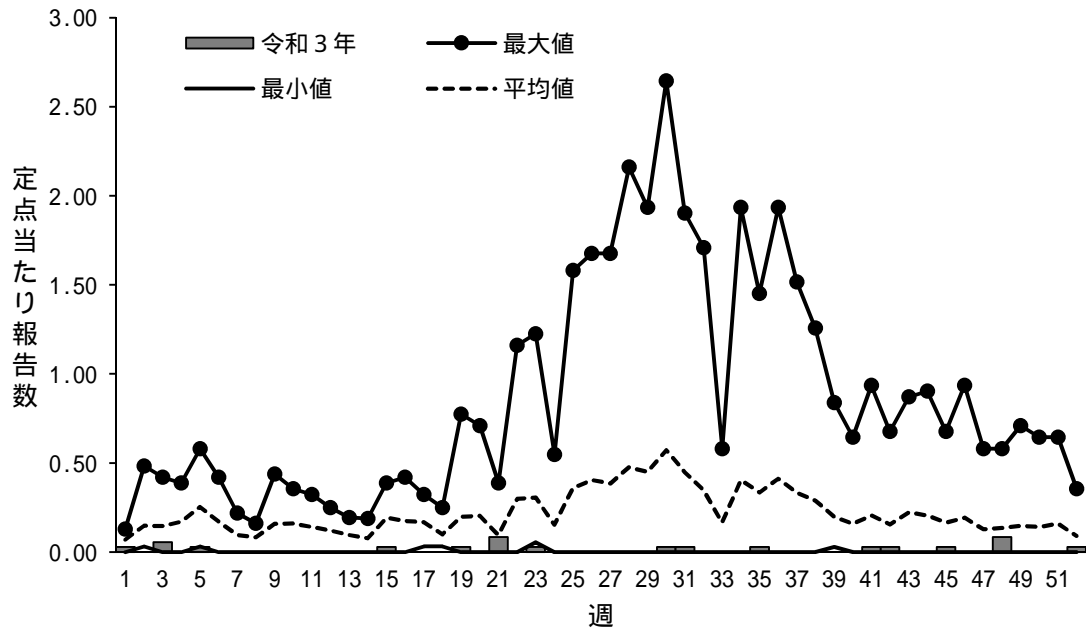


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

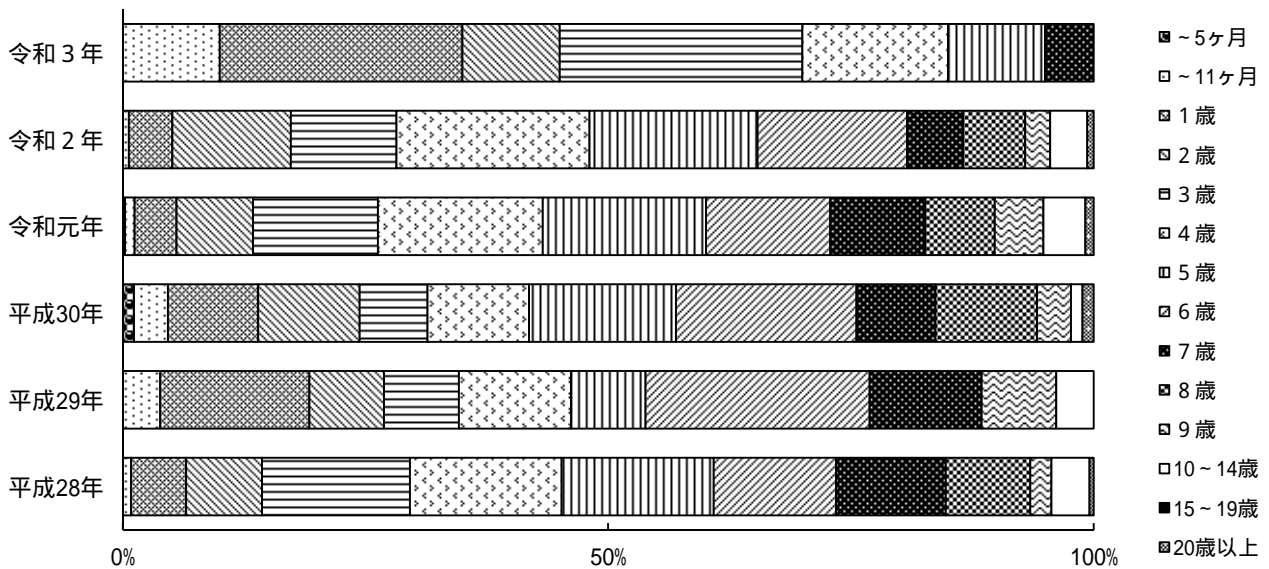


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

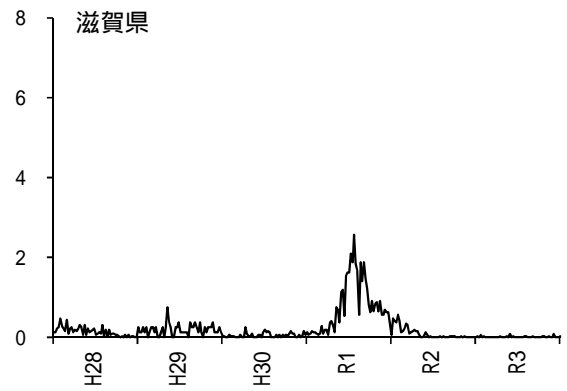
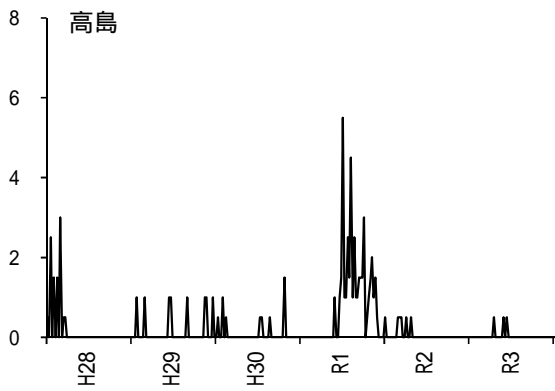
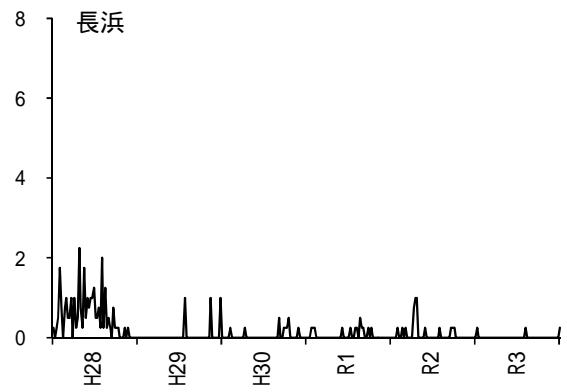
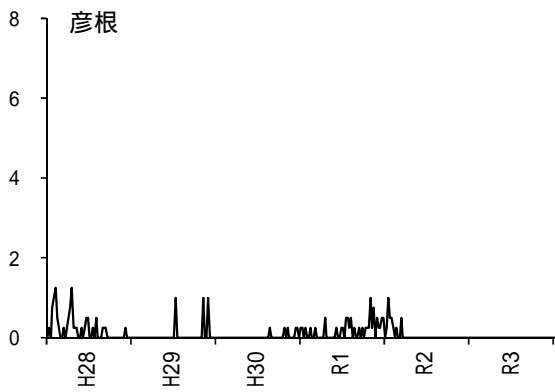
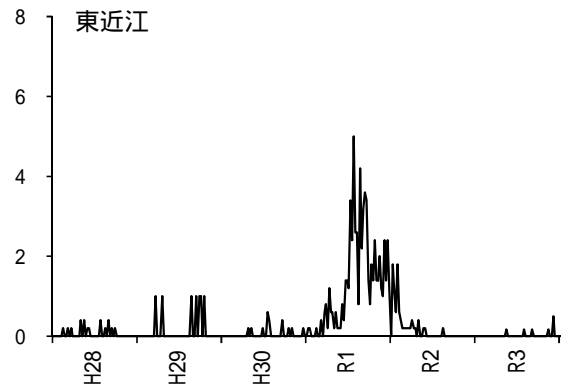
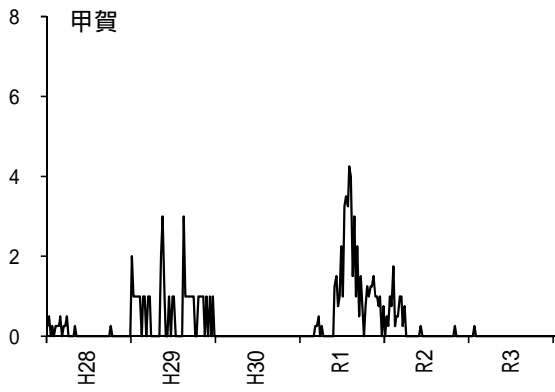
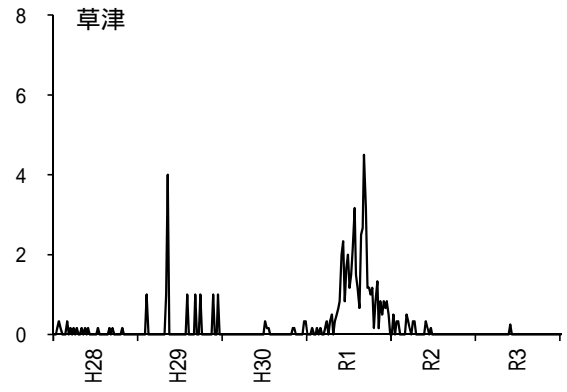
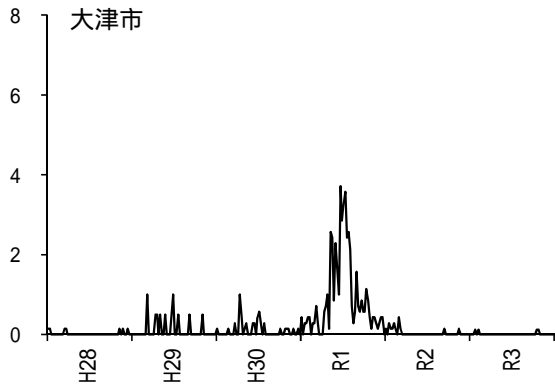


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

ク 突発性発しん

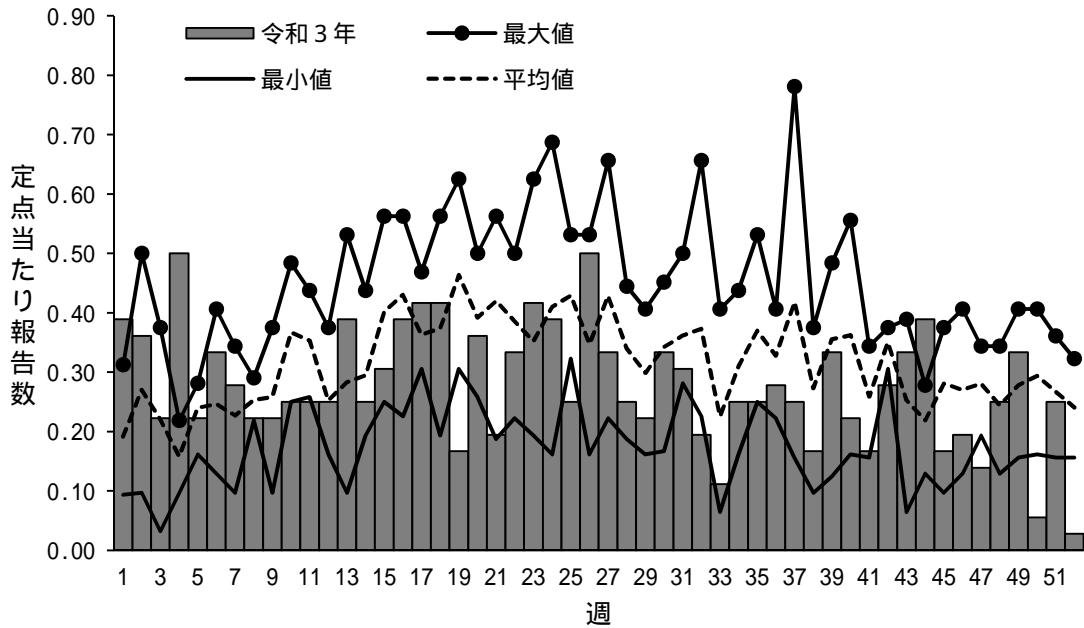


図 1. 令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

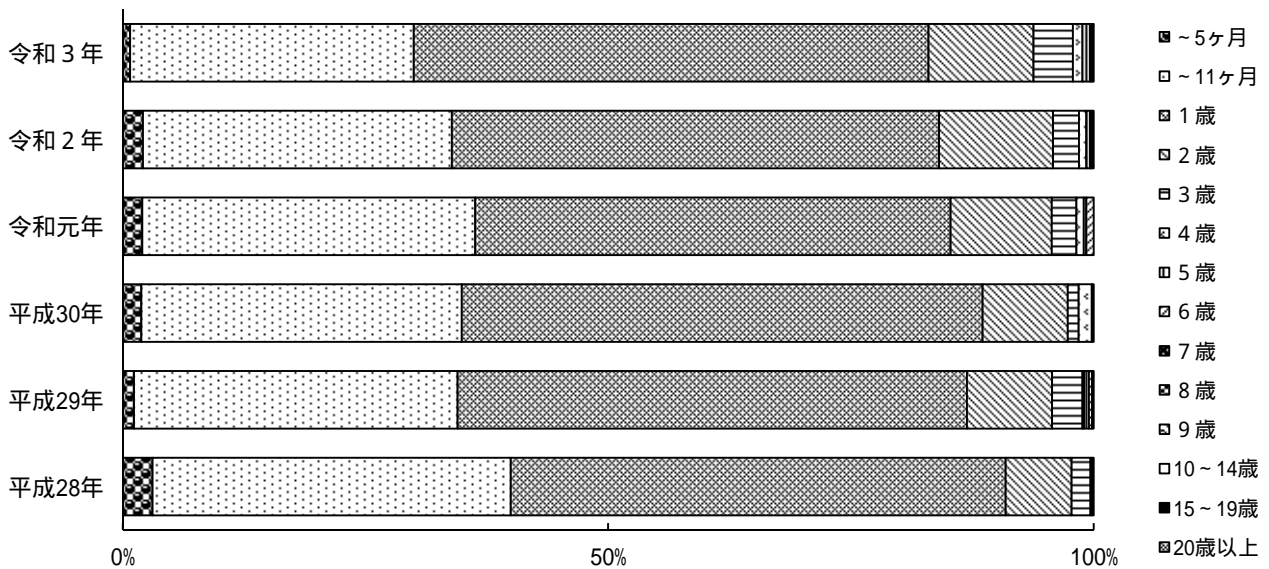


図 2. 平成 28 年～令和 3 年の年齢別報告割合（滋賀県）

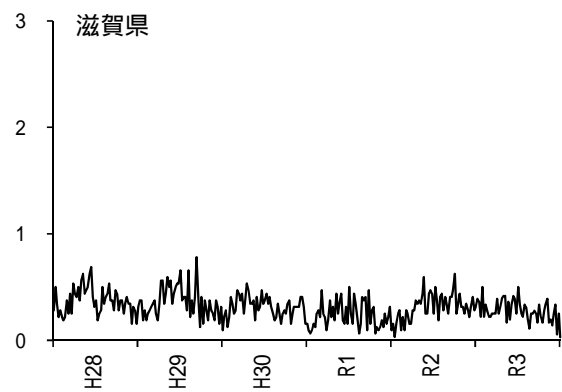
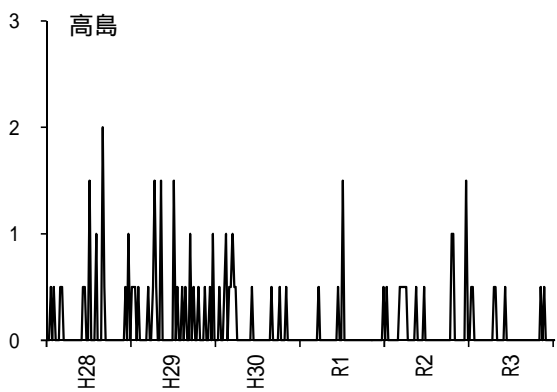
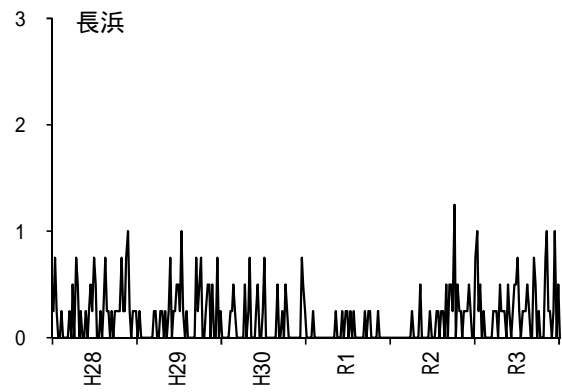
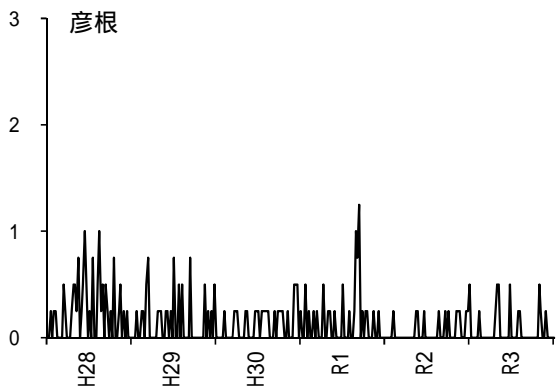
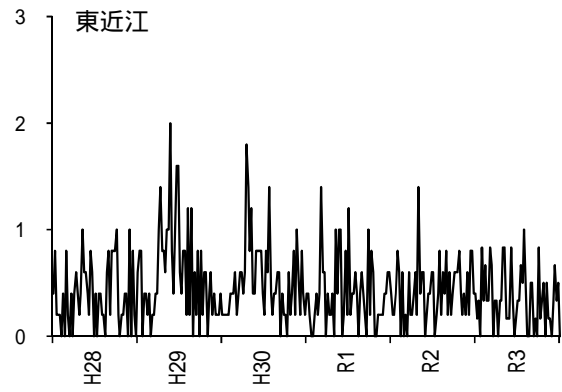
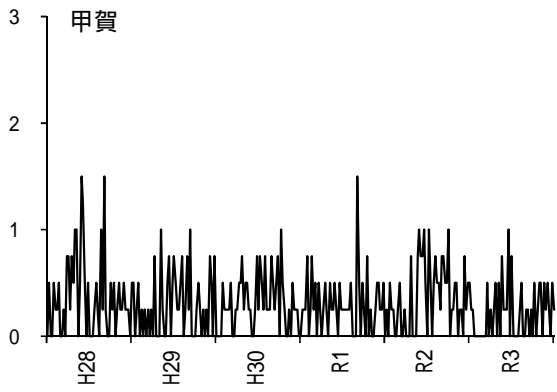
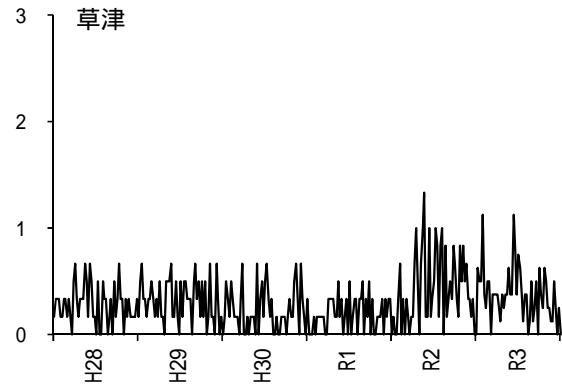
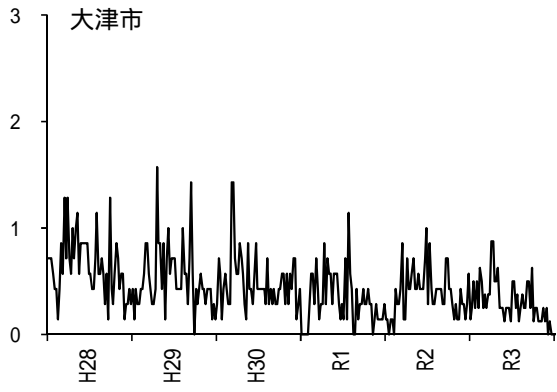


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

ケ ヘルパンギーナ

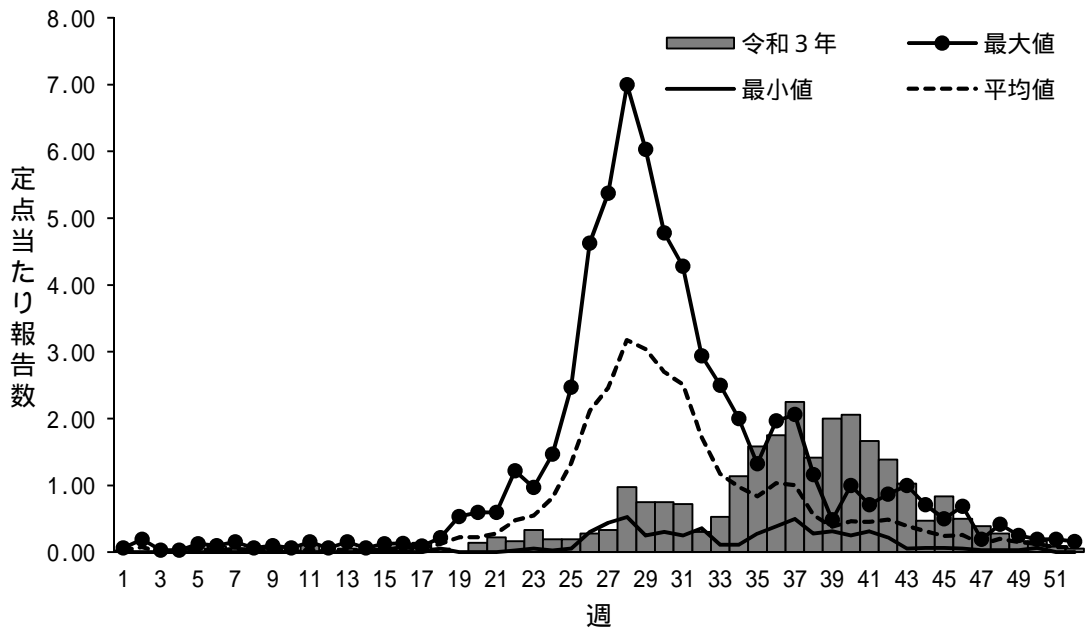


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

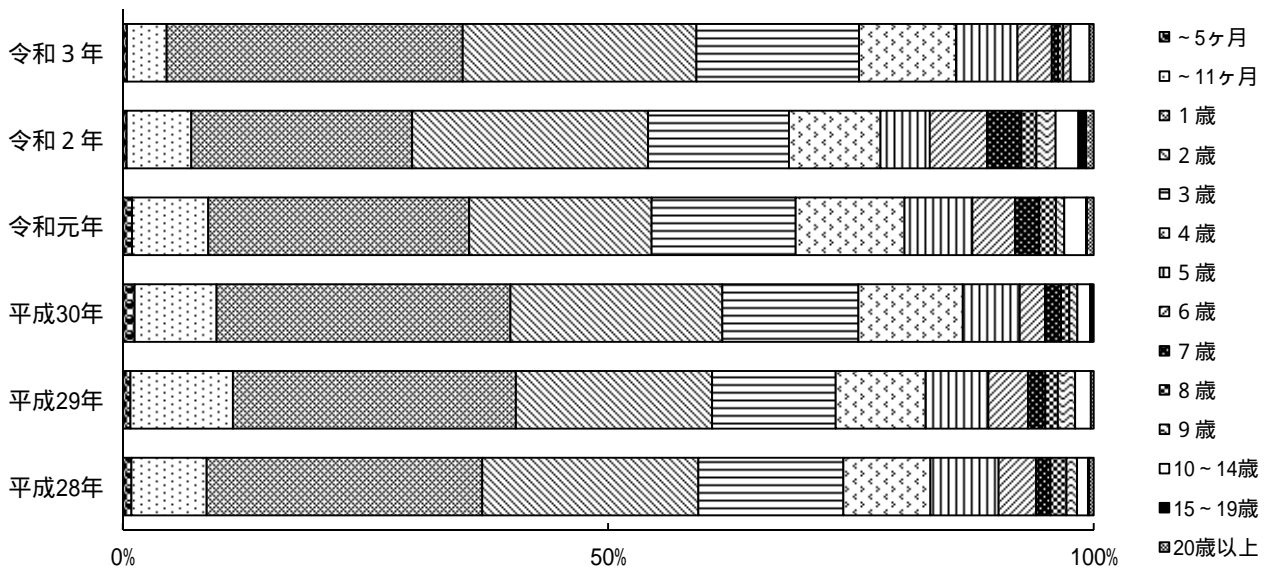


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

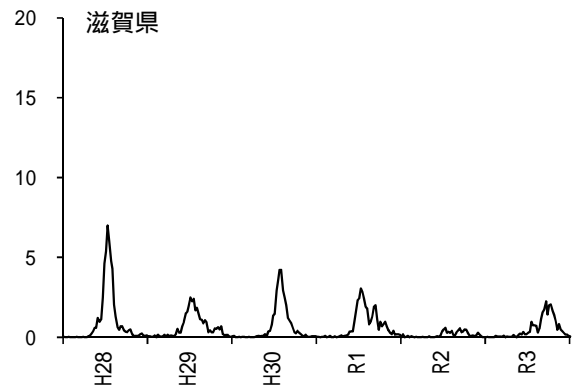
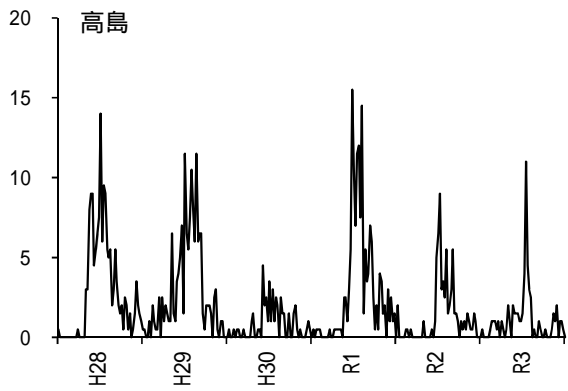
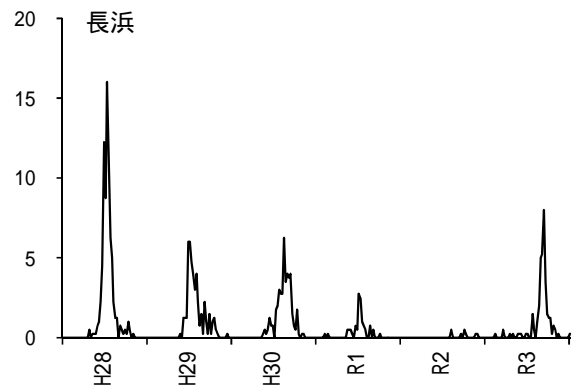
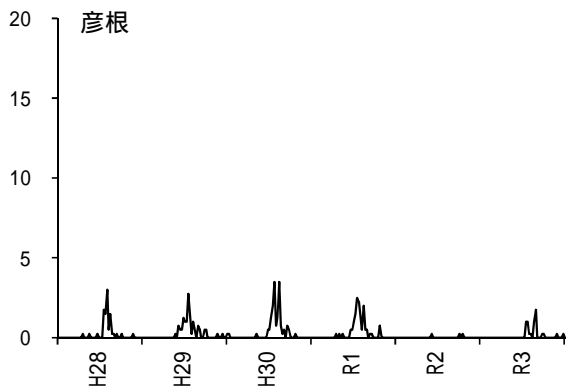
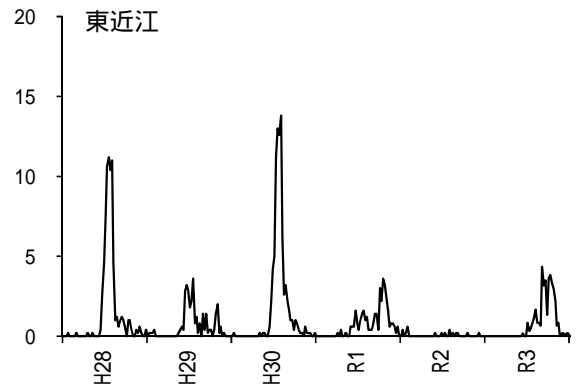
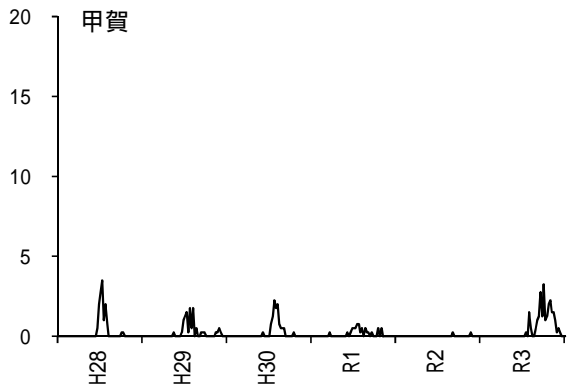
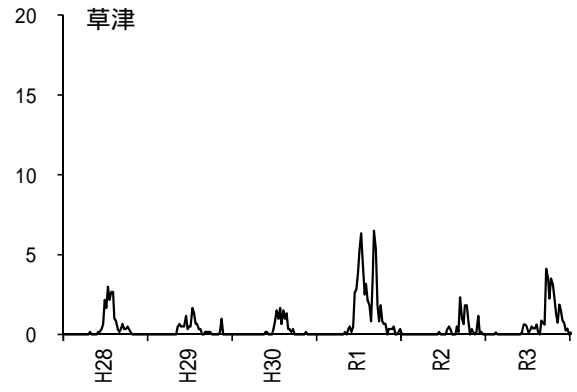
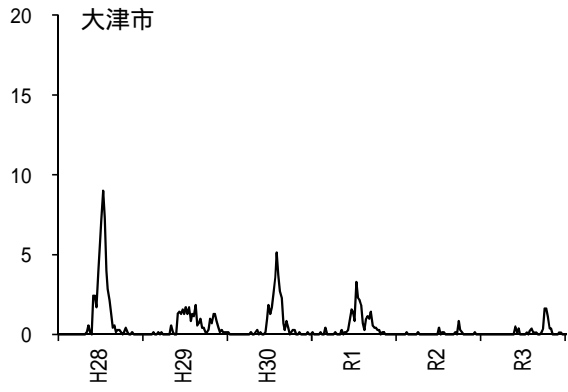


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

3 流行性耳下腺炎

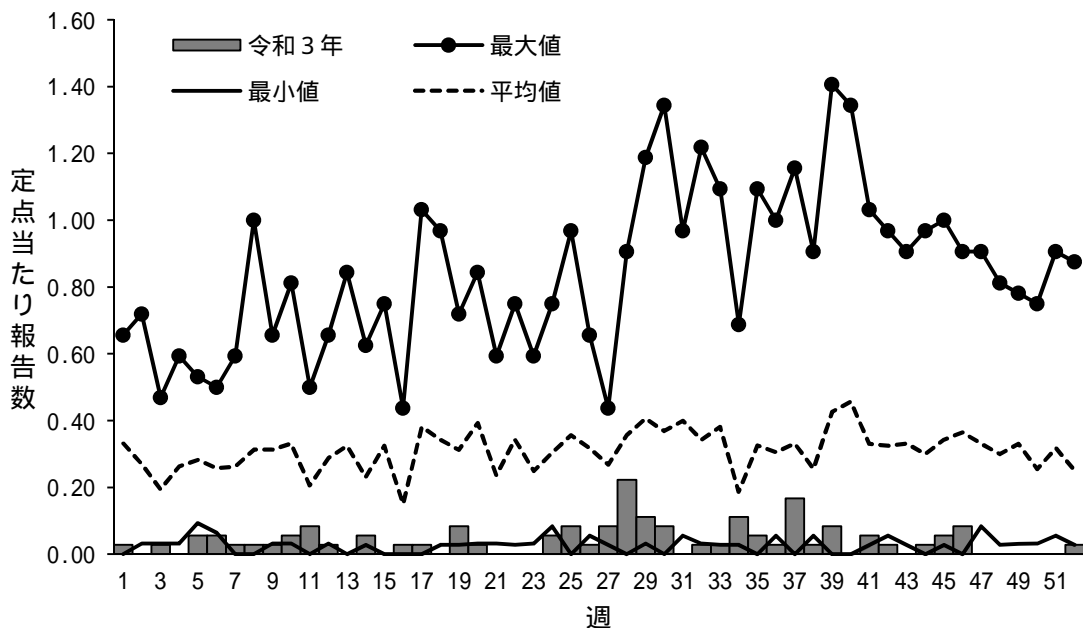


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

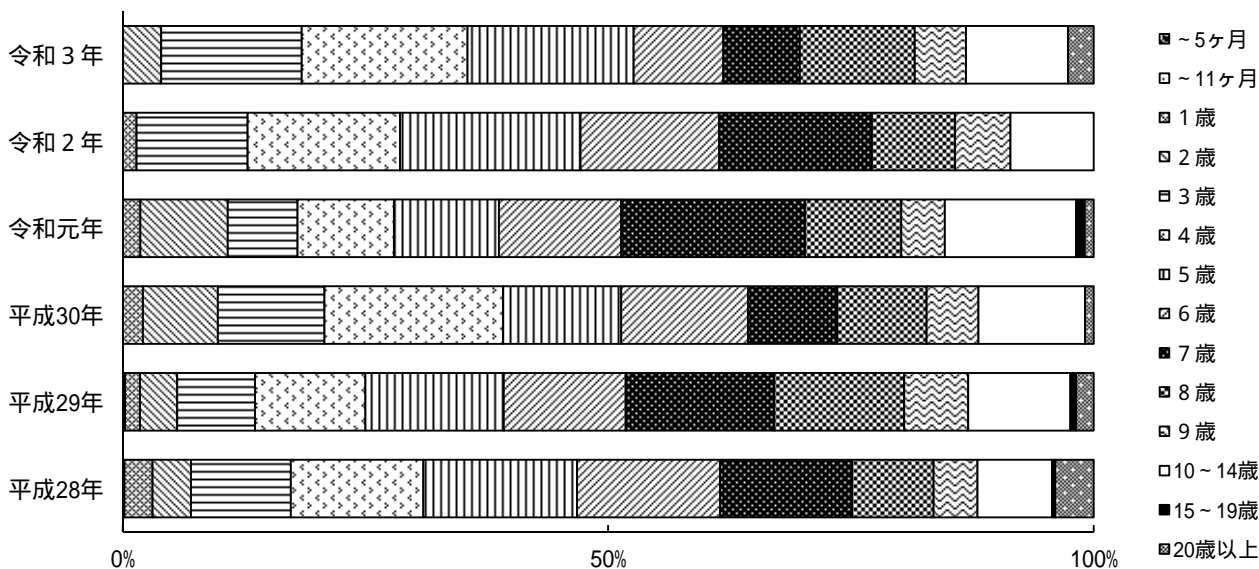


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

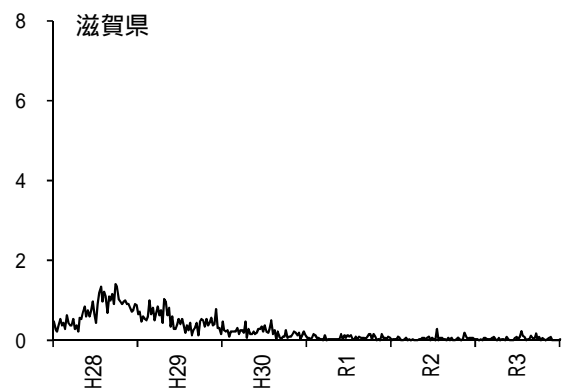
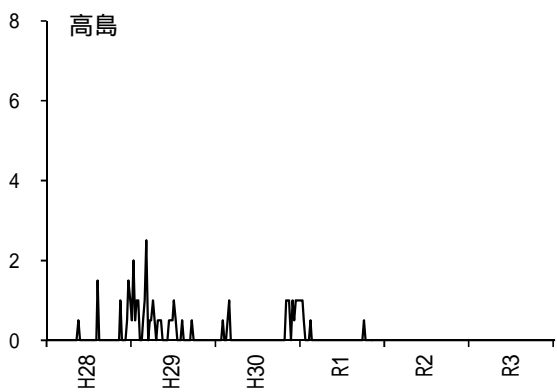
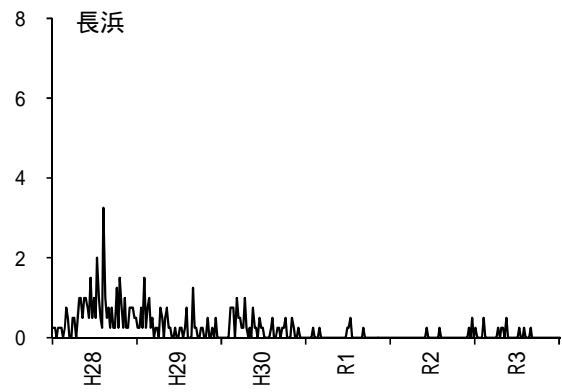
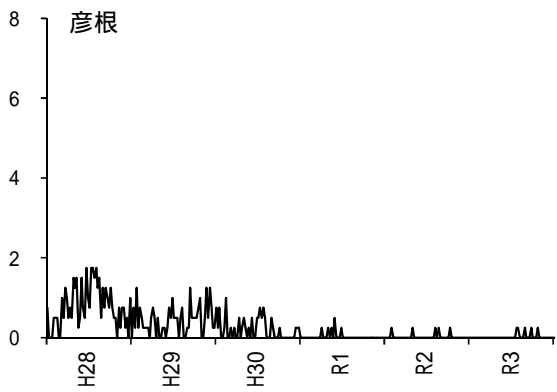
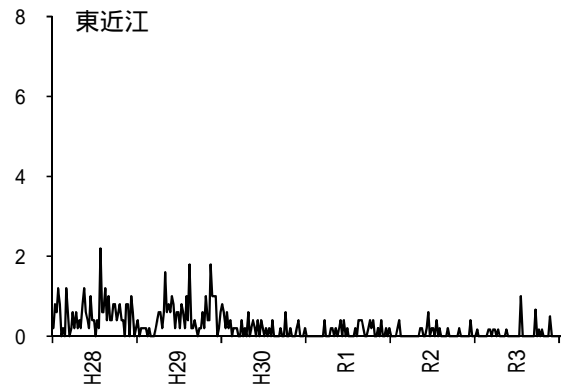
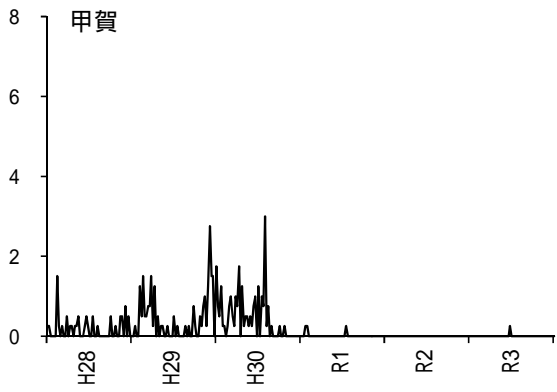
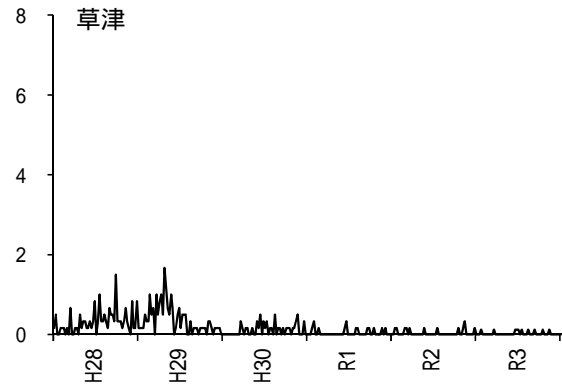
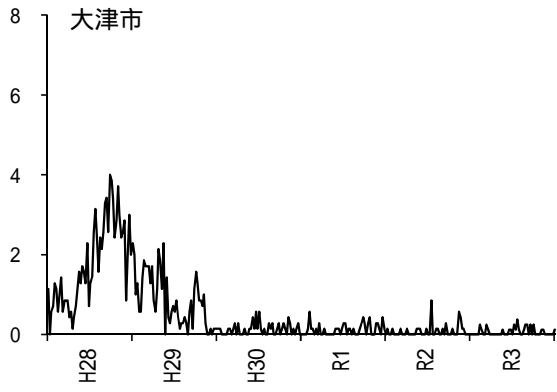


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

(3)眼科定点把握疾患

ア 急性出血性結膜炎

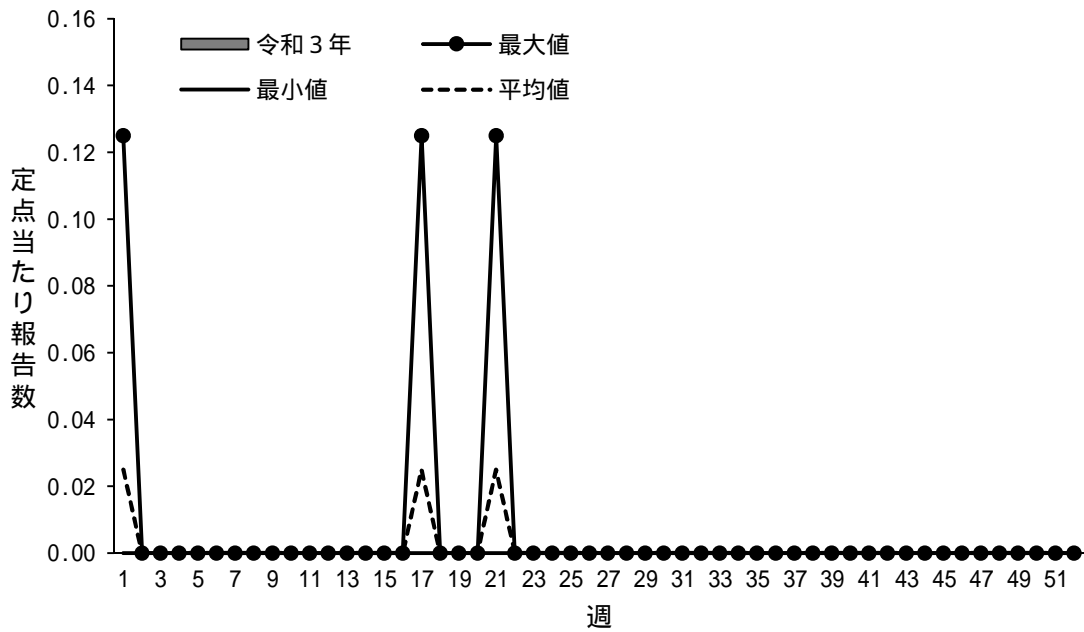


図 1. 令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

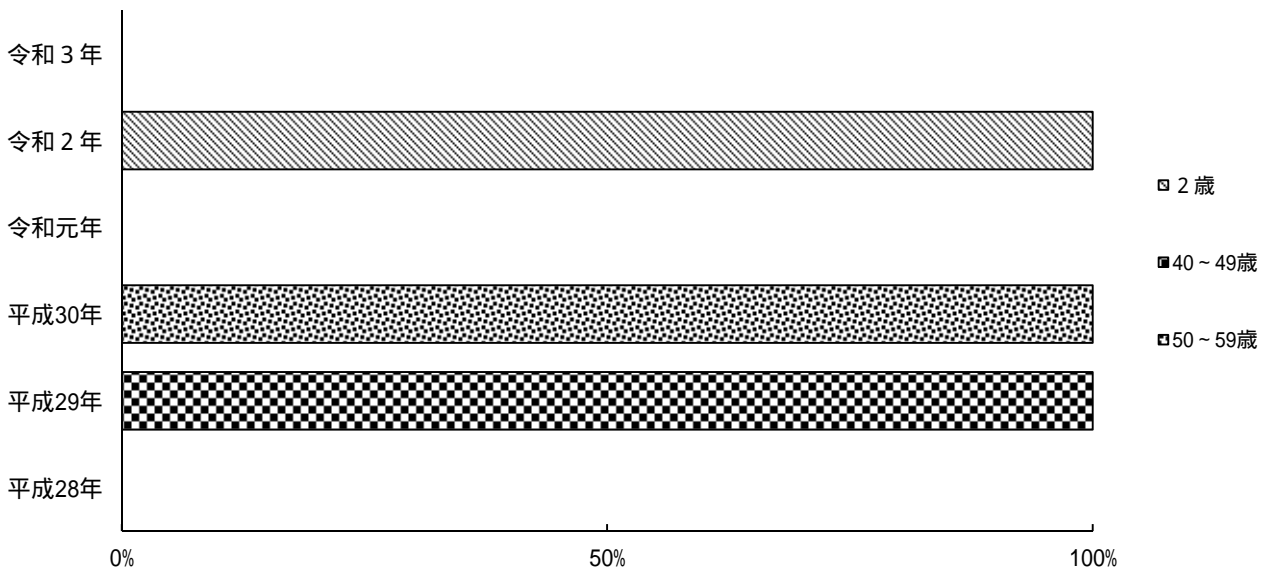


図 2. 平成 28～令和 3 年の年齢別報告割合（滋賀県）

平成 28 年、令和元年、令和 3 年は届出がなかった。

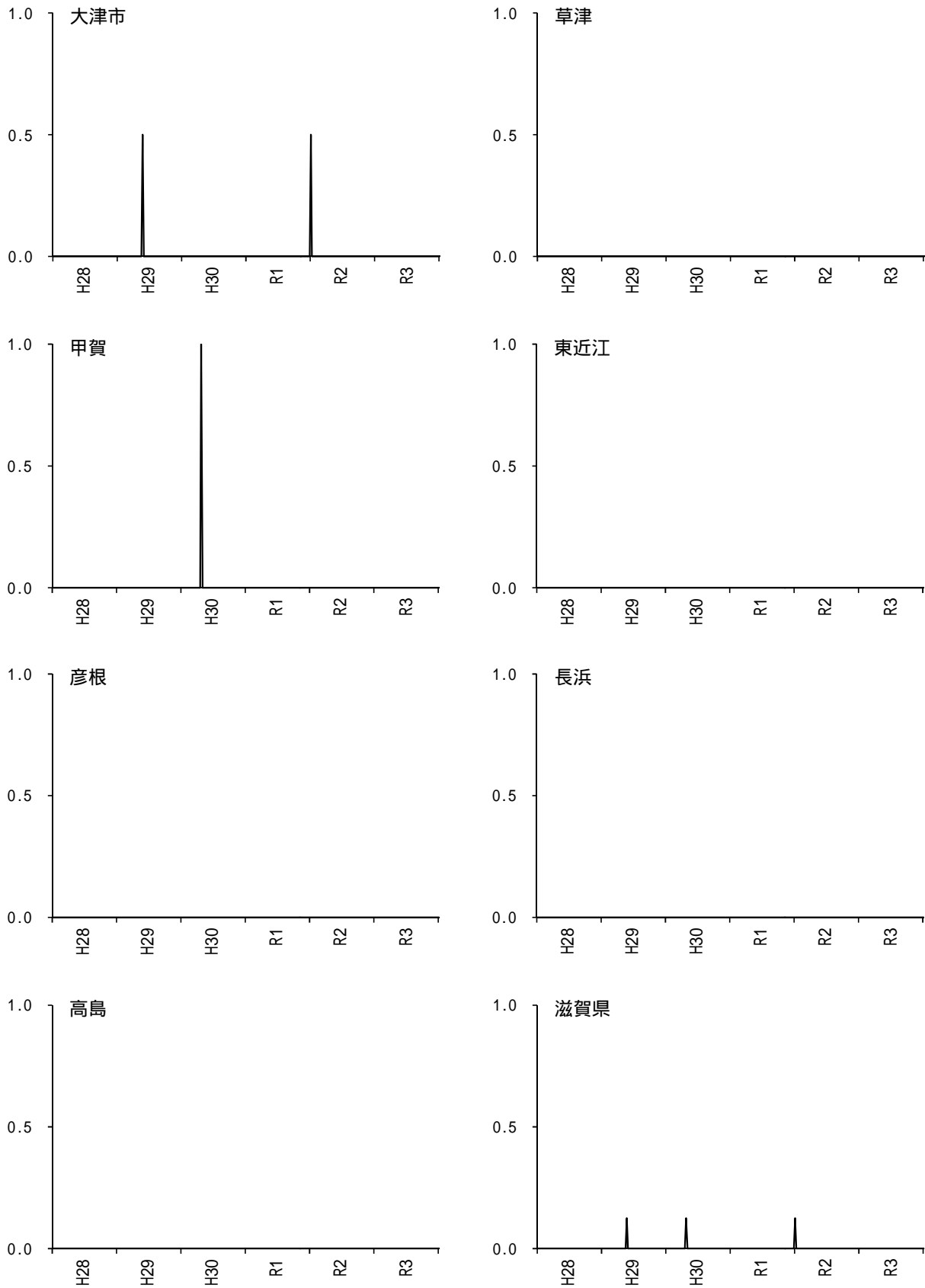


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

イ 流行性角結膜炎

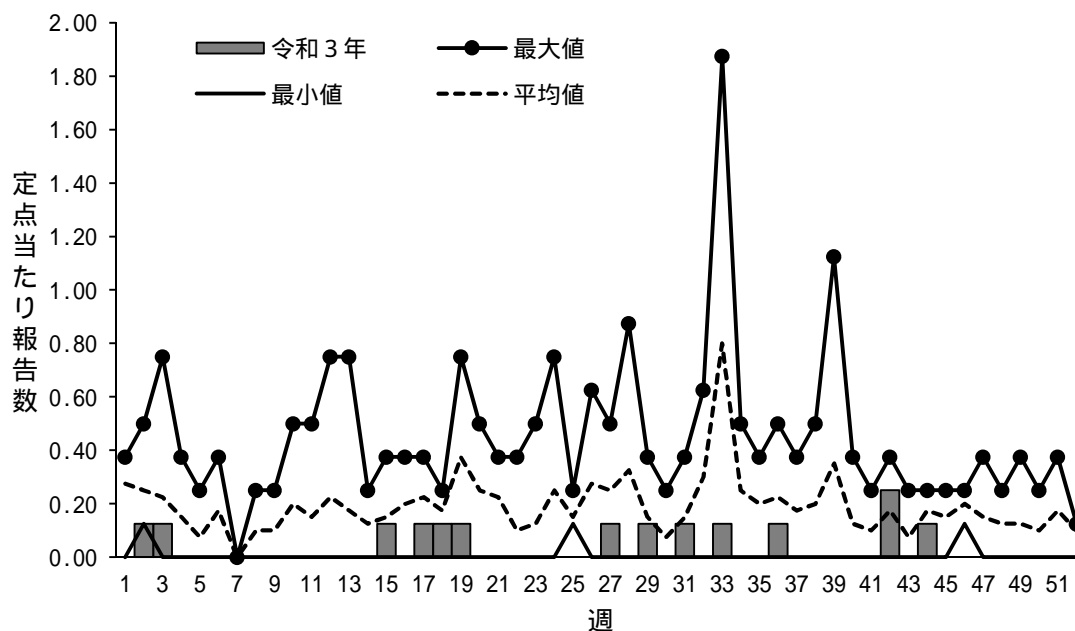


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

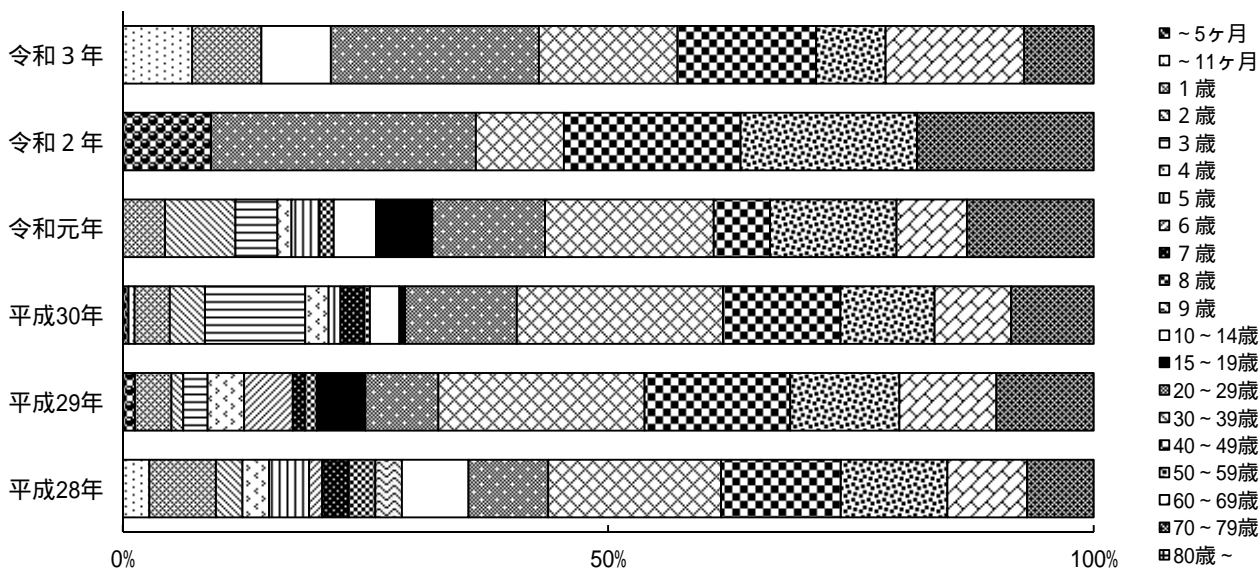


図2. 平成28年～令和3年の年齢別報告割合（滋賀県）

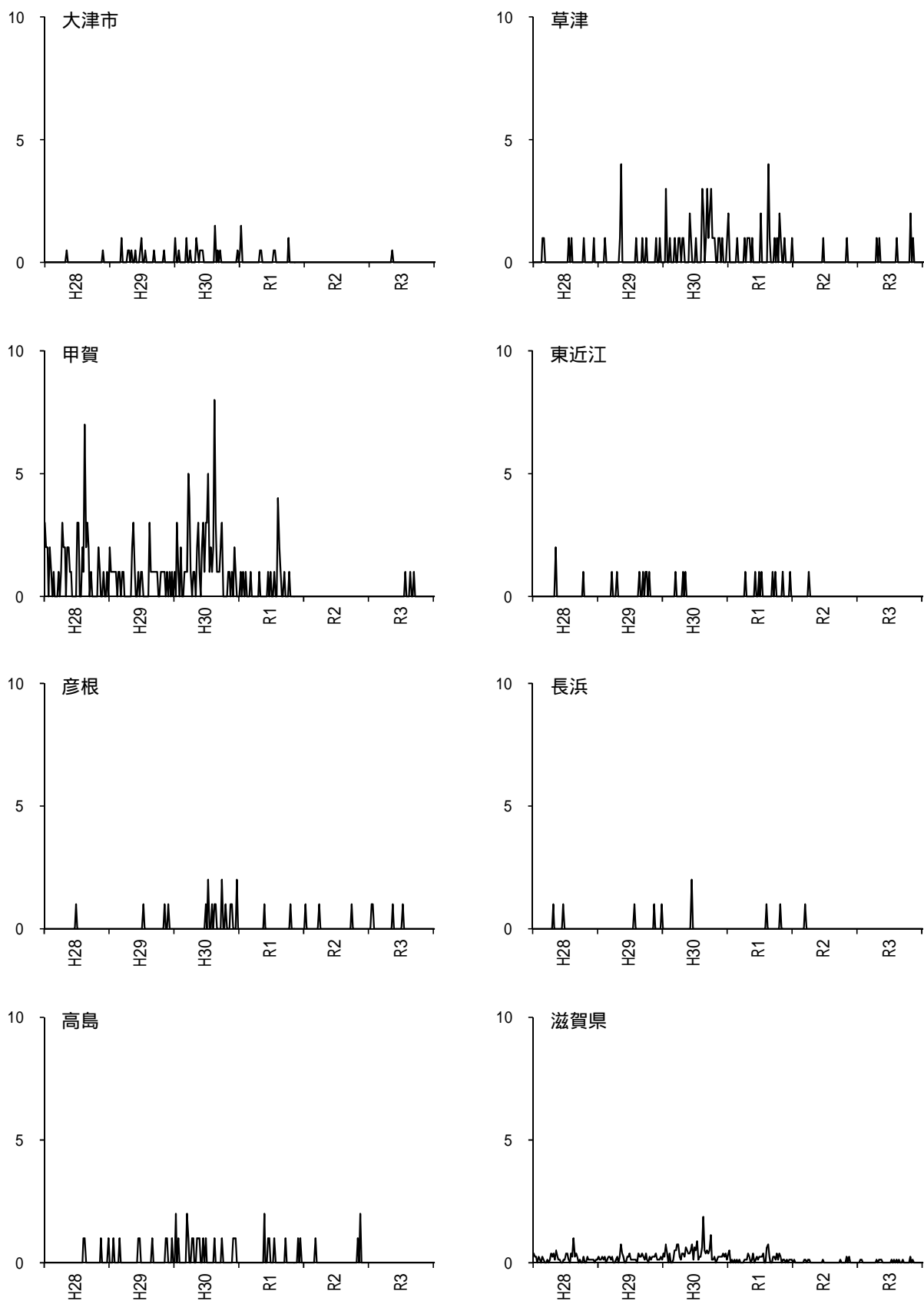


図3. 保健所別の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

I マイコプラズマ肺炎

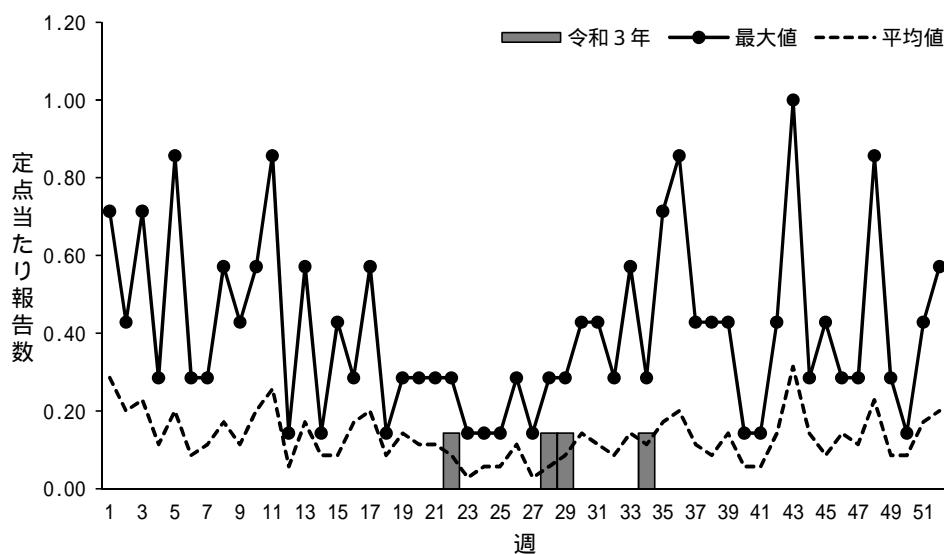


図2.マイコプラズマ肺炎の令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）
 最大値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

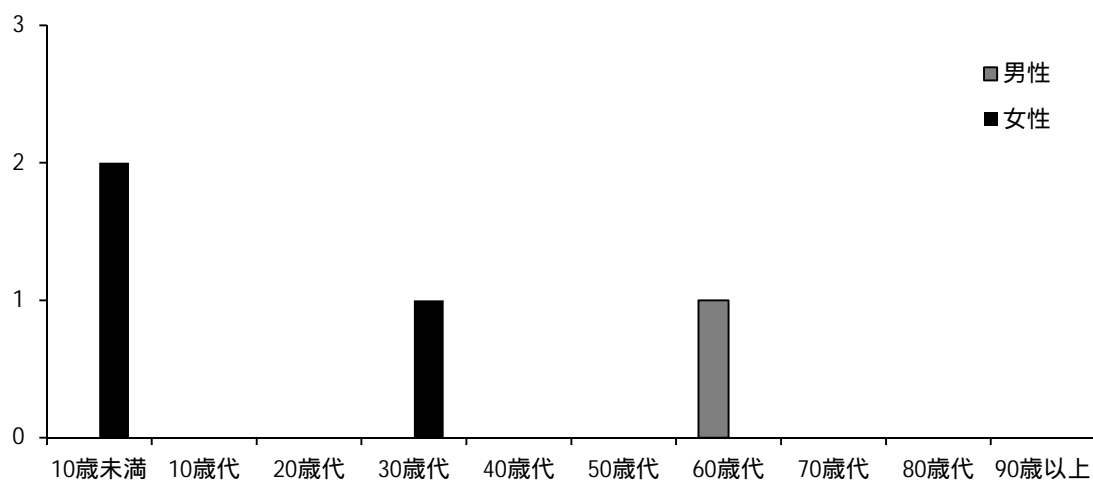


図3.マイコプラズマ肺炎の令和3年の性・年齢別報告数（滋賀県）
 縦軸；報告数、横軸；年齢階級

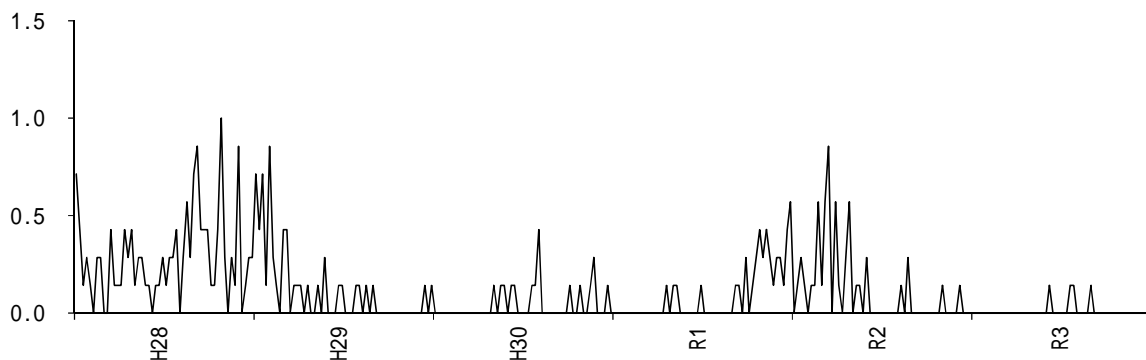


図4.マイコプラズマ肺炎の定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）
 縦軸；定点当たり報告数、横軸；診断年

(5) 性感染症定点把握疾患
ア 性器クラミジア感染症

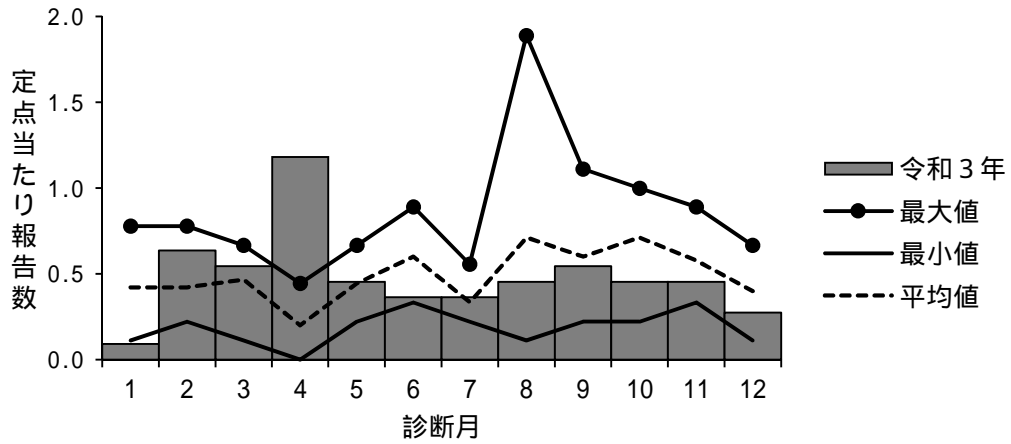


図1. 令和3年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成28年～令和2年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

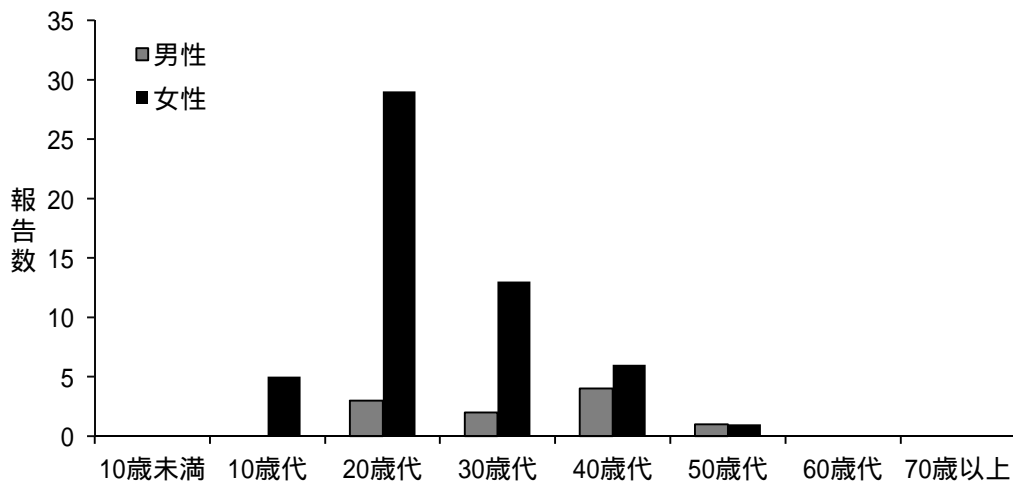


図2. 令和3年の性・年齢別報告数（滋賀県）

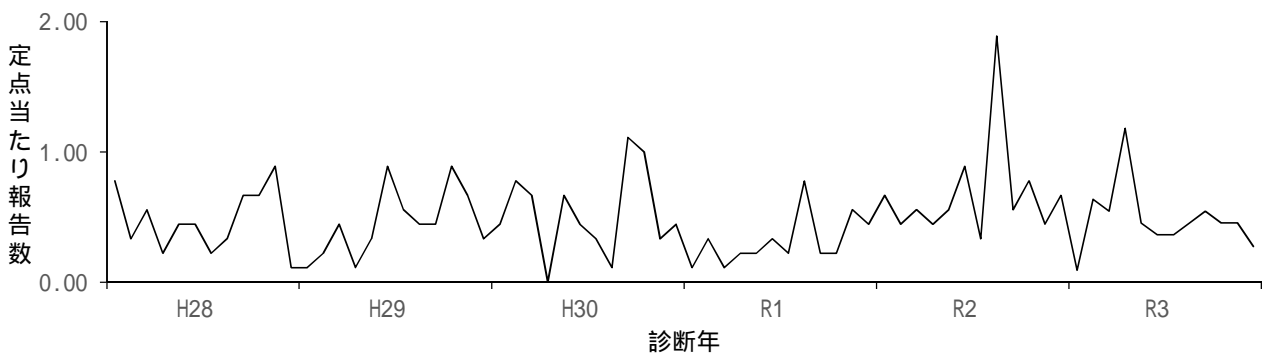


図3. 定点当たり報告数の推移（平成28年～令和3年）

イ 性器ヘルペスウイルス感染症

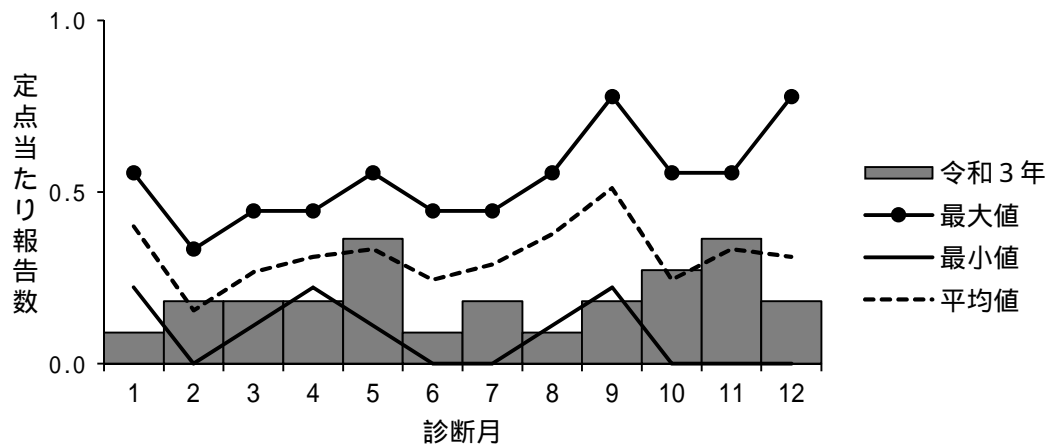


図 1.令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

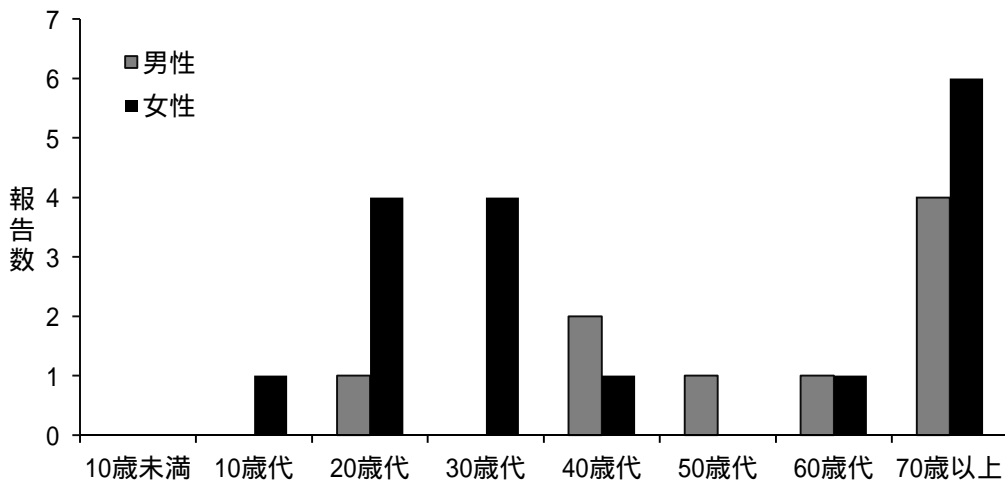


図 2.令和 3 年の性・年齢別報告数（滋賀県）

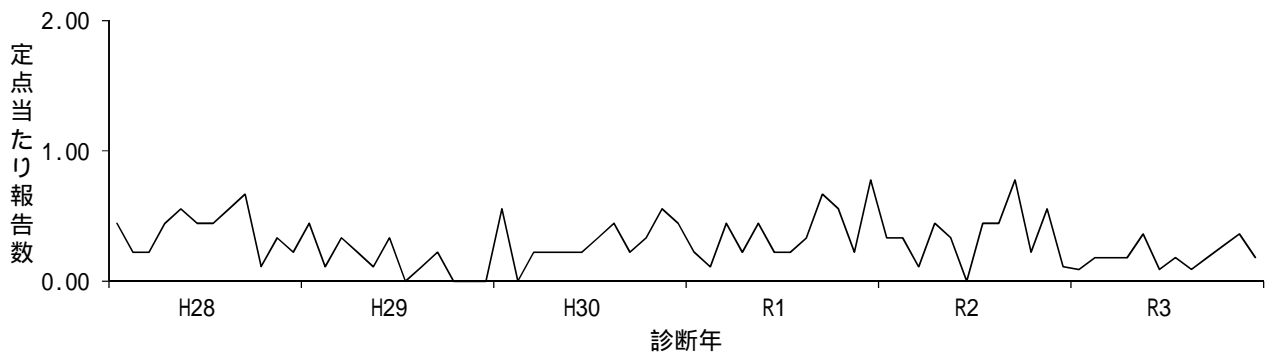


図 3.定点当たり報告数の推移（平成 28 年～令和 3 年）

ウ 尖圭コンジローマ

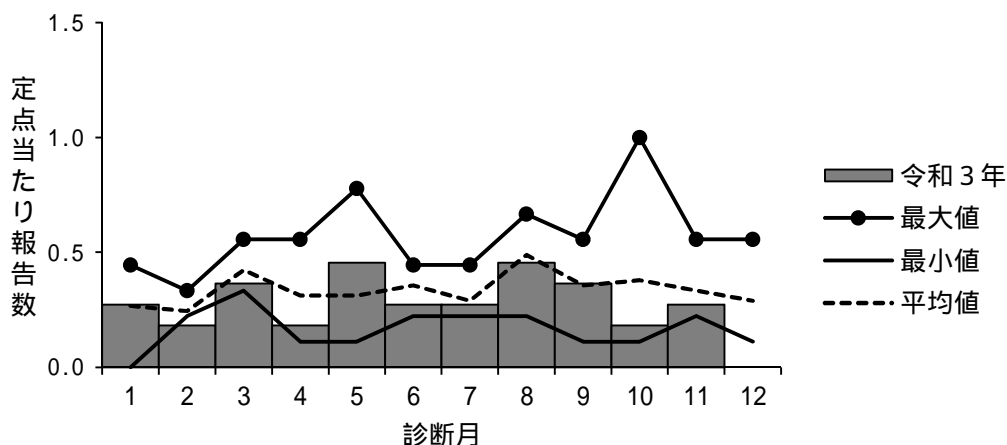


図 1.令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

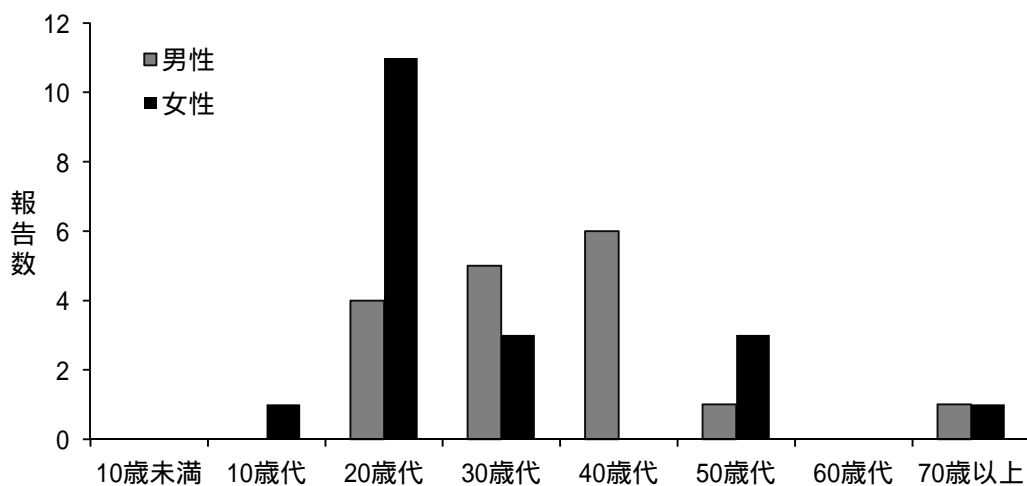


図 2.令和 3 年の性・年齢別報告数（滋賀県）

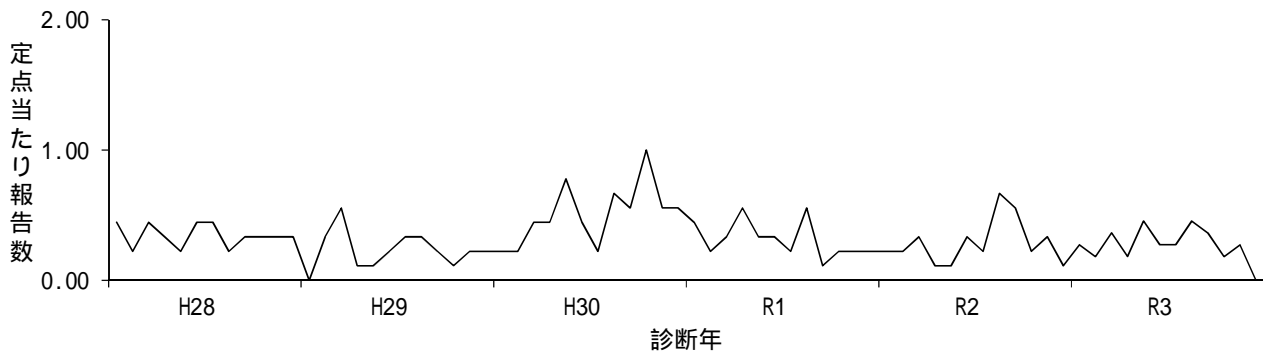


図 3.定点当たり報告数の推移（平成 28 年～令和 3 年）

I 淋菌感染症

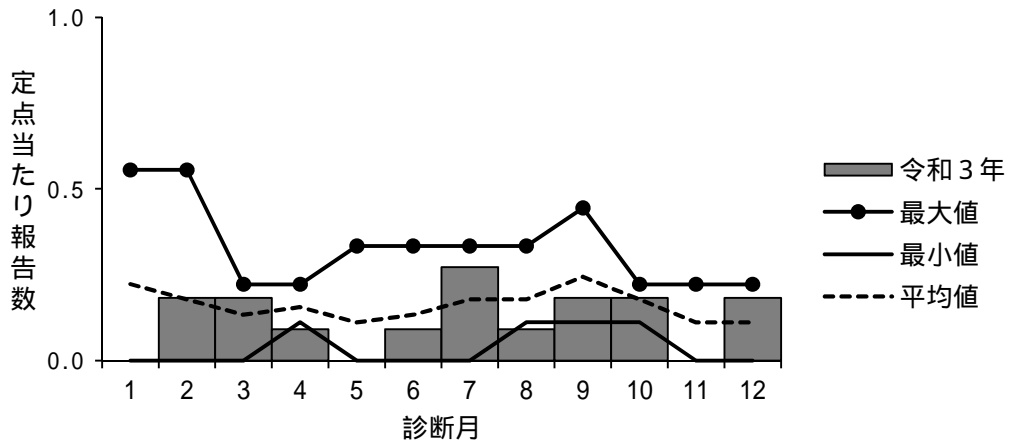


図 1.令和 3 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

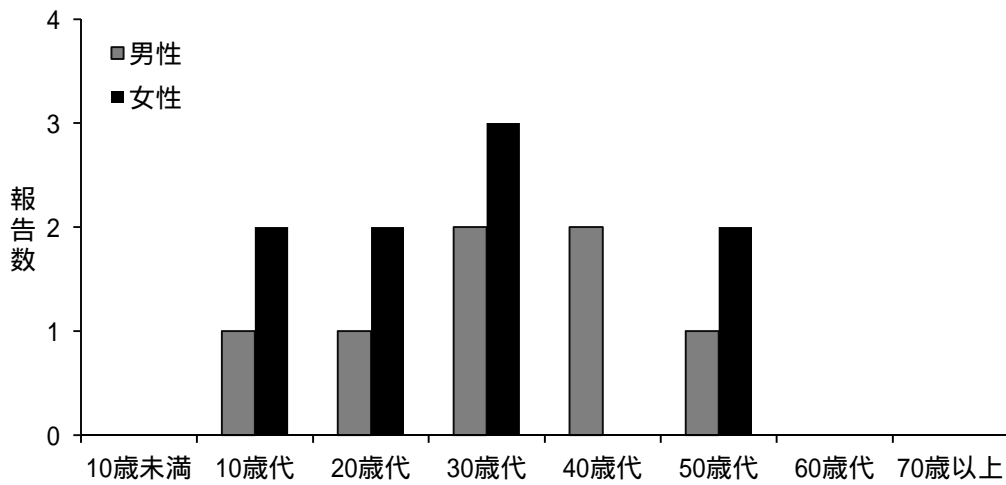


図 2.令和 3 年の性・年齢別報告数（滋賀県）

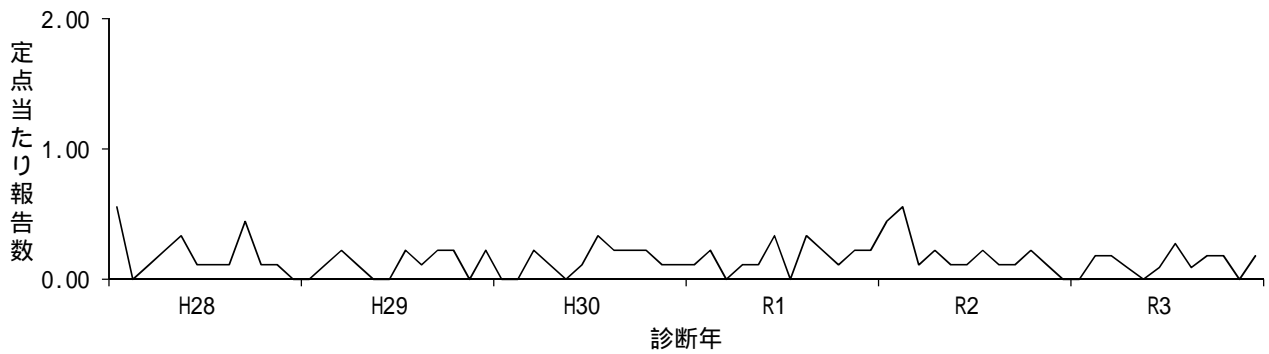


図 3.定点当たり報告数の推移（平成 28 年～令和 3 年）

(6) 基幹定点把握疾患（月単位）

ア メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

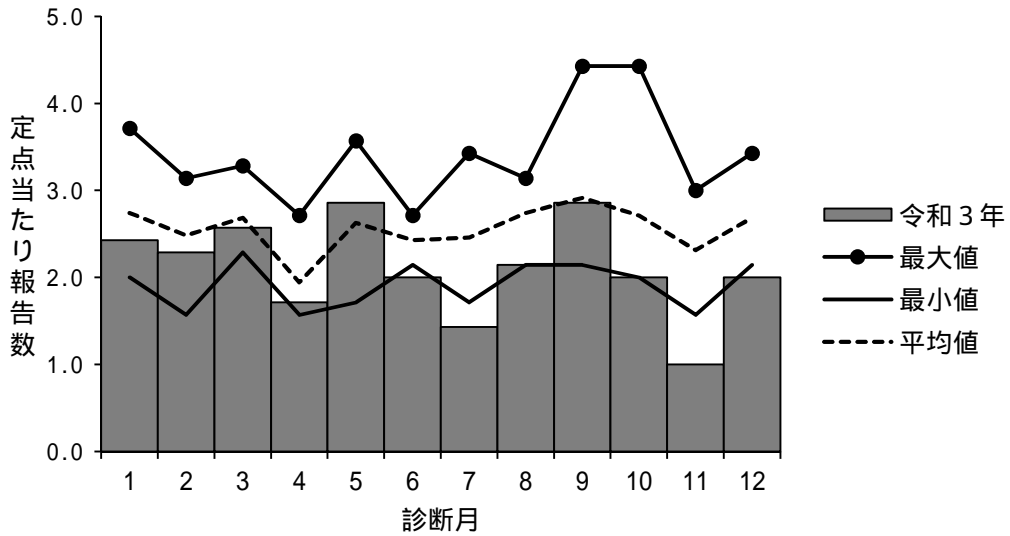


図 1.令和 2 年の定点当たり報告数の推移（滋賀県）

最大値、最小値および平均値は平成 28 年～令和 2 年の当該週の定点当たり報告数を用いて算出

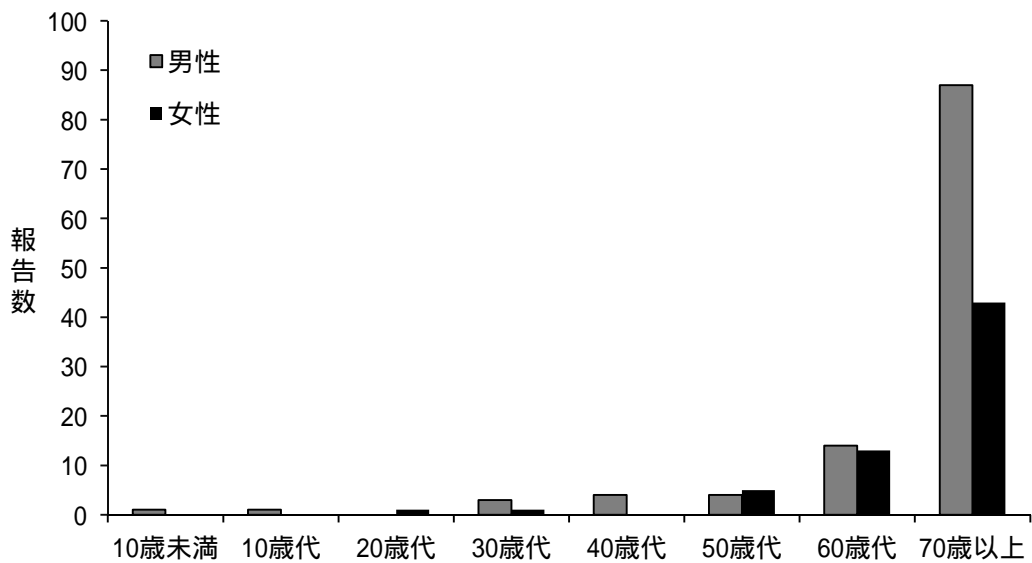


図 2.令和 3 年の性・年齢別報告数（滋賀県）

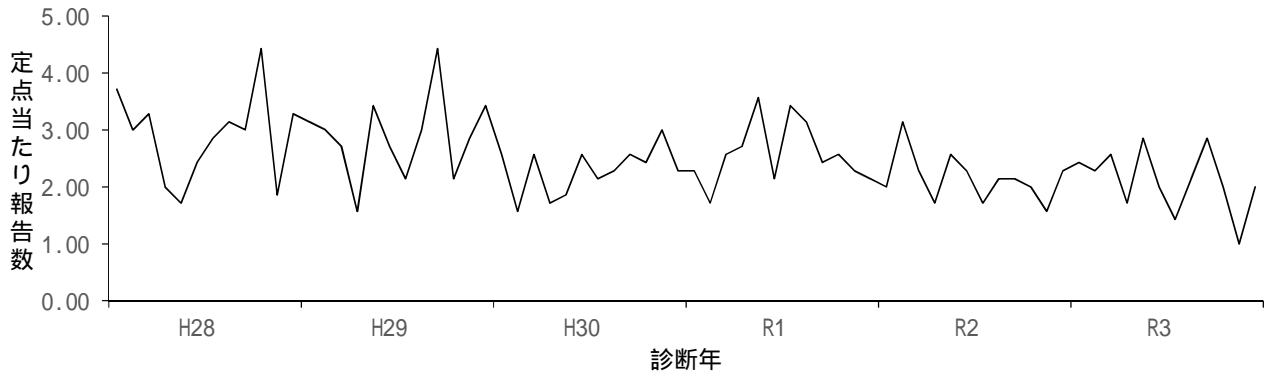


図 3.定当り報告数の推移 (平成 28 年 ~ 令和 3 年)

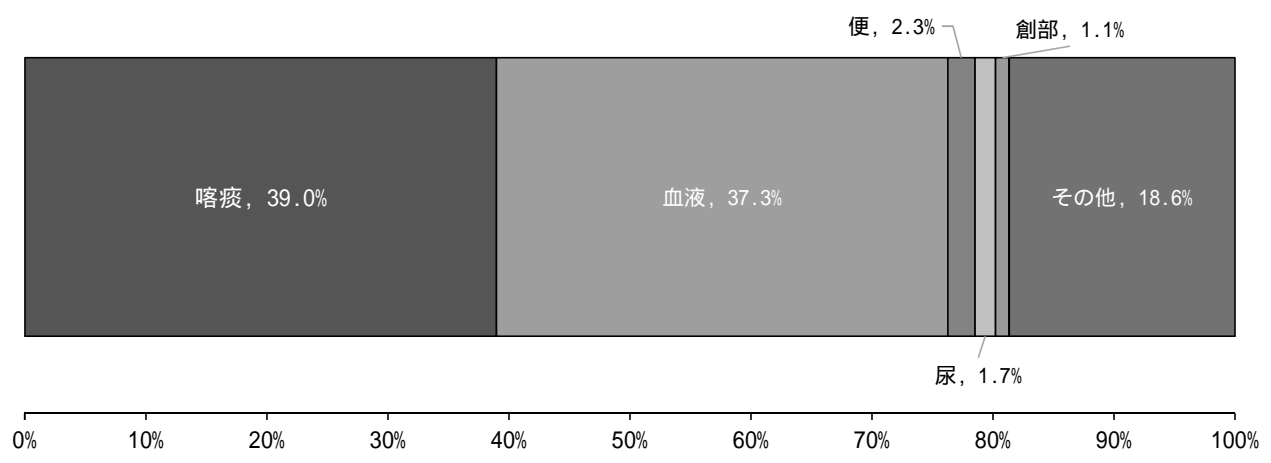


図 4.検体の割合 (令和 3 年、n=177)

(7) 定点把握疾患（小児科、眼科、基幹定点）の保健所別および週別 定点当たり報告数
インフルエンザ

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	0.15	0.08	-	-	-	-	-	0.05
2	1/11 ~ 1/17	0.08	-	-	-	-	-	-	0.02
3	1/18 ~ 1/24	-	0.15	-	-	-	-	-	0.03
4	1/25 ~ 1/31	-	0.08	-	-	-	0.43	-	0.07
5	2/1 ~ 2/7	-	0.15	-	-	-	-	-	0.03
6	2/8 ~ 2/14	-	0.08	-	-	-	-	-	0.02
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	0.30	-	-	-	0.05
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	0.08	-	-	0.20	-	-	-	0.05
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	0.33	0.02
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	0.29	-	0.03
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	0.14	-	-	0.02
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	0.15	-	-	-	-	-	-	0.03
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	0.33	0.02
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	0.08	-	-	-	-	-	-	0.02
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	0.33	0.02
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	0.08	0.08	0.14	-	-	-	0.33	0.07
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	0.14	-	0.02
52	12/27 ~ 1/2	0.08	-	-	-	-	-	-	0.02

「-」: 報告なし

RS ウイルス感染症

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	0.13	-	0.33	-	-	-	0.08
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
14	4/5 ~ 4/11	0.13	0.75	-	-	-	-	-	0.19
15	4/12 ~ 4/18	-	2.38	-	0.17	-	-	-	0.56
16	4/19 ~ 4/25	0.50	4.13	0.50	0.50	-	0.25	-	1.19
17	4/26 ~ 5/2	0.13	3.25	0.50	0.67	0.75	0.75	-	1.08
18	5/3 ~ 5/9	0.25	1.50	0.25	0.83	0.50	0.50	-	0.67
19	5/10 ~ 5/16	0.50	1.13	1.25	0.17	1.50	0.50	-	0.75
20	5/17 ~ 5/23	0.50	2.63	2.25	0.83	0.50	0.75	-	1.22
21	5/24 ~ 5/30	1.38	2.25	1.50	4.67	0.75	1.25	-	1.97
22	5/31 ~ 6/6	1.63	2.13	2.25	8.83	0.75	2.75	-	2.94
23	6/7 ~ 6/13	1.88	2.50	2.00	6.67	2.00	2.75	-	2.83
24	6/14 ~ 6/20	1.75	1.00	1.00	10.50	0.75	1.00	-	2.67
25	6/21 ~ 6/27	1.50	2.50	1.00	9.17	0.50	0.75	-	2.67
26	6/28 ~ 7/4	1.88	1.38	0.75	12.17	1.00	1.25	-	3.08
27	7/5 ~ 7/11	0.88	1.25	0.25	9.00	0.50	2.50	3.00	2.50
28	7/12 ~ 7/18	1.13	1.38	2.00	9.83	1.00	3.00	5.50	3.17
29	7/19 ~ 7/25	2.00	1.13	0.75	4.00	0.50	3.00	8.50	2.31
30	7/26 ~ 8/1	1.50	0.38	1.00	5.83	2.50	3.00	13.00	2.83
31	8/2 ~ 8/8	1.63	0.75	1.00	3.33	3.75	2.50	14.00	2.67
32	8/9 ~ 8/15	1.25	0.38	1.00	2.83	0.50	1.25	4.50	1.39
33	8/16 ~ 8/22	0.88	0.25	-	1.50	-	-	6.50	0.86
34	8/23 ~ 8/29	1.00	0.38	0.75	2.50	0.25	0.75	3.00	1.08
35	8/30 ~ 9/5	0.25	0.13	0.50	2.33	-	-	-	0.53
36	9/6 ~ 9/12	0.63	0.38	-	0.67	0.50	-	-	0.39
37	9/13 ~ 9/19	0.50	0.13	0.50	0.50	-	-	-	0.28
38	9/20 ~ 9/26	0.13	-	-	0.33	-	-	-	0.08
39	9/27 ~ 10/3	0.13	0.13	0.50	0.17	-	-	-	0.14
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	0.25	-	-	-	-	0.03
42	10/18 ~ 10/24	-	-	0.25	-	-	-	0.50	0.06
43	10/25 ~ 10/31	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	0.25	-	0.25	-	-	0.06
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
48	11/29 ~ 12/5	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
49	12/6 ~ 12/12	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	0.33	-	-	-	0.06
51	12/20 ~ 12/26	-	0.25	-	-	-	-	-	0.06
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	0.50	0.50	-	0.11

「-」: 報告なし

咽頭結膜熱

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	0.50	-	1.17	-	0.25	-	0.33
2	1/11 ~ 1/17	-	0.38	-	0.33	-	-	-	0.14
3	1/18 ~ 1/24	-	1.00	-	0.33	-	-	-	0.28
4	1/25 ~ 1/31	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	0.33	0.25	-	-	0.08
6	2/8 ~ 2/14	0.13	0.25	-	0.17	-	-	-	0.11
7	2/15 ~ 2/21	-	0.13	-	0.17	-	-	0.50	0.08
8	2/22 ~ 2/28	-	0.25	-	0.50	-	-	0.50	0.17
9	3/1 ~ 3/7	-	0.63	-	-	-	-	-	0.14
10	3/8 ~ 3/14	-	0.25	-	0.33	-	-	0.50	0.14
11	3/15 ~ 3/21	-	0.38	-	0.50	-	-	-	0.17
12	3/22 ~ 3/28	-	0.38	0.25	0.33	0.25	-	-	0.19
13	3/29 ~ 4/4	-	0.25	-	0.17	1.50	-	-	0.25
14	4/5 ~ 4/11	-	0.25	-	0.50	-	-	-	0.14
15	4/12 ~ 4/18	-	0.63	-	-	-	0.50	-	0.19
16	4/19 ~ 4/25	0.13	0.38	-	0.17	-	-	-	0.14
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	0.38	0.25	0.17	-	0.25	-	0.17
19	5/10 ~ 5/16	0.50	-	-	0.67	-	-	-	0.22
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	0.38	-	-	-	-	-	0.08
22	5/31 ~ 6/6	-	0.13	-	0.33	0.25	-	-	0.11
23	6/7 ~ 6/13	-	0.25	-	0.17	0.25	0.50	-	0.17
24	6/14 ~ 6/20	-	0.13	-	0.33	-	0.25	-	0.11
25	6/21 ~ 6/27	-	0.13	-	0.33	0.25	-	-	0.11
26	6/28 ~ 7/4	0.13	0.13	-	0.33	-	0.50	-	0.17
27	7/5 ~ 7/11	0.25	0.25	-	0.17	-	0.50	-	0.19
28	7/12 ~ 7/18	0.13	-	0.25	0.33	-	-	-	0.11
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	0.67	-	-	-	0.11
30	7/26 ~ 8/1	-	-	0.25	0.67	-	-	-	0.14
31	8/2 ~ 8/8	-	0.13	-	0.33	-	-	-	0.08
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	0.13	-	-	0.17	-	-	-	0.06
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	0.13	-	0.33	-	-	-	0.08
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
39	9/27 ~ 10/3	-	0.13	-	0.33	-	-	-	0.08
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	0.25	-	-	-	-	-	0.06
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	0.75	-	0.08
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	0.17	-	0.25	-	0.06
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	0.67	0.25	0.25	-	0.17
45	11/8 ~ 11/14	-	0.25	-	0.17	-	-	-	0.08
46	11/15 ~ 11/21	-	0.38	-	0.33	-	-	-	0.14
47	11/22 ~ 11/28	-	0.13	0.25	-	-	0.75	-	0.14
48	11/29 ~ 12/5	-	0.38	-	-	-	-	-	0.08
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	0.17	-	0.50	-	0.08
50	12/13 ~ 12/19	0.13	0.13	-	-	-	0.25	-	0.08
51	12/20 ~ 12/26	0.13	0.25	-	-	2.75	-	-	0.39
52	12/27 ~ 1/2	-	0.13	-	-	-	0.25	-	0.06

「-」: 報告なし

A 群溶血性レンサ球菌感染症

週	期間	保健所						滋賀県	
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜		高島
1	1/4 ~ 1/10	0.13	0.50	0.25	0.83	-	1.75	0.50	0.53
2	1/11 ~ 1/17	0.25	0.25	0.25	0.50	-	1.75	-	0.42
3	1/18 ~ 1/24	0.13	0.38	0.50	1.00	-	0.75	0.50	0.44
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	0.33	0.75	2.00	0.50	0.39
5	2/1 ~ 2/7	0.63	0.50	0.25	0.33	-	2.25	0.50	0.61
6	2/8 ~ 2/14	0.13	0.13	0.25	0.33	-	2.50	0.50	0.44
7	2/15 ~ 2/21	0.63	0.25	0.25	-	-	2.50	-	0.50
8	2/22 ~ 2/28	0.25	0.25	0.25	0.67	-	2.00	-	0.47
9	3/1 ~ 3/7	0.88	0.38	-	1.17	0.50	1.25	-	0.67
10	3/8 ~ 3/14	0.25	0.63	0.25	1.00	0.25	3.50	-	0.81
11	3/15 ~ 3/21	0.25	0.38	0.25	1.00	0.25	0.50	1.00	0.47
12	3/22 ~ 3/28	0.50	-	0.50	1.17	-	2.00	-	0.58
13	3/29 ~ 4/4	0.13	0.38	0.25	1.00	-	0.75	-	0.39
14	4/5 ~ 4/11	0.13	0.38	0.75	1.00	0.50	2.75	-	0.72
15	4/12 ~ 4/18	0.75	0.50	-	1.00	-	1.25	-	0.58
16	4/19 ~ 4/25	0.50	0.50	-	0.83	0.25	2.00	-	0.61
17	4/26 ~ 5/2	1.50	0.50	0.25	0.17	-	1.75	1.00	0.75
18	5/3 ~ 5/9	0.50	-	-	0.17	-	1.00	1.00	0.31
19	5/10 ~ 5/16	0.88	-	-	-	-	1.75	0.50	0.42
20	5/17 ~ 5/23	1.00	0.25	0.25	0.67	-	1.50	-	0.58
21	5/24 ~ 5/30	0.50	0.25	0.50	0.17	-	1.50	-	0.42
22	5/31 ~ 6/6	0.63	1.38	-	0.17	-	1.50	-	0.64
23	6/7 ~ 6/13	0.75	0.50	0.25	0.83	0.25	0.50	-	0.53
24	6/14 ~ 6/20	2.38	-	0.25	1.17	-	1.75	1.50	1.03
25	6/21 ~ 6/27	2.25	0.63	-	0.33	-	2.00	-	0.92
26	6/28 ~ 7/4	0.75	0.13	0.50	0.17	-	3.25	-	0.64
27	7/5 ~ 7/11	1.25	0.25	-	-	-	1.75	1.50	0.61
28	7/12 ~ 7/18	0.63	0.38	0.50	0.50	-	1.50	0.50	0.56
29	7/19 ~ 7/25	0.88	0.13	0.25	0.17	-	1.00	-	0.39
30	7/26 ~ 8/1	0.50	0.13	0.50	0.67	-	1.00	-	0.42
31	8/2 ~ 8/8	0.63	-	0.50	0.50	-	0.75	-	0.36
32	8/9 ~ 8/15	0.38	0.13	0.50	0.17	-	0.50	-	0.25
33	8/16 ~ 8/22	0.75	0.13	0.50	-	-	1.00	-	0.36
34	8/23 ~ 8/29	1.13	0.25	-	0.50	-	0.75	-	0.47
35	8/30 ~ 9/5	0.63	-	0.50	0.17	0.25	-	-	0.25
36	9/6 ~ 9/12	2.00	0.38	-	0.33	-	0.75	-	0.67
37	9/13 ~ 9/19	1.00	0.25	-	0.33	-	1.00	0.50	0.47
38	9/20 ~ 9/26	1.75	0.38	-	-	1.25	2.00	-	0.83
39	9/27 ~ 10/3	0.25	0.50	-	0.50	-	0.50	-	0.31
40	10/4 ~ 10/10	0.75	0.13	0.50	0.83	-	1.00	-	0.50
41	10/11 ~ 10/17	-	-	0.50	0.33	-	1.75	-	0.31
42	10/18 ~ 10/24	0.50	0.25	0.50	-	-	1.75	-	0.42
43	10/25 ~ 10/31	0.38	-	-	0.83	-	3.25	-	0.58
44	11/1 ~ 11/7	0.25	-	0.25	1.33	-	2.75	-	0.61
45	11/8 ~ 11/14	0.50	0.13	-	0.67	-	3.00	-	0.58
46	11/15 ~ 11/21	0.63	0.38	-	1.17	-	2.75	0.50	0.75
47	11/22 ~ 11/28	-	0.13	-	1.50	-	3.00	-	0.61
48	11/29 ~ 12/5	-	-	0.50	0.83	-	1.75	-	0.39
49	12/6 ~ 12/12	0.13	-	-	0.50	-	0.75	-	0.19
50	12/13 ~ 12/19	-	-	0.25	1.00	-	1.75	1.00	0.44
51	12/20 ~ 12/26	0.25	0.25	-	0.50	0.25	1.00	-	0.33
52	12/27 ~ 1/2	-	0.25	-	-	-	0.75	-	0.14

「-」: 報告なし

感染性胃腸炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	1.25	1.88	0.25	2.00	1.00	1.75	-	1.36
2	1/11 ~ 1/17	2.25	3.00	1.75	4.50	1.00	1.00	1.00	2.39
3	1/18 ~ 1/24	2.50	2.38	0.25	4.67	0.75	0.50	0.50	2.06
4	1/25 ~ 1/31	2.75	1.25	0.25	3.67	1.00	3.00	1.50	2.06
5	2/1 ~ 2/7	2.50	1.50	1.00	2.17	0.75	4.25	1.50	2.00
6	2/8 ~ 2/14	1.13	1.75	0.50	1.83	0.25	1.75	2.00	1.33
7	2/15 ~ 2/21	2.38	2.00	0.50	2.50	0.75	2.25	2.50	1.92
8	2/22 ~ 2/28	1.13	1.63	0.75	3.83	1.00	6.75	1.50	2.28
9	3/1 ~ 3/7	2.00	2.88	0.75	1.33	1.50	3.00	1.00	1.94
10	3/8 ~ 3/14	2.00	2.88	0.75	1.67	0.75	7.50	1.00	2.42
11	3/15 ~ 3/21	2.38	1.50	1.50	3.00	1.75	5.00	1.50	2.36
12	3/22 ~ 3/28	1.38	0.50	2.50	4.33	2.00	6.75	0.50	2.42
13	3/29 ~ 4/4	1.88	1.50	1.00	1.83	0.50	7.50	-	2.06
14	4/5 ~ 4/11	1.88	0.63	2.00	0.83	1.00	5.75	-	1.67
15	4/12 ~ 4/18	2.38	0.88	4.25	2.17	0.75	4.75	0.50	2.19
16	4/19 ~ 4/25	3.63	0.88	5.50	5.83	3.50	4.25	0.50	3.47
17	4/26 ~ 5/2	3.25	2.63	0.75	5.67	3.25	1.25	-	2.83
18	5/3 ~ 5/9	2.50	0.50	0.75	2.00	3.25	0.50	-	1.50
19	5/10 ~ 5/16	3.00	2.75	0.75	3.50	1.75	1.75	-	2.33
20	5/17 ~ 5/23	2.88	2.63	3.25	3.00	1.25	2.00	-	2.44
21	5/24 ~ 5/30	1.38	1.50	2.25	2.00	1.75	0.50	-	1.47
22	5/31 ~ 6/6	2.38	3.38	0.75	3.17	1.25	2.00	1.00	2.31
23	6/7 ~ 6/13	0.88	2.25	0.75	4.00	0.75	1.25	-	1.67
24	6/14 ~ 6/20	1.25	2.13	0.50	5.67	0.75	0.75	2.50	2.06
25	6/21 ~ 6/27	0.38	1.00	0.75	1.83	2.00	1.50	1.50	1.17
26	6/28 ~ 7/4	2.13	1.63	1.00	4.33	0.75	1.50	1.00	1.97
27	7/5 ~ 7/11	1.75	1.38	1.00	2.33	1.00	1.25	-	1.44
28	7/12 ~ 7/18	2.00	0.88	0.25	1.17	1.75	2.50	-	1.33
29	7/19 ~ 7/25	0.75	1.25	0.75	1.67	3.25	1.25	1.50	1.39
30	7/26 ~ 8/1	2.13	1.13	1.75	1.67	1.00	1.25	0.50	1.47
31	8/2 ~ 8/8	1.50	1.25	-	2.33	1.25	1.50	0.50	1.33
32	8/9 ~ 8/15	1.00	2.00	1.25	1.00	-	0.75	-	1.06
33	8/16 ~ 8/22	2.25	0.88	0.50	0.83	0.50	1.00	1.50	1.14
34	8/23 ~ 8/29	1.38	1.88	0.25	1.67	1.25	3.00	-	1.50
35	8/30 ~ 9/5	2.00	1.63	0.75	2.17	0.25	1.00	0.50	1.42
36	9/6 ~ 9/12	0.63	1.75	0.50	2.50	1.25	2.50	0.50	1.44
37	9/13 ~ 9/19	2.13	1.63	0.50	2.33	0.75	4.00	-	1.81
38	9/20 ~ 9/26	1.88	1.38	0.25	0.67	1.75	4.50	1.00	1.61
39	9/27 ~ 10/3	4.75	0.75	0.75	0.83	1.25	2.00	-	1.81
40	10/4 ~ 10/10	1.50	0.88	0.75	2.67	0.75	2.50	1.00	1.47
41	10/11 ~ 10/17	3.63	1.00	1.75	1.83	1.25	0.75	0.50	1.78
42	10/18 ~ 10/24	1.50	1.25	0.50	1.83	1.00	2.50	-	1.36
43	10/25 ~ 10/31	2.75	1.75	0.25	1.83	2.00	2.50	-	1.83
44	11/1 ~ 11/7	3.13	0.88	1.00	0.33	1.25	2.25	-	1.44
45	11/8 ~ 11/14	2.00	4.88	0.75	1.00	1.00	2.00	1.00	2.17
46	11/15 ~ 11/21	3.13	4.38	1.25	1.83	1.00	2.75	2.00	2.64
47	11/22 ~ 11/28	2.50	4.00	1.00	3.00	1.75	3.25	3.00	2.78
48	11/29 ~ 12/5	2.38	3.63	2.50	3.33	1.75	6.50	8.00	3.53
49	12/6 ~ 12/12	6.75	4.25	3.25	5.17	4.00	5.25	5.50	5.00
50	12/13 ~ 12/19	3.63	3.13	4.25	8.00	3.25	7.00	5.50	4.75
51	12/20 ~ 12/26	7.25	3.63	1.50	7.17	1.50	5.50	6.50	4.92
52	12/27 ~ 1/2	2.00	3.13	4.25	1.83	3.00	4.75	5.00	3.06

「-」: 報告なし

水痘

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	0.25	0.50	-	-	-	0.11
2	1/11 ~ 1/17	0.13	-	0.50	0.17	-	0.50	-	0.17
3	1/18 ~ 1/24	0.13	0.13	-	-	0.25	-	-	0.08
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	0.25	-	0.17	-	-	-	0.08
6	2/8 ~ 2/14	0.13	-	-	0.17	-	-	-	0.06
7	2/15 ~ 2/21	0.13	0.25	-	0.17	-	0.25	-	0.14
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	0.25	-	-	-	-	-	0.06
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	0.13	-	-	0.17	-	-	-	0.06
12	3/22 ~ 3/28	0.13	-	-	0.17	-	-	-	0.06
13	3/29 ~ 4/4	-	0.13	0.25	-	-	0.50	-	0.11
14	4/5 ~ 4/11	0.38	0.25	-	0.17	0.25	-	-	0.19
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	0.50	-	-	-	0.08
16	4/19 ~ 4/25	0.38	0.13	0.25	-	-	-	-	0.14
17	4/26 ~ 5/2	0.50	0.13	-	-	-	-	-	0.14
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	0.13	-	0.25	-	-	-	-	0.06
20	5/17 ~ 5/23	0.13	-	-	-	0.25	0.25	-	0.08
21	5/24 ~ 5/30	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
22	5/31 ~ 6/6	0.38	0.13	-	-	0.25	-	1.00	0.19
23	6/7 ~ 6/13	-	-	0.75	0.17	-	-	-	0.11
24	6/14 ~ 6/20	0.25	-	0.50	-	-	-	-	0.11
25	6/21 ~ 6/27	0.13	0.13	-	0.67	-	-	-	0.17
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
27	7/5 ~ 7/11	-	0.13	-	0.67	-	-	1.50	0.22
28	7/12 ~ 7/18	-	-	0.50	0.33	-	-	-	0.11
29	7/19 ~ 7/25	-	0.13	0.25	0.17	-	-	0.50	0.11
30	7/26 ~ 8/1	-	-	0.50	0.17	-	-	-	0.08
31	8/2 ~ 8/8	-	-	0.25	0.17	-	-	-	0.06
32	8/9 ~ 8/15	-	0.13	-	-	-	0.50	-	0.08
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	0.33	-	-	-	0.06
34	8/23 ~ 8/29	0.13	0.25	-	-	-	-	-	0.08
35	8/30 ~ 9/5	-	-	0.25	0.17	0.25	-	-	0.08
36	9/6 ~ 9/12	0.38	-	-	-	-	-	-	0.08
37	9/13 ~ 9/19	0.50	0.25	-	-	-	-	-	0.17
38	9/20 ~ 9/26	0.25	0.13	0.25	-	-	-	-	0.11
39	9/27 ~ 10/3	0.75	-	-	-	-	-	-	0.17
40	10/4 ~ 10/10	0.50	0.25	0.25	-	-	-	-	0.19
41	10/11 ~ 10/17	0.25	0.25	-	-	-	-	-	0.11
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	0.13	0.38	-	-	-	-	-	0.11
44	11/1 ~ 11/7	0.50	0.50	-	-	-	-	-	0.22
45	11/8 ~ 11/14	0.13	0.50	-	-	-	-	-	0.14
46	11/15 ~ 11/21	0.25	0.13	-	0.17	-	-	-	0.11
47	11/22 ~ 11/28	0.25	0.25	-	-	0.25	-	-	0.14
48	11/29 ~ 12/5	0.13	0.13	-	-	-	0.25	-	0.08
49	12/6 ~ 12/12	0.25	0.13	-	-	0.25	-	-	0.11
50	12/13 ~ 12/19	0.38	-	0.25	0.83	0.25	-	-	0.28
51	12/20 ~ 12/26	0.25	-	-	0.17	-	0.50	-	0.14
52	12/27 ~ 1/2	0.13	0.13	0.25	-	0.25	-	-	0.11

「-」: 報告なし

手足口病

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	0.25	-	-	-	-	-	0.06
5	2/1 ~ 2/7	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
11	3/15 ~ 3/21	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
15	4/12 ~ 4/18	-	0.13	-	-	-	-	-	0.03
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
18	5/3 ~ 5/9	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	0.25	0.25	-	0.06
22	5/31 ~ 6/6	-	0.13	-	0.17	0.25	-	0.50	0.11
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	0.50	-	-	-	0.08
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	0.17	-	-	1.00	0.08
25	6/21 ~ 6/27	0.38	0.50	-	-	-	-	-	0.19
26	6/28 ~ 7/4	0.50	0.13	-	0.83	-	-	1.00	0.33
27	7/5 ~ 7/11	0.25	0.13	-	0.83	-	-	1.00	0.28
28	7/12 ~ 7/18	0.13	0.25	-	1.33	1.25	-	1.00	0.50
29	7/19 ~ 7/25	0.13	0.25	-	0.33	0.25	-	0.50	0.19
30	7/26 ~ 8/1	0.13	0.25	1.00	-	0.75	-	1.50	0.36
31	8/2 ~ 8/8	-	0.13	-	0.17	-	-	1.00	0.11
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	1.00	0.25	-	0.14
33	8/16 ~ 8/22	-	0.13	0.25	0.33	0.25	-	-	0.14
34	8/23 ~ 8/29	-	0.38	-	0.50	-	0.75	-	0.25
35	8/30 ~ 9/5	0.25	-	0.25	0.67	-	0.25	-	0.22
36	9/6 ~ 9/12	-	0.13	0.75	0.17	0.50	2.25	-	0.44
37	9/13 ~ 9/19	0.13	0.50	1.50	0.33	0.25	1.25	-	0.53
38	9/20 ~ 9/26	0.50	1.50	1.50	0.17	0.25	1.00	-	0.78
39	9/27 ~ 10/3	-	0.13	1.00	0.17	-	0.50	1.00	0.28
40	10/4 ~ 10/10	0.25	1.00	0.75	1.33	-	0.75	-	0.67
41	10/11 ~ 10/17	0.38	0.88	0.50	1.50	-	0.50	0.50	0.67
42	10/18 ~ 10/24	0.50	0.88	0.50	2.00	-	0.25	-	0.72
43	10/25 ~ 10/31	2.13	0.50	0.75	0.50	-	0.50	-	0.81
44	11/1 ~ 11/7	0.13	1.00	0.50	0.33	0.25	1.25	1.00	0.58
45	11/8 ~ 11/14	0.88	2.00	1.50	1.50	-	-	0.50	1.08
46	11/15 ~ 11/21	0.75	1.25	1.50	1.67	-	1.25	-	1.03
47	11/22 ~ 11/28	1.00	1.38	0.75	2.17	0.25	1.00	-	1.11
48	11/29 ~ 12/5	0.50	1.13	0.75	1.17	0.50	0.50	-	0.75
49	12/6 ~ 12/12	0.25	1.25	2.00	2.00	-	2.75	1.00	1.25
50	12/13 ~ 12/19	0.50	1.75	0.50	1.83	0.25	3.25	-	1.25
51	12/20 ~ 12/26	0.88	0.25	0.50	1.83	-	2.25	-	0.86
52	12/27 ~ 1/2	0.25	-	0.25	0.33	0.50	0.50	-	0.25

「-」: 報告なし

伝染性紅斑

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	0.13	-	0.25	-	-	-	-	0.06
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	0.25	-	-	-	-	0.50	0.08
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
42	10/18 ~ 10/24	0.13	-	-	-	-	-	-	0.03
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	0.17	-	-	-	0.03
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	0.50	-	-	-	0.08
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03

「-」: 報告なし

突発性発しん

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	0.25	0.63	0.25	0.17	-	1.00	0.50	0.39
2	1/11 ~ 1/17	0.50	0.50	0.25	0.33	-	0.25	0.50	0.36
3	1/18 ~ 1/24	0.25	0.50	-	-	-	0.50	-	0.22
4	1/25 ~ 1/31	0.50	1.13	-	0.83	-	-	-	0.50
5	2/1 ~ 2/7	0.25	0.38	-	0.33	-	0.25	-	0.22
6	2/8 ~ 2/14	0.63	0.25	-	0.67	0.25	-	-	0.33
7	2/15 ~ 2/21	0.50	0.50	-	0.33	-	-	-	0.28
8	2/22 ~ 2/28	0.25	0.50	-	0.33	-	-	-	0.22
9	3/1 ~ 3/7	0.38	-	-	0.83	-	-	-	0.22
10	3/8 ~ 3/14	0.25	0.38	-	0.67	-	-	-	0.25
11	3/15 ~ 3/21	0.38	0.38	0.50	-	-	0.25	-	0.25
12	3/22 ~ 3/28	0.38	0.38	-	0.33	-	0.25	-	0.25
13	3/29 ~ 4/4	0.88	0.38	0.25	0.33	-	0.25	-	0.39
14	4/5 ~ 4/11	0.88	0.25	-	-	-	-	-	0.25
15	4/12 ~ 4/18	0.50	0.13	0.25	0.33	-	0.50	0.50	0.31
16	4/19 ~ 4/25	0.50	0.38	0.50	0.33	0.25	0.25	0.50	0.39
17	4/26 ~ 5/2	0.63	0.25	-	0.83	0.50	0.25	-	0.42
18	5/3 ~ 5/9	0.25	0.38	0.50	0.83	0.50	0.25	-	0.42
19	5/10 ~ 5/16	0.25	0.38	-	0.17	-	-	-	0.17
20	5/17 ~ 5/23	0.25	0.63	0.75	0.17	-	0.50	-	0.36
21	5/24 ~ 5/30	0.13	0.38	0.25	0.17	-	0.25	-	0.19
22	5/31 ~ 6/6	0.25	0.38	0.25	0.83	-	-	0.50	0.33
23	6/7 ~ 6/13	0.25	1.13	0.25	0.33	-	0.25	-	0.42
24	6/14 ~ 6/20	0.25	0.75	1.00	-	-	0.50	-	0.39
25	6/21 ~ 6/27	0.13	0.38	-	0.17	0.50	0.50	-	0.25
26	6/28 ~ 7/4	0.50	0.75	0.75	0.33	-	0.75	-	0.50
27	7/5 ~ 7/11	0.50	0.63	-	0.33	-	0.25	-	0.33
28	7/12 ~ 7/18	0.25	0.38	-	0.67	-	-	-	0.25
29	7/19 ~ 7/25	0.38	0.13	-	0.50	-	0.25	-	0.22
30	7/26 ~ 8/1	0.13	0.38	-	1.00	0.25	0.25	-	0.33
31	8/2 ~ 8/8	0.25	0.38	0.25	0.50	0.25	0.25	-	0.31
32	8/9 ~ 8/15	0.38	-	0.50	-	-	0.50	-	0.19
33	8/16 ~ 8/22	0.25	0.13	-	-	-	0.25	-	0.11
34	8/23 ~ 8/29	0.25	0.50	-	0.50	-	-	-	0.25
35	8/30 ~ 9/5	0.50	0.13	0.25	0.50	-	-	-	0.25
36	9/6 ~ 9/12	0.50	0.25	0.25	-	-	0.75	-	0.28
37	9/13 ~ 9/19	0.25	0.50	-	0.17	-	0.50	-	0.25
38	9/20 ~ 9/26	0.63	-	0.25	-	-	-	-	0.17
39	9/27 ~ 10/3	0.13	0.63	-	0.83	-	0.25	-	0.33
40	10/4 ~ 10/10	0.25	0.38	0.50	0.17	-	-	-	0.22
41	10/11 ~ 10/17	0.25	0.25	-	0.33	-	-	-	0.17
42	10/18 ~ 10/24	0.13	0.63	0.25	0.50	-	-	-	0.28
43	10/25 ~ 10/31	0.13	0.50	0.50	-	0.50	0.75	-	0.33
44	11/1 ~ 11/7	0.13	0.25	0.50	0.50	0.25	1.00	0.50	0.39
45	11/8 ~ 11/14	0.25	0.25	-	0.17	-	0.25	-	0.17
46	11/15 ~ 11/21	0.13	0.13	0.50	0.17	-	0.25	0.50	0.19
47	11/22 ~ 11/28	0.25	0.13	0.25	-	0.25	-	-	0.14
48	11/29 ~ 12/5	-	0.50	0.50	0.33	-	0.25	-	0.25
49	12/6 ~ 12/12	0.13	0.25	0.25	0.67	-	1.00	-	0.33
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	0.33	-	-	-	0.06
51	12/20 ~ 12/26	-	0.25	0.50	0.50	-	0.50	-	0.25
52	12/27 ~ 1/2	-	-	0.25	-	-	-	-	0.03

「-」: 報告なし

ヘルパンギーナ

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	0.13	-	-	-	0.25	0.50	0.08
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	0.50	1.00	0.11
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	0.25	-	0.03
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	0.50	0.03
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	0.25	2.00	0.14
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	1.00	0.06
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	0.25	2.00	0.14
21	5/24 ~ 5/30	0.50	-	-	-	-	0.25	1.50	0.22
22	5/31 ~ 6/6	0.13	0.13	-	-	-	0.25	1.50	0.17
23	6/7 ~ 6/13	0.38	0.63	-	0.17	-	-	1.50	0.33
24	6/14 ~ 6/20	-	0.63	-	-	-	-	1.00	0.19
25	6/21 ~ 6/27	-	0.50	-	-	-	0.25	1.00	0.19
26	6/28 ~ 7/4	-	0.13	-	0.83	-	0.25	1.50	0.28
27	7/5 ~ 7/11	-	0.25	-	0.33	-	-	4.00	0.33
28	7/12 ~ 7/18	0.13	0.50	0.25	0.50	1.00	-	11.00	0.97
29	7/19 ~ 7/25	-	0.38	-	0.83	1.00	1.50	4.50	0.75
30	7/26 ~ 8/1	0.25	0.38	1.50	1.17	0.25	0.50	3.00	0.75
31	8/2 ~ 8/8	0.38	0.63	0.50	1.67	0.25	-	2.50	0.72
32	8/9 ~ 8/15	0.13	0.13	-	0.83	-	1.00	-	0.31
33	8/16 ~ 8/22	0.13	-	-	0.83	1.00	2.00	0.50	0.53
34	8/23 ~ 8/29	0.13	0.88	0.50	0.67	1.75	5.00	-	1.14
35	8/30 ~ 9/5	-	0.75	1.00	4.33	-	5.25	-	1.58
36	9/6 ~ 9/12	-	0.63	1.25	3.17	-	8.00	1.00	1.75
37	9/13 ~ 9/19	0.13	4.13	2.75	3.50	-	3.50	0.50	2.25
38	9/20 ~ 9/26	0.38	3.50	1.25	1.33	0.25	1.50	-	1.42
39	9/27 ~ 10/3	1.63	2.25	3.25	3.67	0.25	1.25	-	2.00
40	10/4 ~ 10/10	1.63	3.50	1.00	3.83	-	1.25	0.50	2.06
41	10/11 ~ 10/17	1.13	3.13	1.25	3.33	-	0.25	-	1.67
42	10/18 ~ 10/24	0.38	2.25	2.00	3.00	-	0.75	-	1.39
43	10/25 ~ 10/31	0.38	1.25	2.25	2.17	-	0.50	-	1.03
44	11/1 ~ 11/7	-	0.75	1.50	0.67	-	-	0.50	0.47
45	11/8 ~ 11/14	-	1.88	1.50	0.83	-	0.25	1.50	0.83
46	11/15 ~ 11/21	-	1.50	1.00	-	-	-	1.00	0.50
47	11/22 ~ 11/28	-	0.88	0.25	0.17	0.25	-	2.00	0.39
48	11/29 ~ 12/5	0.13	0.75	0.50	0.17	-	-	-	0.28
49	12/6 ~ 12/12	0.13	0.25	0.25	-	-	-	1.00	0.17
50	12/13 ~ 12/19	-	0.38	-	0.17	-	-	1.00	0.17
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	0.17	0.25	-	0.50	0.08
52	12/27 ~ 1/2	-	0.13	-	-	-	0.25	-	0.06

「-」: 報告なし

流行性耳下腺炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	1.00	-	-	-	0.13
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	2.00	-	0.25
6	2/8 ~ 2/14	1.00	-	-	-	-	-	-	0.25
7	2/15 ~ 2/21	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	1.00	-	-	-	0.13
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	1.00	-	-	-	0.13
10	3/8 ~ 3/14	1.00	-	-	-	-	-	-	0.25
11	3/15 ~ 3/21	0.50	1.00	-	1.00	-	-	-	0.38
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	1.00	-	-	-	0.13
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	1.00	-	1.00	-	0.25
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	1.00	-	0.13
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	1.00	-	0.13
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	1.00	-	2.00	-	0.38
20	5/17 ~ 5/23	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	0.50	1.00	-	-	-	-	-	0.25
25	6/21 ~ 6/27	0.50	1.00	1.00	-	-	-	-	0.38
26	6/28 ~ 7/4	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
27	7/5 ~ 7/11	1.00	-	-	-	-	1.00	-	0.38
28	7/12 ~ 7/18	0.50	1.00	-	6.00	-	-	-	1.00
29	7/19 ~ 7/25	1.50	-	-	-	1.00	-	-	0.50
30	7/26 ~ 8/1	0.50	-	-	-	1.00	1.00	-	0.38
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
33	8/16 ~ 8/22	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13
34	8/23 ~ 8/29	1.00	-	-	-	1.00	1.00	-	0.50
35	8/30 ~ 9/5	1.00	-	-	-	-	-	-	0.25
36	9/6 ~ 9/12	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
37	9/13 ~ 9/19	1.00	-	-	4.00	-	-	-	0.75
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
39	9/27 ~ 10/3	1.00	-	-	1.00	-	-	-	0.38
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	1.00	-	1.00	-	-	-	0.25
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13
45	11/8 ~ 11/14	0.50	1.00	-	-	-	-	-	0.25
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	3.00	-	-	-	0.38
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13

「-」: 報告なし

急性出血性結膜炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

流行性角結膜炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
18	5/3 ~ 5/9	0.50	-	-	-	-	-	-	0.13
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	1.00	-	-	0.13
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	1.00	-	-	-	-	0.13
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	1.00	-	-	-	-	0.13
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	1.00	-	-	-	-	0.13
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	2.00	-	-	-	-	-	0.25
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	1.00	-	-	-	-	-	0.13
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

細菌性髄膜炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	1.00	-	-	-	0.14
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	1.00	-	-	-	0.14
15	4/12 ~ 4/18	-	1.00	-	1.00	-	-	-	0.29
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	1.00	-	-	-	-	-	-	0.14
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	1.00	-	-	1.00	1.00	-	-	0.43
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	1.00	-	0.14
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	1.00	-	-	-	-	-	0.14
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

無菌性髄膜炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
26	6/28 ~ 7/4	-	1.00	-	-	-	-	-	0.14
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	1.00	-	-	-	0.14
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	1.00	-	-	-	-	-	0.14
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	1.00	-	-	-	-	-	0.14
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	1.00	-	-	-	-	-	0.14
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

マイコプラズマ肺炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
29	7/19 ~ 7/25	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	1.00	-	-	-	-	0.14
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

クラミジア肺炎

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

感染性胃腸炎（ロタウイルス）

週	期間	保健所							滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
1	1/4 ~ 1/10	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	-	-	-
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	1.00	0.14
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

インフルエンザ入院

週	期間	保健所						滋賀県
		大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	
1	1/4 ~ 1/10	1.00	-	-	-	-	-	0.14
2	1/11 ~ 1/17	-	-	-	-	-	-	-
3	1/18 ~ 1/24	-	-	-	-	-	-	-
4	1/25 ~ 1/31	-	-	-	-	-	1.00	0.14
5	2/1 ~ 2/7	-	-	-	-	-	1.00	0.14
6	2/8 ~ 2/14	-	-	-	-	-	-	-
7	2/15 ~ 2/21	-	-	-	-	-	-	-
8	2/22 ~ 2/28	-	-	-	-	-	-	-
9	3/1 ~ 3/7	-	-	-	-	-	-	-
10	3/8 ~ 3/14	-	-	-	-	-	-	-
11	3/15 ~ 3/21	-	-	-	-	-	-	-
12	3/22 ~ 3/28	-	-	-	-	-	-	-
13	3/29 ~ 4/4	-	-	-	-	-	-	-
14	4/5 ~ 4/11	-	-	-	-	-	-	-
15	4/12 ~ 4/18	-	-	-	-	-	-	-
16	4/19 ~ 4/25	-	-	-	-	-	-	-
17	4/26 ~ 5/2	-	-	-	-	-	-	-
18	5/3 ~ 5/9	-	-	-	-	-	-	-
19	5/10 ~ 5/16	-	-	-	-	-	-	-
20	5/17 ~ 5/23	-	-	-	-	-	-	-
21	5/24 ~ 5/30	-	-	-	-	-	-	-
22	5/31 ~ 6/6	-	-	-	-	-	-	-
23	6/7 ~ 6/13	-	-	-	-	-	-	-
24	6/14 ~ 6/20	-	-	-	-	-	-	-
25	6/21 ~ 6/27	-	-	-	-	-	-	-
26	6/28 ~ 7/4	-	-	-	-	-	-	-
27	7/5 ~ 7/11	-	-	-	-	-	-	-
28	7/12 ~ 7/18	-	-	-	-	-	-	-
29	7/19 ~ 7/25	-	-	-	-	-	-	-
30	7/26 ~ 8/1	-	-	-	-	-	1.00	0.14
31	8/2 ~ 8/8	-	-	-	-	-	-	-
32	8/9 ~ 8/15	-	-	-	-	-	-	-
33	8/16 ~ 8/22	-	-	-	-	-	-	-
34	8/23 ~ 8/29	-	-	-	-	-	-	-
35	8/30 ~ 9/5	-	-	-	-	-	-	-
36	9/6 ~ 9/12	-	-	-	-	-	-	-
37	9/13 ~ 9/19	-	-	-	-	-	-	-
38	9/20 ~ 9/26	-	-	-	-	-	-	-
39	9/27 ~ 10/3	-	-	-	-	-	-	-
40	10/4 ~ 10/10	-	-	-	-	-	-	-
41	10/11 ~ 10/17	-	-	-	-	-	-	-
42	10/18 ~ 10/24	-	-	-	-	-	-	-
43	10/25 ~ 10/31	-	-	-	-	-	-	-
44	11/1 ~ 11/7	-	-	-	-	-	-	-
45	11/8 ~ 11/14	-	-	-	-	-	-	-
46	11/15 ~ 11/21	-	-	-	-	-	-	-
47	11/22 ~ 11/28	-	-	-	-	-	-	-
48	11/29 ~ 12/5	-	-	-	-	-	-	-
49	12/6 ~ 12/12	-	-	-	-	-	-	-
50	12/13 ~ 12/19	-	-	-	-	-	-	-
51	12/20 ~ 12/26	-	-	-	-	-	-	-
52	12/27 ~ 1/2	-	-	-	-	-	-	-

「-」: 報告なし

(8) 定点把握疾患（性感染症、基幹定点）の月別 定点当たり報告数

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
性感染症定点	性器クラミジア感染症	0.09	0.64	0.55	1.18	0.45	0.36	0.36	0.45	0.55	0.45	0.45	0.27
	性器ヘルペスウイルス感染症	0.09	0.18	0.18	0.18	0.36	0.09	0.18	0.09	0.18	0.27	0.36	0.18
	尖圭コンジローマ	0.27	0.18	0.36	0.18	0.45	0.27	0.27	0.45	0.36	0.18	0.27	0.00
	淋病感染症	0.00	0.18	0.18	0.09	0.00	0.09	0.27	0.09	0.18	0.18	0.00	0.18
基幹定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	2.43	2.29	2.57	1.71	2.86	2.00	1.43	2.14	2.86	2.00	1.00	2.00
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00
	薬剤耐性緑膿菌感染症	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(9) 定点把握疾患の性別・年齢階級別報告数

表1. インフルエンザ定点(人)

性別	~5ヶ月	~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳~	15歳~	20歳~	30歳~	40歳~	50歳~	60歳~	70歳~	80歳~	合計	
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	2	3	0	0	1	3	2	19
女性	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	1	0	0	4	1	15

表2. 小児科定点把握疾患(人)

疾患名	性別	~5ヶ月	~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳~	15歳~	20歳~	30歳~	40歳~	50歳~	60歳~	70歳~	80歳~	合計
RSウイルス感染症	男性	158	112	230	157	87	38	10	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	794
	女性	126	103	179	152	67	33	7	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	669
咽頭結膜熱	男性	2	7	45	34	13	10	9	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130
	女性	1	6	29	21	6	12	4	3	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	88
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男性	5	12	43	45	64	72	60	41	27	20	20	46	15	33	503						
	女性	2	4	39	46	51	64	58	33	28	33	21	23	10	45	457						
感染性胃腸炎	男性	52	82	280	291	236	210	160	96	93	85	61	220	38	115	2,019						
	女性	56	98	287	265	215	171	131	105	71	66	53	147	39	206	1,910						
水痘	男性	0	4	11	5	11	3	8	11	9	8	12	16	3	5	106						
	女性	1	3	6	6	7	6	14	8	11	7	7	10	2	1	89						
手足口病	男性	1	28	131	98	33	22	13	8	2	1	1	2	0	2	342						
	女性	1	24	113	51	33	13	6	1	0	4	0	3	0	6	255						
伝染性紅斑	男性	0	2	3	2	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	14						
	女性	0	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6						
突発性発しん	男性	4	58	155	33	11	3	2	1	0	0	0	0	0	0	267						
	女性	0	93	119	23	10	2	2	0	0	0	0	0	0	0	250						
ヘルパンギーナ	男性	3	18	140	122	85	52	35	21	3	4	1	12	0	0	496						
	女性	1	20	144	102	71	41	24	12	3	1	6	6	0	4	435						
流行性耳下腺炎	男性	0	0	0	2	6	8	6	2	3	3	2	6	0	2	40						
	女性	0	0	0	1	5	5	7	5	3	6	2	2	0	0	36						

表3. 眼科定点把握疾患

急性出血性結膜炎(人)

性別	~5ヶ月	~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	合計	
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

流行性角結膜炎(人)

性別	~5ヶ月	~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	合計	
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	1	1	1	0	7
女性	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	0	7

表4. 基幹定点把握疾患(週単位)(人)

疾病名	性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	合計
細菌性髄膜炎	男性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	女性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
無菌性髄膜炎	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	女性	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4
クラミジア肺炎	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

疾病名	性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	合計
マイコプラズマ肺炎	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女性	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	男性	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表5. インフルエンザ(入院)(人)

性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	15歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳	合計
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

表6. 性感染症定点把握疾患（月単位）（人）

疾患名		性別	合計	～9歳	10歳～	15歳～	20歳～	25歳～	30歳～	35歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～
性 感 染 症 定 点	性器クラミジア感染症	男性	10	0	0	1	2	1	4	1	1	4	1	0
		女性	54	0	0	5	20	9	4	6	1	6	1	0
	性器ヘルペスウイルス感染症	男性	9	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1
		女性	17	0	0	1	2	2	2	2	2	1	0	1
尖圭コンジローマ	男性	17	0	0	0	1	3	3	2	2	6	1	0	
	女性	19	0	0	1	5	6	1	2	2	0	3	0	
淋菌感染症	男性	7	0	0	1	1	0	0	1	1	2	1	0	
	女性	9	0	0	2	1	1	1	2	1	0	2	0	

表7. 基幹定点把握疾患（月単位）（人）

疾病名		性別	合計	0歳	1歳～	5歳～	10歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～	80歳～
メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌感染症	男性	114	0	0	1	1	0	3	4	4	14	26	61	
	女性	63	0	0	0	0	1	1	0	5	13	11	32	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	男性	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	女性	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
薬剤耐性緑膿菌感染症	男性	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅲ 病原体検出情報

病原体検出情報

1. 細菌検出情報

(1) 三類感染症病原体検出状況

ア 腸管出血性大腸菌

令和3年1月から12月までに腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症は80例の届出があり、大津市届出の21例を除く59例のうちの58例から分離されたEHEC58株について生化学性状等の検査を行った。

血清型はO157:H7が42株で最も多く、次にO157:H-が7株と多かった（表1）。

O157:H7の10株は集団食中毒事例由来であり、3事例発生した。

表1. EHECの血清型検出状況（令和3年）

血清型	VT1	VT1&VT2	VT2	計
O157:H7		26	16	42
O157:H-		7		7
O111:H-	1		1	2
O115:H10	2			2
O168:H8			1	1
O156:H25	1			1
O105:H7			1	1
O128:H2	1			1
O113:H21			1	1
計	5	33	20	58

(2) 四類感染症病原体検出状況

ア オウム病クラミジア

オウム病クラミジア疑い患者3名の血清4検体、ハトの糞1検体およびハトの糞で汚染された可能性のある場所のふきとり1検体について国立感染症研究所に検査を依頼した。Micro-IF法による抗体測定で患者2名が陽性、1名は陰性であった。ハトの糞およびふきとりからの遺伝子は不検出であった。

(3) 五類感染症病原体検出状況

ア カルバペネム耐性腸内細菌科細菌

令和3年1月から12月までにカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症は25例の届出があった。検査依頼のあった15名由来15株について検査したところ、カルバペネマーゼ遺伝子は検出されなかった。15株のうち4株は、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症疑いの便スクリーニング検査か

ら検出された株であった（表2）。

表2. カルバペネマーゼ遺伝子結果（令和3年）

菌名	菌株数	カルバペネマーゼ 遺伝子検出数
<i>Klebsiella aerogenes</i>	9 (2)	0
<i>Enterobacter cloacae</i>	2	0
<i>Klebsiella pneumoniae</i>	1 (1)	0
<i>Serratia liquefaciens</i>	1 (1)	0
<i>Citrobacter freundii</i>	1	0
計	15 (4)	0

（旧）*Enterobacter aerogenes*

（ ）：便スクリーニング検査の検出数

イ 薬剤耐性アシネトバクター

薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出があった1名由来1株を検査したところ、IMP-1型β-ラクタマーゼ遺伝子が検出された。

2. ウイルス検出情報

(1)病原体定点ウイルス検出状況

令和3年に病原体定点で採取された107名由来141検体（咽頭または鼻腔ぬぐい液82検体、糞便26検体、髄液26検体、その他（尿、血清等）7検体）についてウイルス検査を実施した（表1）。そのうち、60名（56.1%）由来60検体（42.9%）からウイルスを検出した。最も多く検出されたウイルスは、ライノウイルス15検体、次いでパラインフルエンザウイルス3型10検体であった（表2、表3、表4）。

昨年に引き続き、令和2年2月1日に指定感染症となった新型コロナウイルス感染症の流行により、検体の提供が少なかった（表3、表4）。

表1. 採取月別・疾患別検体数（令和3年1月～12月採取）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
咽頭結膜熱												2	2
手足口病						1	2	1			3	2	9
ヘルパンギーナ						1	1	1	2	2			7
伝染性紅斑									6				6
突発性発疹			2	2	4	4	2	1	1		2		18
感染性胃腸炎	3		4			1			1	4	3	3	19
無菌性髄膜炎			1	4	2	1		7		1	5	2	23
インフルエンザ様						2							2
上気道炎	1			4	1	5	4	2	2	4	5	4	32
下気道炎					2	3	1		6	2		2	16
その他				1				2	2		2		7
総計	4	0	7	11	9	18	10	14	20	13	20	15	141

表2. 月別・型別ウイルス検出数（令和3年1月～12月採取）

検出数は、検体提供患者数で計上、同一患者検体から複数のウイルスが検出された場合は、それぞれのウイルスで計上

		1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
RSウイルス	RSV-A				1	1							2
	RSV-B				1	2							3
パラインフルエンザウイルス	1型											1	1
	3型					6	2	2					10
	4型			1							1		2
ヒトコロナウイルス	HKU1			1									1
	NL63			1									1
	OC43					2						1	3
ヒトボカウイルス				1		1				1	1		4
ライノウイルス				1	1	3	1	1	1	3	3	2	15
エコーウイルス	6型										1		1
コクサッキーウイルス	A群4型							1					1
	A群6型											1	1
	A群10型								1	2			3
ヒトパレコウイルス	1型					1	1	2		1			5
	3型	1					1		4	1			7
アデノウイルス	2型											1	1
ヒトヘルペスウイルス	6型			2		2	2						6
	7型		1									1	2
ノロウイルス	G .4											2	2
アストロウイルス										2	1		3
総計		1	1	5	4	15	10	6	6	10	8	8	74

表 3. 月別・疾患別ウイルス検出数（検体数）（令和3年1月～12月採取）

	1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
手足口病						4	1			2	1	8
ヘルパンギーナ					1	1	1	1	2			6
突発性発疹		1	1	2	4	1		2				11
感染性胃腸炎									4	2	3	9
無菌性髄膜炎							2			1		3
インフルエンザ様					2							2
上気道炎	1		3		5	3	1	2	2	2	2	21
下気道炎				2	4	1		1	2		2	12
その他							1	1		1		3
総計	1	1	4	4	16	10	6	7	10	8	8	75

表 4. 疾患別・型別ウイルス検出数（令和3年1月～12月採取）

検出数は検体提供患者数で計上、同一患者検体から複数のウイルスが検出された場合は、それぞれのウイルスで計上

		上気道炎	下気道炎	感染性胃腸炎	手足口病	突発性発疹	ヘルパンギーナ	無菌性髄膜炎	インフルエンザ様	その他	総計
RSウイルス	RSV-A		1			1					2
	RSV-B		3								3
パラインフルエンザウイルス	1型		1								1
	3型	5					1	1	2	1	10
	4型	2									2
ヒトコロナウイルス	HKU1	1									1
	NL63	1									1
	OC43	2	1								3
ヒトボカウイルス			3		1						4
ライノウイルス		4	2		4	3	1			1	15
エコーウイルス	6型			1							1
コクサッキーウイルス	A群4型						1				1
	A群6型				1						1
	A群10型	1					2				3
ヒトパレコウイルス	1型	1		1		1	1	1			5
	3型	2	1	1	1	1				1	7
アデノウイルス	2型			1							1
ヒトヘルペスウイルス	6型	1			1	4					6
	7型					1		1			2
ノロウイルス	G .4			2							2
アストロウイルス				3							3
総計		20	12	9	8	11	6	3	2	3	74

(2)四類感染症

ア 重症血小板減少症候群 (SFTS)

SFTS 疑い患者 6 名について検査をしたところ、1 名から SFTS ウイルス遺伝子が検出された。

イ 日本紅斑熱・つつが虫病

日本紅斑熱およびつつが虫病が疑われた患者 5 名について、日本紅斑熱リケッチアおよびつつが虫病リケッチアの遺伝子検査を行ったところ、1 名からつつが虫病リケッチア遺伝子が検出された。また、リケッチア遺伝子が検出されなかった 2 名由来のペア血清について国立感染症研究所に抗体検査を依頼したところ、すべて不検出であった。

ウ E 型肝炎

11 月に発生した E 型肝炎患者由来の糞便が 1 検体搬入され、遺伝子検査を実施したところ、E 型肝炎ウイルス遺伝子が検出された。

(3)五類全数報告感染症

ア 麻しん・風しん

麻しんおよび風しん疑いの3名由来9検体（咽頭ぬぐい液、血液および尿）について、麻しんウイルスおよび風しんウイルス遺伝子検査を実施したところ、いずれも不検出であった。

(4)新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）

新型コロナウイルス疑い患者および接触者について、1月1日から12月31日の間に延べ19,311検体（陰性確認検査を含む）のSARS-CoV-2遺伝子検査を実施した。

IV 資料

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

平成11年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、同法第10条に基づき「滋賀県感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）」を策定し、この中で感染症発生動向調査事業が法に基づく施策として位置づけられました。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療関係者への的確な提供・公開は、感染症対策の基本であり、全ての対策の前提となるものであり、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくこととしています。

予防計画において、新しい感染症発生動向調査事業は、一類感染症から五類感染症の全てと指定感染症への対応について、一元的な情報収集、分析、提供・公開体制を構築することとしています。

すなわち、一類感染症から五類感染症（全数把握対象と定点把握対象）の全てと指定感染症を統一して、週報単位（一部感染症は月単位）で、情報収集、分析、提供・公開していくこととしています。

また、感染症の病原体に関する情報は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、感染症の発生の予防およびまん延の防止のためにも極めて重要な意義を有しています。

したがって、患者情報とともに、病原体に関する情報が統一的に収集、分析および提供・公開される体制を構築していく必要があります。

そして、法においては、第15条に積極的疫学調査（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）の規定を設けており、日常実施していく感染症発生動向調査等の結果に基づいた的確な実施が求められています。

これらのことから、感染症発生動向調査体制の中心的な役割を担うものとして衛生科学センターに感染症情報センターを設置して、対象とする感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集、分析、提供・公開していくコンピュータ・オンラインシステムによる体制の構築と積極的疫学調査の実施により、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的として、本事業を実施するものとします。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとします。

1 全数把握の対象

A 一類感染症

- (1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、
- (5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

B 二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13)鳥インフルエンザ（H5N1）、(14)鳥インフルエンザ（H7N9）

C 三類感染症

(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス

D 四類感染症

(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22)A型肝炎、(23)エキノкокクス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)ジカウイルス感染症、(34)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35)腎症候性出血熱、(36)西部ウマ脳炎、(37)ダニ媒介脳炎、(38)炭疽、(39)チクングニア熱、(40)つつが虫病、(41)デング熱、(42)東部ウマ脳炎、(43)鳥インフルエンザ(H5N1 および H7N9 を除く。）、(44)ニパウイルス感染症、(45)日本紅斑熱、(46)日本脳炎、(47)ハンタウイルス肺症候群、(48)Bウイルス病、(49)鼻疽、(50)ブルセラ症、(51)ベネズエラウマ脳炎、(52)ヘンドラウイルス感染症、(53)発しんチフス、(54)ボツリヌス症、(55)マラリア、(56)野兔病、(57)ライム病、(58)リッサウイルス感染症、(59)リフトバレー熱、(60)類鼻疽、(61)レジオネラ症、(62)レプトスピラ症、(63)ロッキー山紅斑熱

E 五類感染症(全数)

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎およびリフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、(79)梅毒、(80)播種性クリプトコックス症、(81)破傷風、(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84)百日咳、(85)風しん、(86)麻しん、(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症

F 新型インフルエンザ等感染症

(112)新型インフルエンザ、(113)再興型インフルエンザ、(114)新型コロナウイルス感染症、(115)再興型コロナウイルス感染症

G 指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

A 五類感染症(定点)

(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(91)感染性胃腸炎、(92)水痘、(93)手足口病、(94)伝染性紅斑、(95)突発性発しん、(96)ヘルパンギーナ、(97)流行性耳下腺炎、(98)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(99)急性出血性結膜炎、(100)流行性角結膜炎、(101)性器クラミジア感染症、(102)性器ヘルペスウイルス感染症、(103)尖圭コンジローマ、(104)淋菌感染症、(105)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(106)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(107)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(108)マイコプラズマ肺炎、(109)無菌性髄膜炎、(110)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111)薬剤耐性緑膿菌感染症

B 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(116)発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

2類感染症

(13)鳥インフルエンザ(H5N1)

第3 実施主体

実施主体は、滋賀県とします。

第4 実施体制の整備

1 感染症情報センター

県域における患者情報、疑似症情報および病原体情報(検査情報も含む。以下同じ。)を統一的に収集・分析し、これらを速やかに健康医療福祉部感染症対策課および各保健所に提供するとともに、平成11年3月19日付け健医発第48号厚生省保健医療局長通知の別添「感染症発生動向調査実施要綱(以下「国要綱」という。)」(平成27年11月9日一部改正)に基づく中央感染症情報センター(国立感染症研究所感染症疫学センター)に報告し、全国の情報を収集するため、国要綱に基づく感染症情報センターの機能(以下「感染症情報センター」という。)は衛生科学センターが担うものとします。

2 指定届出機関および指定提出機関(定点)

(1) 県は、定点把握対象の感染症について、患者情報および疑似症情報を収集するため、法第 1 4 条第 1 項に規定する指定届出機関として、患者定点および疑似症定点をあらかじめ選定します。

(2) 県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定します。なお、法施行規則第 7 条の 2 に規定する五類感染症については、法第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定します。

3 感染症発生動向調査企画検討会

県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、微生物学、疫学等の専門家からなる滋賀県感染症発生動向調査企画検討会を置きます。同検討会の事務局は、感染症情報センターとします。

4 検査施設

県域内における本事業に係る検体等の検査については、衛生科学センターにおいて実施する。衛生科学センターは、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとします。

第 5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第 2 の(75)、(85)および(86)）、新型インフルエンザ等感染症（第 2 の(114)および(115)を除く。）および指定感染症

(1) 対象とする感染症患者等の状態

ア 患者、疑似症患者および無症状病原体保有者を対象とする感染症

一類感染症（(1)から(7)のすべて）

二類感染症のうち、(9)結核、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、

(13)鳥インフルエンザ（H 5 N 1 ）、(14)鳥インフルエンザ（H 7 N 9 ）

新型インフルエンザ等感染症（(112)(113)）

イ 患者および無症状病原体保有者を対象とする感染症

二類感染症のうち、(8)急性灰白髄炎、(10)ジフテリア

三類感染症（(15)から(19)のすべて）

四類感染症（(20)から(63)のすべて）

(2) 調査単位および実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第 2 の(75)、(85)および(86)）、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症を届出基準等通知に基づ

き診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行うこととします。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼または命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供します。

ウ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、直ちに届出基準等通知に基づく届出内容を入力し、感染症情報センターに報告します。

また、原則として保健所は、当該患者または保護者の同意を得た上で、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等します。なお、病原体検査の必要性の判断および実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ)保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して衛生科学センターへ検査を依頼します。

(ウ)保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に配布します。

なお、保健所においては、一類感染症、二類感染症、三類感染症および四類感染症、新型インフルエンザ等感染症患者の届出があった場合には、地域の特性に応じた適切な方法を用いて、届出があった事実(個人情報に関する事項を除く)を前記のうち関係する機関に連絡します。

エ 衛生科学センター

(ア)衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、国立感染症研究所または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ)衛生科学センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付します。

オ 感染症情報センター

(ア)感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所および大津市保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行い、中央感染症情報センターに報告します。

(イ)感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所等の関係機関に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に配布します。

なお、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症患者の届出があった場合には、適切な方法を用いて、届出があった事実（個人情報に関する事項を除く）を前記のうち関係する機関等に連絡します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

キ 情報の報告等

滋賀県知事は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市または特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）に通報します。

保健所を設置する市の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同上第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて滋賀県知事に報告します。

滋賀県知事は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報します。

の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなします。

2 (114) 新型コロナウイルス感染症または(115) 再興型コロナウイルス感染症

(1) 対象とする感染症患者等の状態

新型コロナウイルス感染症について、届出基準等通知に基づく報告基準を参考とし、当該疾病の患者、疑似症患者または無症状病原体保有者と診断される場合とします。

(2) 調査単位および実施方法

ア 診断した医師

(114) 新型コロナウイルス感染症または(115) 再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行うこととします。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行うことを基本としますが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えないものとします。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供します。

ウ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関に HER-SYS の入力環境がない場合には、当該届出内容を HER-SYS に入力するものとします。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼します。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ)保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して衛生科学センターへ検査を依頼します。

(ウ)保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図ります。

エ 衛生科学センター

(ア)衛生科学センターは、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果について、HER-SYS への入力等により、診断した医師、保健所、健康医療福祉部感染症対策課、感染症情報センターまたは中央感染症情報センター等に対して、情報共有します。加えて、詳細な病原体情報等については、別記様式により保健所、健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに報告します。

(イ)検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、国立感染症研究所または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ)衛生科学センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付します。

オ 感染症情報センター

(ア)感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所等によって HER-SYS に入力された情報について、確認を行います。

(イ)感染症情報センターは、HER-SYS の活用等により、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、保健所等が HER-SYS に入力した情報、感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

キ 情報の報告等

滋賀県知事は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報します。

保健所を設置する市の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同上第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて滋賀県知事に報告します。

滋賀県知事は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報します。

から の報告等について、HER-SYSにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告等をしたものとみなします。

ク その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所、大津市保健所および健康医療福祉部感染症対策課等に必要な情報共有を行うこととします。当該情報共有は、HER-SYSへの入力により行うことを基本とします。

3 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）

(1) 対象とする感染症患者等の状態

各々の全数把握対象の五類感染症について、届出基準等通知に基づく報告基準を参考とし、当該疾病の患者または無症状病原体保有者と診断される場合とします。

(2) 調査単位および実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）の患者を診断した医師は、届出基準等通知別記様式5-1から別記様式5-22のうち該当する感染症の様式を用いて診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行うこととします。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供します。

ウ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、直ちに届出基準等通知に基づく届出内容を感染症発生動向調査システムに届出内容を入力し、感染症情報センターに報告します。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の衛生科学センターへの提供について、別記様式の検体票を添付して依頼します。なお、病原体検査の必要性の判断および実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ)保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して衛生科学

センターへ検査を依頼します。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、市町教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図ります。

また、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)等として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告します。

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ) 検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ) 衛生科学センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付します。

オ 感染症情報センター

(ア) 感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所および大津市保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行い、中央感染症情報センターに報告します。

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターで確認された患者情報および病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

4 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準等通知に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とします。

(2) 定点の選定、調査単位等

ア 患者定点

患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式は、別表1のとおりとし、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、滋賀県医師会および滋賀県病院協会の推薦により、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定し、法第14条第1項に基づき指定します。なお、患者定点の数は、以下の各対象感染症毎に算出した定点医療機関数を基準に保健所管内人口等を勘案し、別表2のとおりとします。

(ア) 対象感染症のうち、第2の(88)から(97)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定します。

小児科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとし、指定された医療機関は、(イ)のインフルエンザ定点として協力いただくこととします。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

(イ) 対象感染症のうち、第2の(98)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)については、前述(ア)で選定した小児科定点にインフルエンザ定点として協力いただくことに加え、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点および別途後記(オ)に定める基幹定点を指定します。

内科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとします。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(99)および(100)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定します。

眼科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとしま

す。

保健所管内人口	定点数
～ 12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

(エ) 対象感染症のうち、第2の(101)から(104)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号八及び二(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科または皮膚科を標榜する医療機関(主として各々の標榜科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定します。

性感染症定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとします。

保健所管内人口	定点数
～ 7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

(オ) 対象感染症のうち、第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるものおよび(105)から(111)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者をおよそ300人以上収容する施設を有する病院であって内科および外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定します。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、原則として患者定点として選定された医療機関の中から病原体定点を選定し、依頼します。なお、病原体定点の数は、以下の選定基準を参考にし、患者定点の数等を勘案し、別表3のとおりとします。

なお、病原体情報の調査については、原則として結果がまとまり次第、報告することとします。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定します。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)から(97)までを対象感染症とします。

(ウ) アの(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(98)を対象感染症とします。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定します。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2

の(99)および(100)を対象感染症とします。

(オ)アの(オ)により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(106)および(109)を対象感染症とします。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)および(オ)(第2の(107)、(110)および(111)に関する患者情報を除く。)により選定されて患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(エ)および(オ)(第2の(107)、(110)および(111)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(98)に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの(イ)により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とします。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア)患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準等通知に基づく報告基準により、患者発生状況の把握を行うこととします。

(イ)別表1において、定点種別毎に定めた報告様式により、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載することとします。

(ウ)患者情報については、調査単位が週の場合は翌週の月曜日に、月単位の場合は翌月の初日に保健所へファックスまたは電子メールにより報告することとします。

イ 病原体定点

(ア)病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて検査のために検体等を採取します。

(イ)病原体定点は、検体等について、別記様式の検査票を添えて、衛生科学センターが回収するまで適切に保管するか、または衛生科学センターへ送付することとします。

(ウ)(2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、第2の(88)から(97)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ滋賀県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとします。

(エ)(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点においては、第2の(98)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとします。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあつては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供します。

エ 保健所

(ア)保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は、調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調

査システムに入力することとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターへ報告することとします。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとします。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ) 保健所は、検体の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して衛生科学センターへ検査を依頼するものとします。

(ウ) 保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告することとします。

オ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ) 検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、国立感染症研究所または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ) 衛生科学センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付します。

カ 感染症情報センター

(ア) 感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所および大津市保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行います。

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

キ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

5 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

疑似症について、届出基準等通知に定める届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とします。

(2) 定点の選定、調査単位等

疑似症の発生状況を把握するため、滋賀県医師会および滋賀県病院協会の推薦により、医療機関の中から疑似症定点を選定し、法第 14 条第 1 項に基づき指定します。

疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、指定届出機関の指定の基準を踏まえて指定します。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1~4)、小児特定集中治療室管理料およびハイケアユニット入院医療管理料(1~2)の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

・法に基づく第一種感染症指定医療機関

・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング(一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団)において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア)疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における届出基準等通知に基づく届出基準により、直ちに患者発生状況の把握を行うこととします。

(イ)(2)により選定された定点把握対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出します。

(ウ)(イ)の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとします。

イ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力することとします。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部感染症対策課、感染症情報センターおよび中央感染症情報センターへ報告することとします。

(イ)保健所は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告することとします。

ウ 感染症情報センター

(ア)感染症情報センターは、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所および大津市保健所からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行います。

(イ)感染症情報センターは、県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

エ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

6 積極的疫学調査

積極的疫学調査（法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向および原因の調査をいう。）が行われる場合としては、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症が発生した場合、五類感染症および指定感染症が疑われる等、感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合が考えられるため、個別や集団の事例に応じ、保健所において適切に判断します。

また、保健所が積極的疫学調査を行う場合にあっては、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握を進めます。

7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

ア 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、届出基準等通知等に従い、疑い症例調査支援システムに調査内容を入力します。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付します。

イ 衛生科学センター

（ア）衛生科学センターは、検査依頼票および検体が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を疑い症例調査支援システムに入力します。

（イ）鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付します。

第6 その他

ア 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生およびまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはいけません。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望まれます。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとします。

イ 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて別途定めます。

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成14年11月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成15年11月5日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成17年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成18年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成18年6月12日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成19年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成20年1月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成20年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成21年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成23年2月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成23年9月5日から施行します。

ただし、第5の3の(2)の(イ)の指定については、平成23年7月29日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成24年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成25年3月4日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成25年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成25年5月6日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成25年10月14日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成26年7月26日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 27 年 5 月 21 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、第 2 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和 2 年 6 月 23 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和 3 年 2 月 13 日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

届出基準および届出様式については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 3 年 2 月 10 日付け健感発 0210 第 4 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じます。

なお、最新の改正通知については、厚生労働省 H P で確認して下さい。

(厚生労働省 H P : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html)

感染症発生動向調査に基づく流行の警報および 注意報システムによる情報提供要領

1 目的

県内における感染症発生動向調査の定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握する必要がある疾病について、流行の原因究明や拡大阻止対策を講ずるため、医療機関関係者および県民に対して注意喚起を行うことを目的とします。

2 実施主体および実施機関

(1) 実施主体

滋賀県

(2) 実施機関

滋賀県感染症情報センター(以下「情報センター」という。)

3 警報および注意報の発令基準

厚生労働科学研究費補助金(新興・再興感染症研究事業)による「効果的な感染症サーベイランスの評価並びに改良に関する研究」における「感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報システム」(以下「警報・注意報システム」という。)の基準を適用します。

4 対象疾患

警報・注意報システムで基準値が定められている以下の疾患とします。

- (1) インフルエンザ
- (2) 咽頭結膜熱
- (3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- (4) 感染性胃腸炎
- (5) 水痘
- (6) 手足口病
- (7) 伝染性紅斑
- (8) ヘルパンギーナ
- (9) 流行性耳下腺炎
- (10) 急性出血性結膜炎
- (11) 流行性角結膜炎

5 情報提供の方法および時期

(1) 情報提供の方法

①発令時

情報センターは、県のホームページに掲載している滋賀県感染症情報(Shiga Infectious Diseases Report (以下「SIDR」という。))に警報・注意報システムから得られた情報を「警報」または「注意報」として掲載するとともに、感染

症対策課に提供します。

感染症対策課は、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部私学・県立大学振興課、県教育委員会事務局保健体育課、健康医療福祉部内各課および各保健所に情報を提供し、必要に応じ報道機関に資料提供します。

また、保健所は県内市町等関係機関に情報を提供することとします。

②解除時

情報センターは、県のホームページに掲載している「SIDR」に「警報の解除」または「注意報の解除」として掲載します。

(2) 情報提供の時期

①「警報」の発令

別紙「警報・注意報の基準値」の警報の「開始基準値」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合に発令します。

②「警報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 警報の「終息基準値」以上である時は、保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えている場合、継続して発令します。

イ 流行が終息傾向となり、継続発令である基準に満たない場合であっても、情報センターは学識経験者等の意見を参考に、感染症対策課と協議の上、継続して発令することができることとします。

③「警報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 警報の「終息基準値」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった時点で解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは感染症対策課と協議の上、解除することとします。

④「注意報」の発令

別表「警報・注意報の基準値」の注意報「基準値」に達した時に発令します。

⑤「注意報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」以上で警報の「開始基準値」に達するまでの間は、継続して発令します。

イ 地域での流行が終息傾向となり、「注意報」の基準に満たない場合であっても、

情報センターは学識経験者等の意見を参考に、感染症対策課と協議の上、継続して発令することができることとします。

⑥「注意報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」を下回った時に解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは感染症対策課と協議の上、解除することとします。

6 その他

(1) 医療機関における長期休診時のサーベイランスデータの取り扱いについて

医療機関における長期休診時（*）の発生動向調査報告数（定点把握対象疾患）は、全県的な発生状況を反映していない場合があるため、警報および注意報の発令・解除については該当期間を含む週を除いて判断することとします。

（*）冬季（年末年始）、春季（ゴールデンウィーク）、夏季（8月15日前後）

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は感染症対策課長が別に定めます。

付 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

警報・注意報の基準値

対象疾患	警報		注意報
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	—
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	—
感染性胃腸炎	20	12	—
水痘	2	1	1
手足口病	5	2	—
伝染性紅斑	2	1	—
ヘルパンギーナ	6	2	—
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	—
流行性角結膜炎	8	4	—

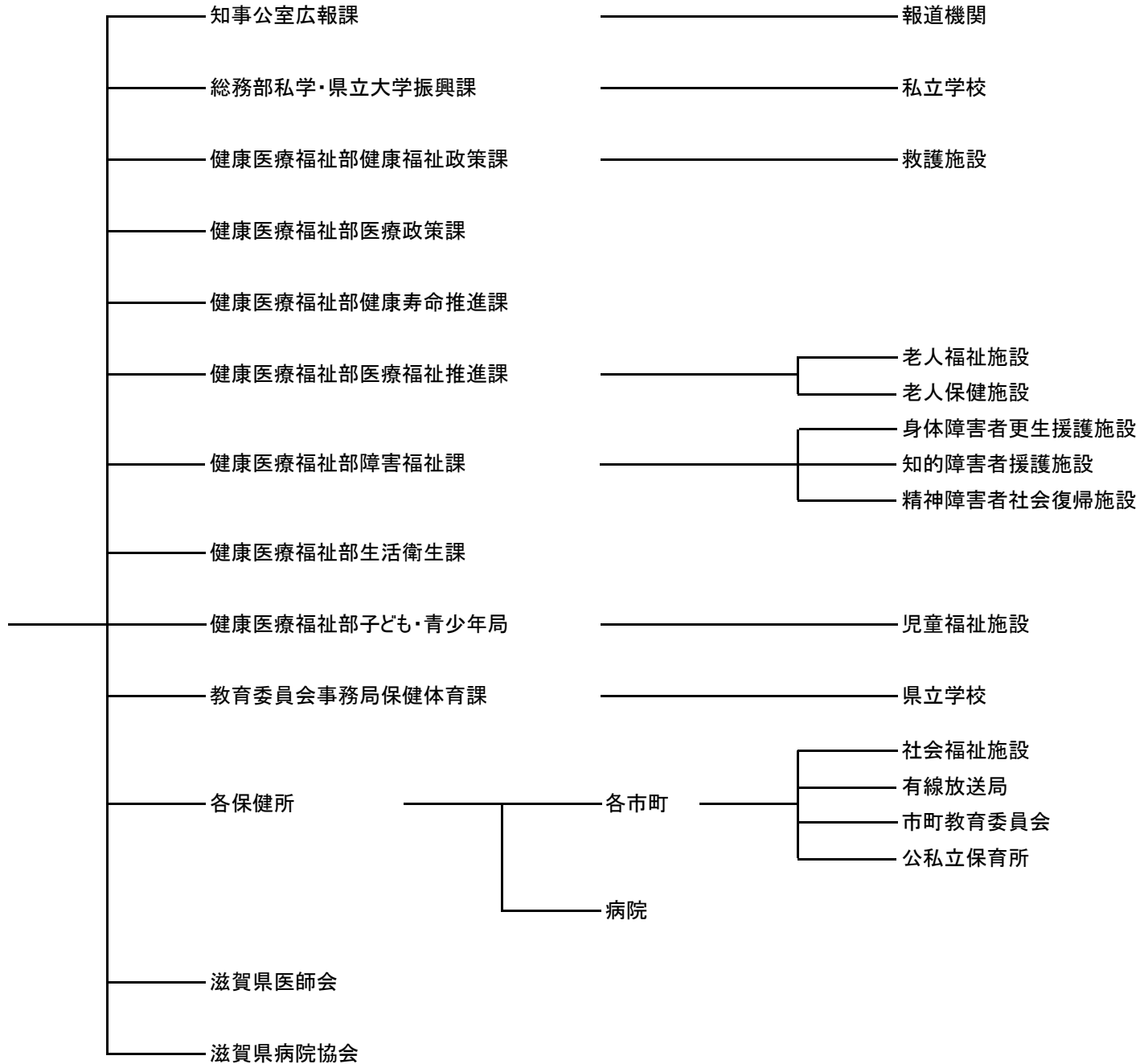
注1 「開始基準値」、「終息基準値」および「基準値」は、すべて定点あたりの数値です。

注2 「注意報」欄の「—」は、注意報対象外の疾患です。

(別添)

滋賀県感染症情報センター

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課



滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領

1 目的

この要領は、腸管出血性大腸菌感染症が頻発し、集団感染の発生やその恐れがある場合、県民に対して注意喚起を行い、発生の予防や拡大防止を図ることを目的とする。

2 実施主体および実施機関

(1) 実施主体

滋賀県

(2) 実施機関

滋賀県感染症情報センター(以下「情報センター」という。)

3 警報の発令

(1) 名称

警報の名称は「腸管出血性大腸菌感染症多発警報」とする。

(2) 発令基準

警報発令の基準は、月曜日から日曜日の7日間を1週間として、次に掲げる場合とする。ただし、同居家族内に複数名の患者等が発生した場合は1名として取り扱う。

県下全域において3週連続して2名以上患者等が発生した

県下全域において1週間に3人以上患者等が発生した

その他重症例の発生やその恐れがある等、特に緊急に注意喚起が必要な事態が生じた

(3) 発令区域

原則として滋賀県全域とするが、発生状況等により区域を限定する。

(4) 発令期間

警報の発令期間は発令の日から翌週の日曜日までとする。

4 情報提供の方法および時期

(1) 情報提供の方法

情報センターは、警報が発令された場合には、県のホームページに掲載している滋賀県感染症情報(Shiga Infectious Diseases Report (以下「SIDR」という。))に「警報」として掲載するとともに、感染症対策課に提供する。

また、感染症対策課は、報道機関に資料提供するとともに滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部私学・県立大学振興課、県教育委員会事務局保健体育課、健康医療福祉部内各課および各保健所に配布する。

保健所は管内市町等関係機関に配布する。

(2) 情報提供の時期

「警報」の発令

警報の発令基準に該当した場合、該当した日に発令する。

「警報」発令中の取扱い

警報発令期間中に再度、発令基準に該当した場合、発令期間が同じ場合は改めて警報発令は行わないこととする。

5 その他

(1) この要領で定める 1 週間の単位を月曜日から日曜日の 7 日間とする。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は感染症対策課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 20 年 8 月 18 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

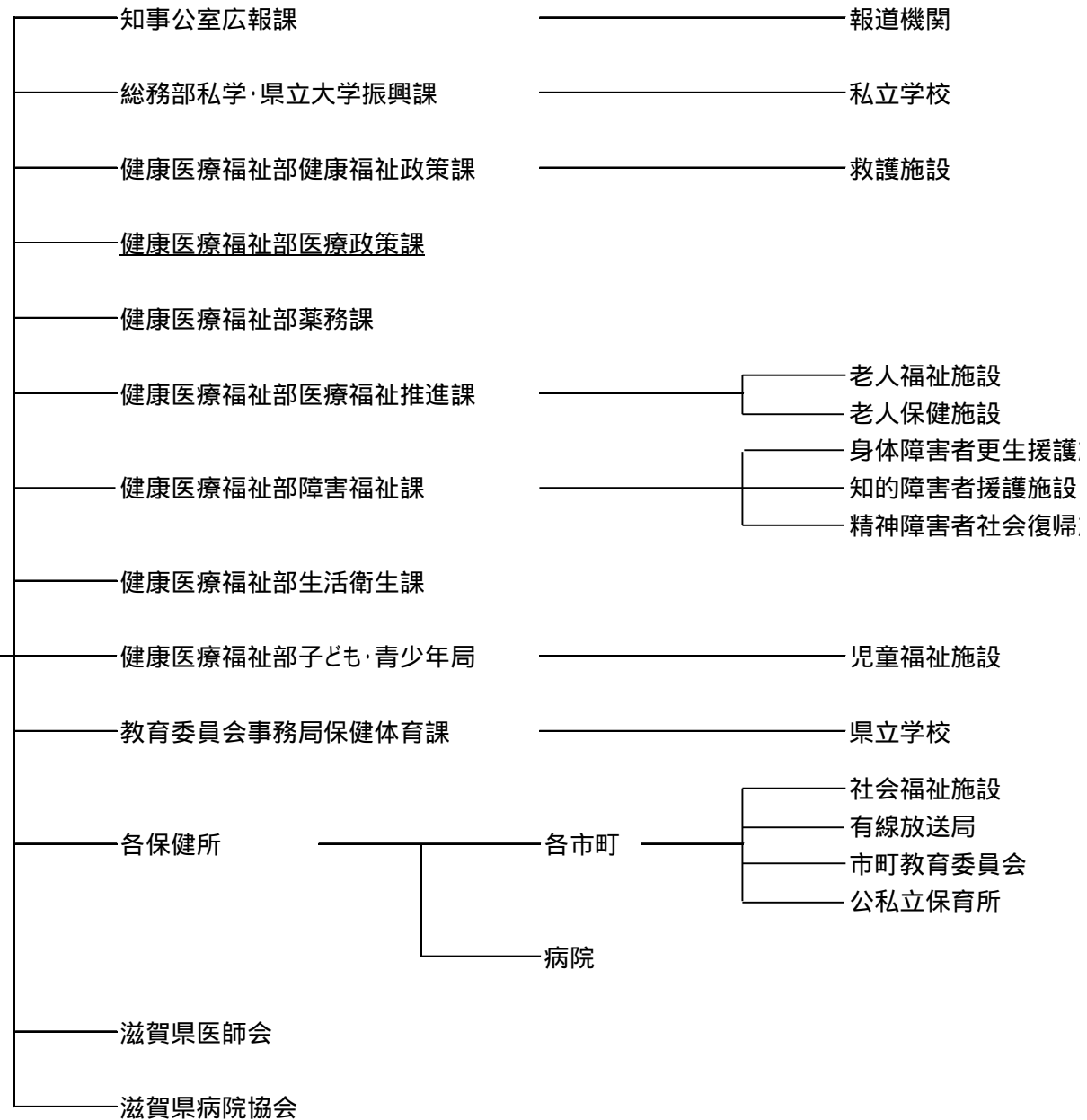
付 則

この要領は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

(別添)

滋賀県感染症情報センター

滋賀県健康医療福祉部
感染症対策課



滋賀県感染症発生動向調査企画検討会設置要綱

1 目的

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の第4の3に基づき滋賀県感染症発生動向調査企画検討会（以下「企画検討会」という。）を設置する。

2 協議事項

企画検討会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 感染症情報の解析・評価に関すること。
- (2) その他事業に関すること。

3 組織

- (1) 企画検討会は10名以内で組織する。
- (2) 委員は次に掲げる者のうちから、衛生科学センター所長が依頼する。
 - (ア) 小児科、内科、微生物学、疫学等の専門家
 - (イ) 学識経験者
 - (ウ) 行政機関の職員

4 会議

- (1) 企画検討会の会議は、所長が必要と認めるときに招集する。
- (2) 企画検討会で必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任を妨げない。

6 委任

この要綱に定めるもののほか企画検討会に関し、必要な事項は別に定める。

7 事務局

企画検討会の事務は、衛生科学センターにおいて処理する。

付 則

この要綱は、平成14年1月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

5. 滋賀県感染症発生動向調査の患者定点および病原体定点一覧

(1)令和3年度感染症発生動向調査の定点医療機関（指定届出機関）

継続・ 継続の別	管轄 保健所	医療機関の名称	郵便番号	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	STD		基幹定点	疑似症
								産婦人科	泌尿器科・ 皮膚科		
継続	大	津市立大津市民病院	520-0804	大津市本宮2丁目9-9							
継続	大	大津赤十字病院	520-0046	大津市長等1丁目1-35							
継続	大	ハッピーねもとクリニック	520-0056	大津市御幸町1-27							
継続	大	藤岡内科医院	520-2279	大津市黒津2丁目2-3							
継続	大	和邇診療所	520-0526	大津市和邇中190-1							
継続	大	小児科 伊吹医院	520-0001	大津市蓮池町7-3							
継続	大	おの医院	520-2101	大津市青山3丁目13-11							
継続	大	医療法人 明光会 まつだ医院	520-2144	大津市大萱2丁目4-20							
継続	大	田中ファミリークリニック	520-0242	大津市本堅田4丁目6-22							
継続	大	米村小児科	520-0812	大津市栄町4-3 昴ビル2階							
継続	大	小児科おくだ医院	520-0813	大津市丸の内町9-35							
継続	草	済生会滋賀県病院	520-3046	粟東市大橋2丁目4-1							
継続	草	済生会守山市民病院	524-0022	守山市守山4丁目14-1							
継続	草	栗東えりこ内科クリニック	525-3005	栗東市御園846-1							
新規	草	津ふくだ医院	524-0065	守山市山賀町1018							
継続	草	せきがわ内科クリニック	525-0028	草津市上笠2丁目17-6							
継続	草	まつかわ小児科	524-0102	守山市水保町字北川1268-20							
継続	草	ふじさわ小児クリニック	525-0032	草津市大路二丁目9番4号							
継続	草	医療法人みらい といやまこどもクリニック	525-0047	草津市追分一丁目4-25-1							
継続	草	ささきクリニック	525-0037	草津市西大路町5-2 ジュネス・コート1階							
継続	草	西藤小児科こどもの呼吸器・アレルギークリニック	524-0022	守山市守山一丁目12-12							
継続	草	うえだこどもクリニック	520-2331	野洲市小磯原869-1							
継続	甲	公立甲賀病院	528-0074	甲賀市水口町松尾1256							
継続	甲	甲賀市立信楽中央病院	529-1851	甲賀市信楽町長野473							

管轄 保健所	医療機関の名称	郵便番号	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	STD		基幹定点	疑心症
							産婦人科	泌尿器科・ 皮膚科		
甲 賀	医療法人 寺井医院	520-3332	甲賀市甲南町希望ヶ丘本町6丁目857-81							
甲 賀	医療法人社団 ゆずりは会 たなか小児科医院	528-0012	甲賀市水口町曉2-3							
甲 賀	のむら小児科	520-3106	湖南市石部中央一丁目3-26							
東 近 江	近江八幡市立総合医療センター	523-0082	近江八幡市土田町1379							
東 近 江	国立病院機構 東近江総合医療センター	527-8505	東近江市五智町255							
東 近 江	石塚医院	523-0871	近江八幡市宮内町188-6							
東 近 江	医療法人三方会 つちだ内科医院	527-0023	東近江市八日市緑町3-6							
東 近 江	おかもとキッズクリニック	521-1224	東近江市林町616							
東 近 江	たなか小児科	527-0023	東近江市八日市緑町5-27							
東 近 江	医療法人 育誠会 西川小児科医院	523-0892	近江八幡市出町309							
東 近 江	ともどもクリニック	523-0891	近江八幡市鷹飼町450-6							
彦 根	彦根市立病院	522-0057	彦根市八坂町1882							
彦 根	公益財団法人 豊郷病院	522-0044	犬上郡豊郷町大字八目12							
彦 根	医療法人 高山内科循環器科	522-0053	彦根市日夏町2680-35							
彦 根	野口小児科	529-1315	愛知郡愛荘町町香掛388							
彦 根	小児科ふじせき医院	522-0201	彦根市高宮町2037							
長 浜	市立長浜病院	526-0043	長浜市大成亥町313							
長 浜	長浜市立湖北病院	529-0493	長浜市木之本町黒田1221							
長 浜	長浜赤十字病院	526-8585	長浜市宮前町14-7							
長 浜	虎姫診療所	529-0142	長浜市田町61							
長 浜	医療法人豊山会 風の街こどもクリニック	526-0021	長浜市八幡中町361							
長 浜	岩根医院	529-0425	長浜市木之本町木之本1112							
高 島	高島市民病院	520-1121	高島市勝野1667							
高 島	おかだ小児科医院	520-1631	高島市今津町名小路1丁目1-6							

(2)令和3年度感染症発生動向調査の病原体定点医療機関

新規・ 継続の別	管轄保健所	医療機関の名称	郵便番号	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	基幹定点
継続	大津市	市立大津市民病院	520-0804	大津市本宮2丁目9-9				
継続	大津市	大津赤十字病院	520-0046	大津市長等1丁目1-35				
継続	大津市	滋賀医科大学医学部附属病院	520-2192	大津市瀬田月輪町				
継続	大津市	医療法人 叡湖会 大西クリニック	520-0047	大津市浜大津3丁目7-23				
継続	草津	済生会滋賀県病院	520-3046	栗東市大橋2丁目4-1				
継続	草津	ふじさわ小児クリニック	525-0032	草津市大路2丁目9番4号				
継続	甲賀	公立甲賀病院	528-0074	甲賀市水口町松尾1256				
継続	東近江	近江八幡市立総合医療センター	523-0082	近江八幡市土田町1379				
継続	東近江	東近江総合医療センター	527-8505	東近江市五智町255				
継続	彦根	彦根市立病院	522-0057	彦根市八坂町1882				
継続	彦根	小児科ふじせき医院	522-0201	彦根市高宮町2037				
継続	長浜	市立長浜病院	526-0043	長浜市大茂亥町313				
継続	長浜	長浜赤十字病院	526-0053	長浜市宮前町14-7				
継続	高島	高島市民病院	520-1121	高島市勝野1667				

週対応表 2021年

	週	月	火	水	木	金	土	日		週	月	火	水	木	金	土	日
1月	1	4	5	6	7	8	9	10	7月	27	5	6	7	8	9	10	11
	2	11	12	13	14	15	16	17		28	12	13	14	15	16	17	18
	3	18	19	20	21	22	23	24		29	19	20	21	22	23	24	25
	4	25	26	27	28	29	30	31		30	26	27	28	29	30	31	1
2月	5	1	2	3	4	5	6	7	8月	31	2	3	4	5	6	7	8
	6	8	9	10	11	12	13	14		32	9	10	11	12	13	14	15
	7	15	16	17	18	19	20	21		33	16	17	18	19	20	21	22
	8	22	23	24	25	26	27	28		34	23	24	25	26	27	28	29
3月	9	1	2	3	4	5	6	7	9月	35	30	31	1	2	3	4	5
	10	8	9	10	11	12	13	14		36	6	7	8	9	10	11	12
	11	15	16	17	18	19	20	21		37	13	14	15	16	17	18	19
	12	22	23	24	25	26	27	28		38	20	21	22	23	24	25	26
	13	29	30	31	1	2	3	4		39	27	28	29	30	1	2	3
4月	14	5	6	7	8	9	10	11	10月	40	4	5	6	7	8	9	10
	15	12	13	14	15	16	17	18		41	11	12	13	14	15	16	17
	16	19	20	21	22	23	24	25		42	18	19	20	21	22	23	24
	17	26	27	28	29	30	1	2		43	25	26	27	28	29	30	31
5月	18	3	4	5	6	7	8	9	11月	44	1	2	3	4	5	6	7
	19	10	11	12	13	14	15	16		45	8	9	10	11	12	13	14
	20	17	18	19	20	21	22	23		46	15	16	17	18	19	20	21
	21	24	25	26	27	28	29	30		47	22	23	24	25	26	27	28
	22	31	1	2	3	4	5	6		48	29	30	1	2	3	4	5
6月	23	7	8	9	10	11	12	13	12月	49	6	7	8	9	10	11	12
	24	14	15	16	17	18	19	20		50	13	14	15	16	17	18	19
	25	21	22	23	24	25	26	27		51	20	21	22	23	24	25	26
	26	28	29	30	1	2	3	4		52	27	28	29	30	31	1	2